

第2期みやこ町地域福祉計画

平成31年3月
みやこ町

はじめに

近年、地域社会では、少子高齢化や単身世帯の増加等により、住民同士のつながりが薄れ、さらには経済状況の厳しさも相まって、経済的困窮や社会的孤立、介護や子育てに対する不安等私たちを取り巻く福祉課題は複雑・多様化しています。

そのような現状のなか、これからは地域で抱えている困りごとや課題を地域住民、行政、社会福祉協議会、各種関係団体等が連携して解決に取り組むことが一層重要となります。

本町では平成26年3月に第1期みやこ町地域福祉計画を策定以来、地域における福祉を推進してまいりました。このたび、町民アンケートや各種関係団体に対するヒアリングを通じて、本町の地域福祉に関する現状や課題を把握し、第1期計画の検証・評価を行い、「第2期みやこ町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画はその検証・評価を踏まえつつ、第1期計画の基本理念である「住み慣れた町で安心して生活できる福祉のまちづくり」を引き継ぎ、すべての町民の皆様が住み慣れた地域で安心・安全に、いきいきと暮らし続けることを目標としたものです。

この基本理念の実現には、行政による「公助」だけでなく、町民の皆様一人ひとりの「自助」、地域や関係団体の「共助」がうまく機能することが不可欠となり、今後も皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力賜りましたみやこ町地域福祉計画策定検討委員の皆様、貴重なご意見をいただいた福祉関係団体の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様に対しまして厚くお礼を申し上げます。

今後も引き続き地域福祉の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成31年3月

みやこ町長 井上幸春



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 自殺対策計画の一体的な策定	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	7
第2章 地域福祉の現状と課題	9
1. 地域を取り巻く現状	9
2. みやこ町地域福祉と心の健康に関するアンケート調査（概要）	24
第3章 計画の基本方針	51
1. 基本理念	51
2. 基本目標	51
3. 計画の体系	52
第4章 具体的取組	53
1. 住民参加による協働のまちづくり	53
(1) 福祉意識の向上	53
(2) 交流の場、機会づくり	55
(3) 地域福祉の担い手の育成	57
(4) 見守り・助け合いの推進	59
2. 健康福祉のまちづくり	61
(1) 健康づくりの推進	61
(2) こころの健康づくりの推進（自殺対策計画）	63
3. あたたかな福祉サービスが受けられるまちづくり	74
(1) 情報提供の充実	74
(2) 利用しやすい福祉サービスの充実	76
(3) 相談窓口の充実	78
(4) 権利擁護対策の推進	80
4. 安心して暮らせるまちづくり	83
(1) 防災・防犯対策	83
(2) 人にやさしいまちづくり	87
(3) 外出や移動のための手段づくり	90
第5章 計画の推進	93
1. 連携体制の強化	93
2. 社会福祉協議会との連携強化	93
3. 計画の進行管理と評価	93
資料編	95

***** 「障がい」の表記について *****

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

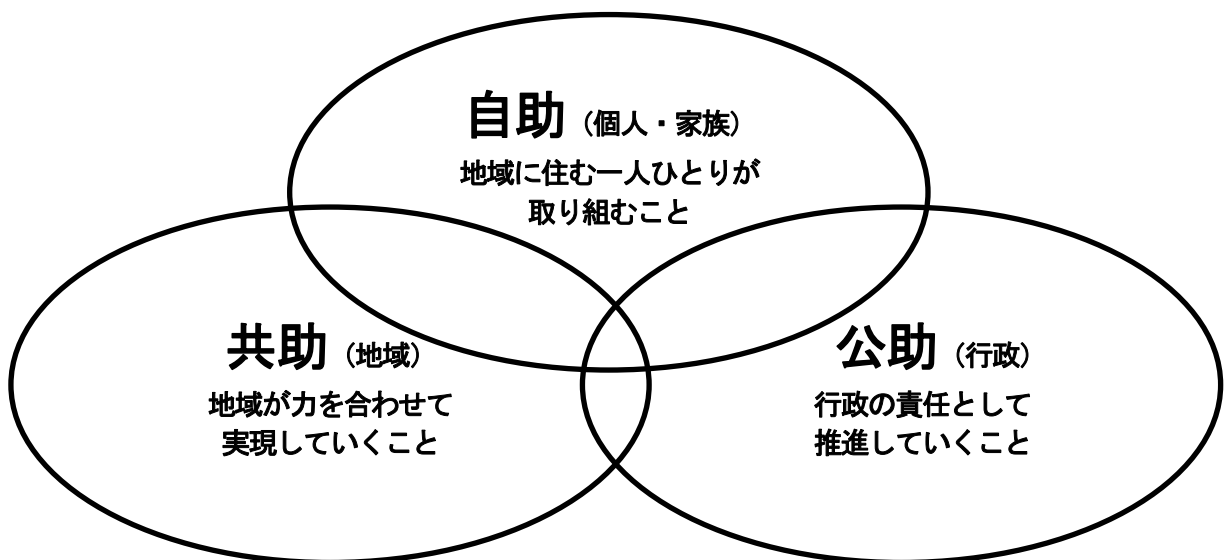
近年、少子高齢化の進展により単身世帯の増加や近隣住民の関係が気薄化し、社会から孤立する人々が生じやすくなってきています。また、これらにあわせて、経済状況の変化等により、経済的困窮や社会的孤立状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

このようななか、みやこ町では、地域住民同士のつながりを強くし、地域の力を引出し、誰もが安心して生活できる町づくりをすすめるため、平成26年3月に「みやこ町地域福祉計画」（平成26年度～平成30年度）を策定し、関連施策を推進してきました。

国においては、平成29年6月に社会福祉法が改正され、社会構造の変化や人々の暮らしの変化に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

そのためには、住民自身の努力による「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が主体となって取り組む「公助」の役割分担を行い、協働による福祉のまちづくりをこれまで以上に推進していくことが必要です。

みやこ町は、このような国の制度改正の主旨やこれまでの町における取組を踏まえ、地域住民がともに支え合いながら、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができる町づくりを目指し、「第2期みやこ町地域福祉計画」を策定し、方針を定めます。



地域福祉とは・・・

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

○自助とは

「行政まかせ」や「他人ごと」ではなく、日常生活の中の様々な課題に対し、自らの責任において判断（自己決定）しながら、その解決を図っていくこと。

⇒住民の役割

地域住民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることに自覚を持ち、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加するなど、活動の第一歩を踏み出すことが期待されます。

○共助とは

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれに役割を担っていくこと。隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合いながら地域の課題の解決を図っていくこと。

⇒社会福祉協議会の役割

身近な地域での住民に対する総合的な支援、コミュニティの形成を推進する役割が期待されます。特に地域住民の生活ニーズを捉え、様々な社会資源をコーディネートしながら、地域福祉を推進する機能が期待されます。

⇒ボランティア団体等の住民組織の役割

ボランティア団体等の組織は、独自の専門性を持ち、特に高齢者や障がい者支援、子育て支援などの分野において、関心のある住民を受け入れたり、活動の必要性を啓発するなど、住民の意識を高めながら先導していく役割が期待されます。

○公助とは

個人や家族（自助）、地域や団体の力（共助）だけでは解決できない福祉課題に対し、行政がその取組を支援するとともに、地域福祉を総合的に推進するための環境づくりを行うこと。

⇒行政の役割

「自助」や「共助」では解決できない問題への対応や福祉サービスを提供するとともに、地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。さらに地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供に努めます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定します。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）【抜粋】

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

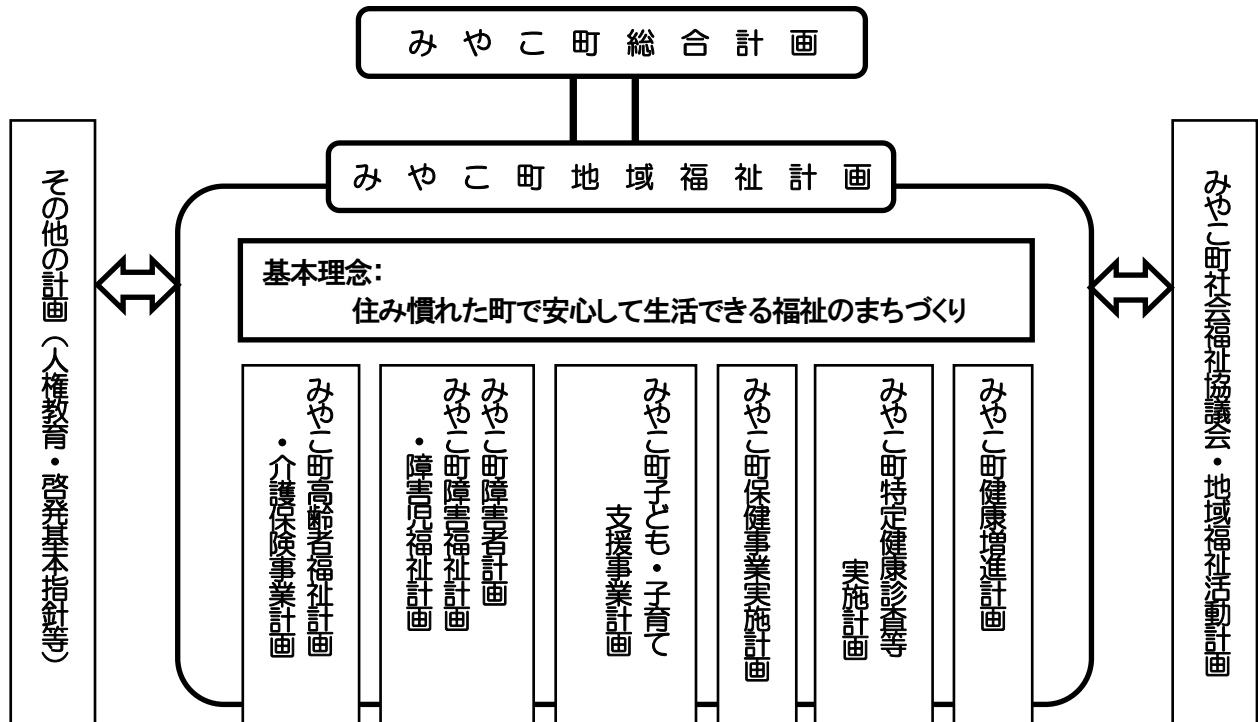
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、本計画は、県計画や「みやこ町総合計画」との整合性を図るとともに、各種福祉関連計画の上位計画として位置づけ、整合性を図りつつ策定するものです。



3. 自殺対策計画の一体的な策定

(1) 自殺対策をめぐる国・県の動向

国においては、平成18年に施行された「自殺対策基本法」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として、平成19年に「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。

また、平成10年以降年間3万人と高止まりしていた年間自殺者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となりました。しかし、依然、自殺者数は年間2万人を超える水準となっており、非常事態はいまだに続いているといえます。

このようななかで、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市区町村は「自殺総合対策大綱」及び「都道府県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案して、「自殺対策計画」を策定するものとされ、平成29年7月には、「自殺総合対策大綱」が見直され、「地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされました。

福岡県においては、国の動向を踏まえ、平成20年以降、自殺予防のための相談電話「ふくおか自殺予防ホットライン」の設置など様々な自殺対策事業に取り組み、平成29年度には「福岡県自殺対策計画」が策定されました。

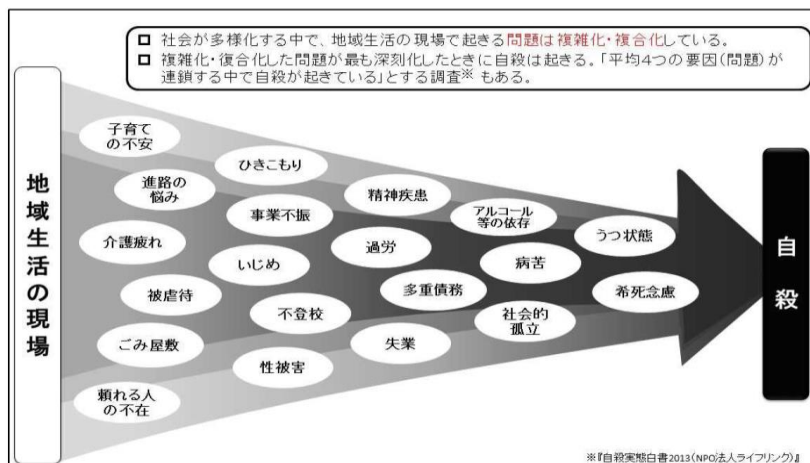
(2) みやこ町自殺対策計画の策定

みやこ町においても、国・県の動向を踏まえ、すべての人がこころの健康を保ちつつ、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、新たに「みやこ町自殺対策計画」を策定します。

なお、国が示す「市町村自殺対策計画策定の手引」において、「自殺対策計画は、地域福祉計画等の他の計画の一部として策定することが可能」とされています。

社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画に「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方を計画に盛り込むべき」とされていることや、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていること、みやこ町の地域福祉計画が同じく平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)の5年間を計画期間とすること等を踏まえ、自殺対策計画を地域福祉計画の一部として一体的に策定することとします。

【自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)】



4. 計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間を計画の期間とします。

なお、新たな社会保障制度の構築や行政施策が変化した場合、見直しを行うものとします。

福祉・保健等の主な計画の策定状況及び計画期間

【平成29年度（2017年度）～平成36年度（2024年度）】

計画名・計画期間	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
【総合計画】								
第2次総合計画 (平成28年度～平成32年度)				→				
第3次総合計画 (平成33年度～平成37年度)								→
【地域福祉計画】								
第2期地域福祉計画 (平成31年度～平成35年度)							→	
【地域防災計画】								
地域防災計画 (平成30年度～)								→
【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】								
第7期 (平成30年度～平成32年度)				→				
第8期 (平成33年度～平成35年度)							→	
【障害者】								
第2期障害者計画 (平成30年度～平成35年度)							→	
障害福祉計画・障害児福祉計画								
第5期（障害児は第1期） (平成30年度～平成32年度)				→				
第6期（障害児は第2期） (平成33年度～平成35年度)							→	
【子ども・子育て支援事業計画】								
第1期 (平成27年度～平成31年度)				→				
第2期 (平成32年度～平成36年度)								→
【保 健】								
第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度～平成35年度)							→	
健康増進計画 (平成29年度～平成34年度)						→		

5. 計画の策定体制

本計画策定にあたって、以下の体制を構築するとともに住民へのアンケート調査等を実施し、計画への住民意見の反映に努めました。

(1) 計画策定検討委員会の設置

みやこ町の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成する「みやこ町地域福祉計画策定検討委員会」（9名）を設置し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査

調査対象	町内在住の18歳以上の住民 2,500人（無作為抽出）
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
回収数（回収率）	823人（32.9%）
調査期間	平成30年9月7日（金）～平成30年10月15日（月） ※回収予備期間を含む

(3) 関係団体ヒアリングの実施

地域福祉の重要な担い手である福祉活動を行っている5団体の意見・意向を把握するためのヒアリング調査を実施しました。これらの結果から得られた福祉活動団体の意見を計画に反映するよう努めました。

協力団体	地域福祉に関係する団体（5団体） ・みやこ町子育て支援センター ・みやこ町身体障害者福祉協会 ・みやこ町老人クラブ連合会 ・みやこ町民生委員・児童委員協議会 ・みやこ町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）
調査項目	団体の活動状況、地域の課題について
調査方法	自由記述式調査票の配布—後日グループヒアリング
調査日	平成30年11月20日（火）

第2章 地域福祉の現状と課題

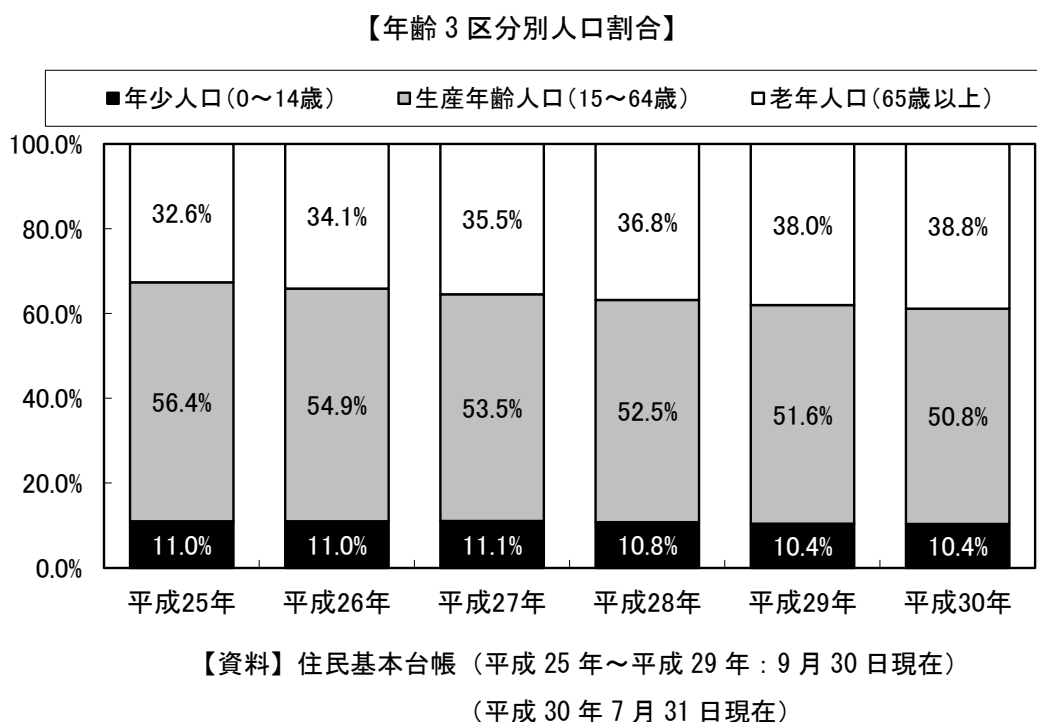
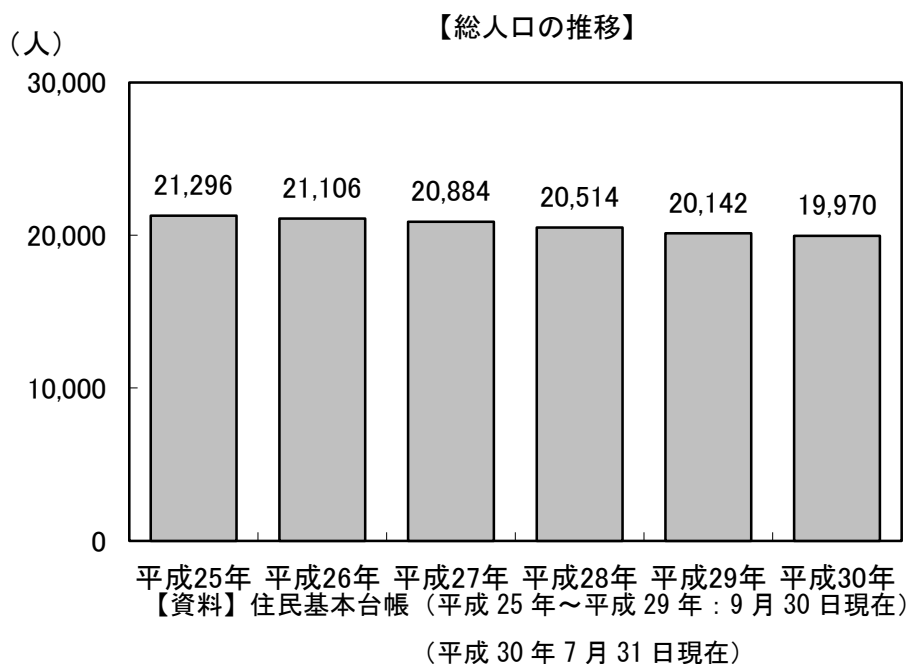
1. 地域を取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口割合

みやこ町の総人口は、平成25年以降減少傾向にあり、平成30年7月31日現在で19,970人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）は約1割で横ばいに推移しています。生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成30年7月31日現在では38.8%と、約4割が65歳以上の高齢者という状況です。

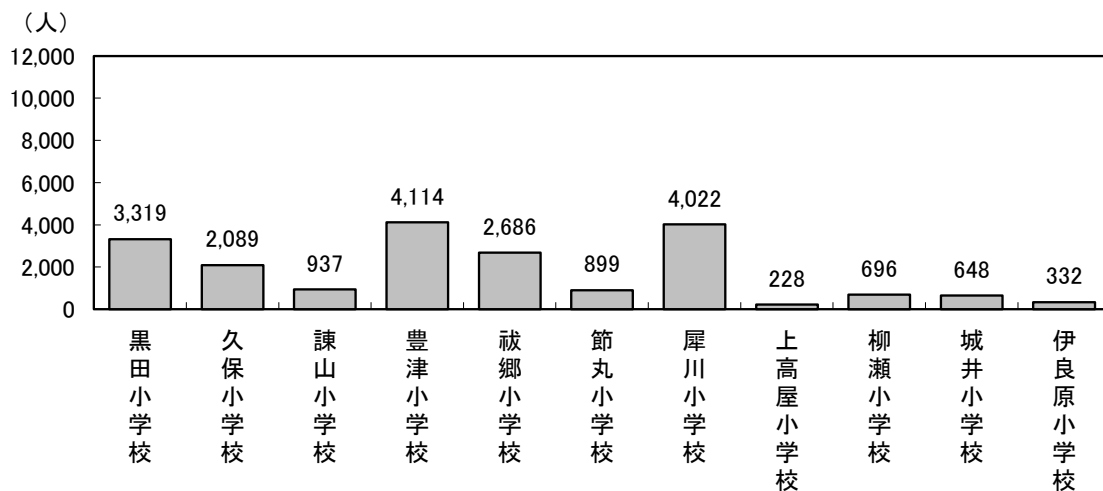


②校区別人口・校区別年齢3区分別人口割合

平成30年7月31日現在の校区別人口をみると、豊津小学校区が4,114人と最も多くなっています。最も少ない人口の校区は上高屋小学校区で228人となっています。

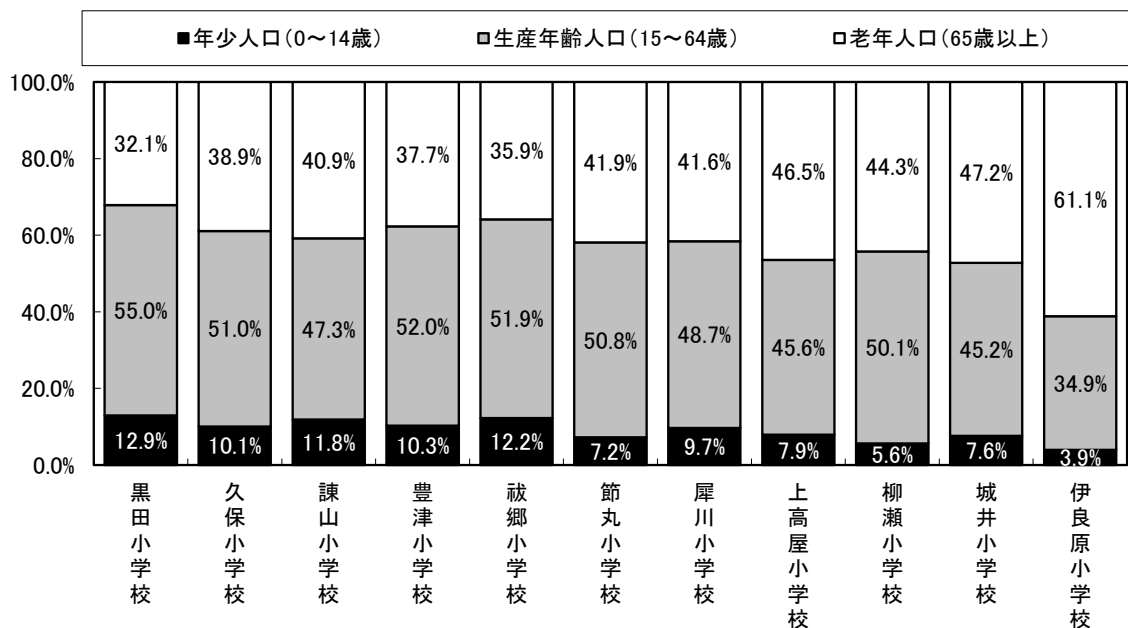
校区別年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は黒田小学校区（12.9%）で最も高くなっています。すべての小学校区において老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回っており、特に伊良原小学校区（61.1%）で高齢化が進行しています。

【校区別人口】



【資料】住民基本台帳（平成30年7月31日現在）

【校区別年齢3区分別人口割合】



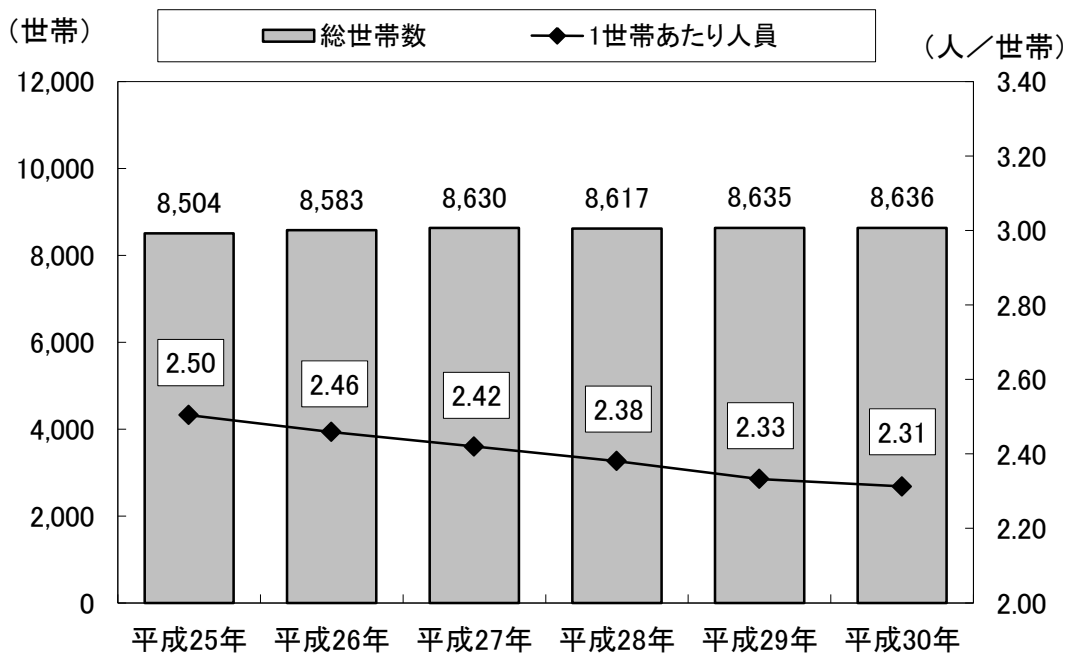
【資料】住民基本台帳（平成30年7月31日現在）

③総世帯数・1世帯あたり人員

総世帯数をみると、平成26年以降は約8,600世帯で推移し、平成30年7月31日現在では8,636世帯となっています。

1世帯あたり人員は平成25年から減少傾向にあり、平成30年7月31日現在では2.31人と世帯規模は縮小しています。

【総世帯数・1世帯あたり人員】



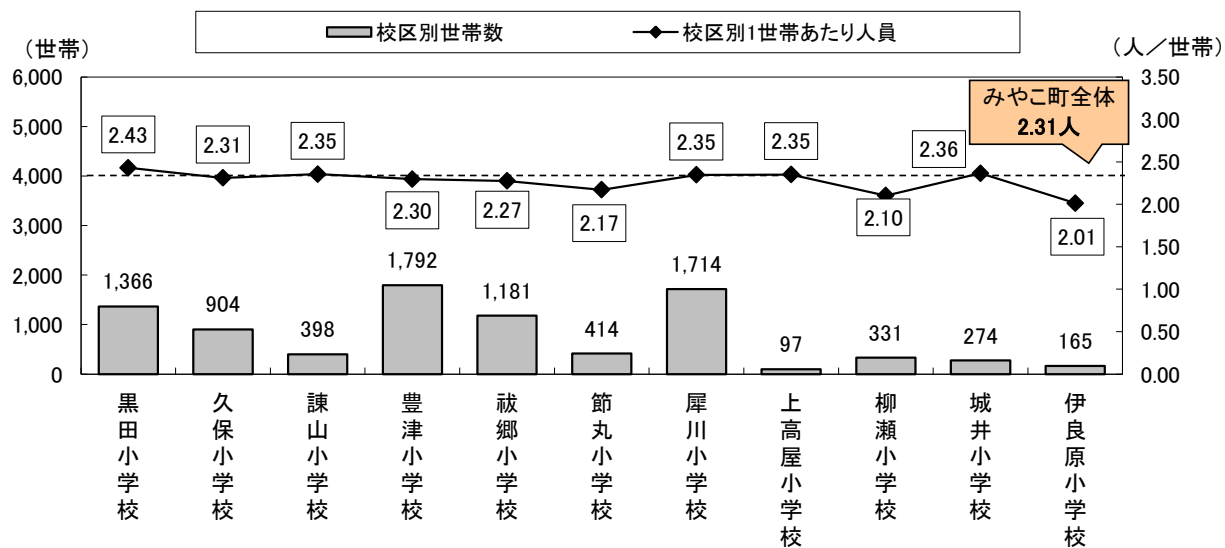
【資料】住民基本台帳（平成25年～平成29年：9月30日現在）
（平成30年7月31日現在）

④校區別世帯数・校區別1世帯あたり人員

平成30年7月31日現在の校區別世帯数をみると、校區別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

校區別1世帯あたり人員は、黒田小学校区(2.43人)で多く、節丸小学校区(2.17人)、柳瀬小学校区(2.10人)、伊良原小学校区(2.01人)等で少なくなっています。

【校區別世帯数・校區別1世帯あたり人員】



【資料】住民基本台帳(平成30年7月31日現在)

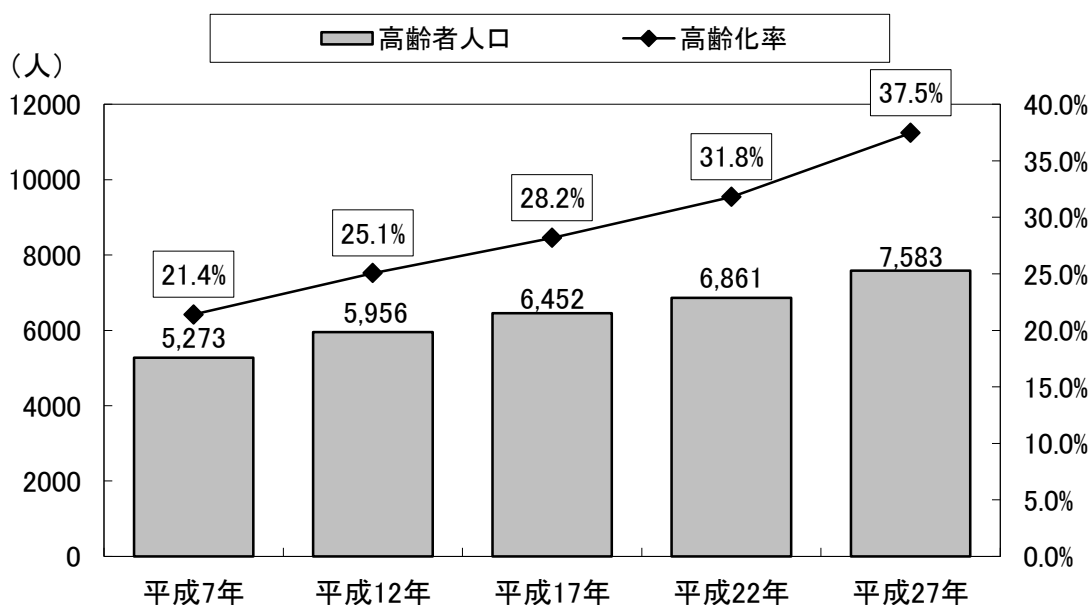
(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成7年の5,273人から平成27年には7,583人と、20年間で2,310人増え、増加が顕著になっています。高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も平成7年の21.4%から平成27年には37.5%と、20年間で16.1ポイント増加しています。

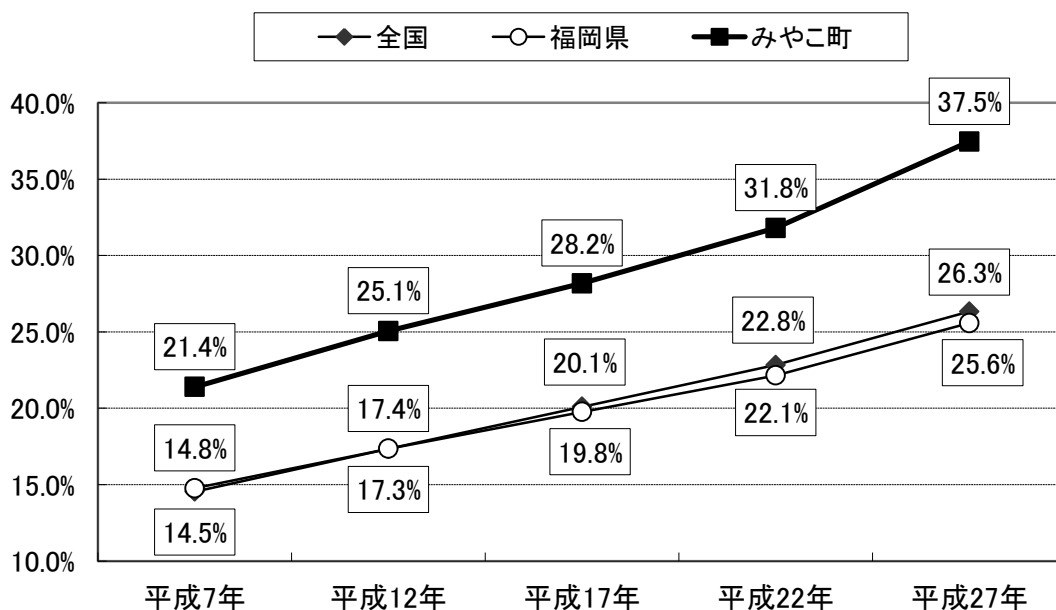
また、高齢化率を全国・福岡県と比較すると非常に高い水準で推移しており、全国的にも高齢化率が高い地域であることがわかります。

【高齢者人口・高齢化率】



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

【高齢化率の推移（全国・福岡県との比較）】



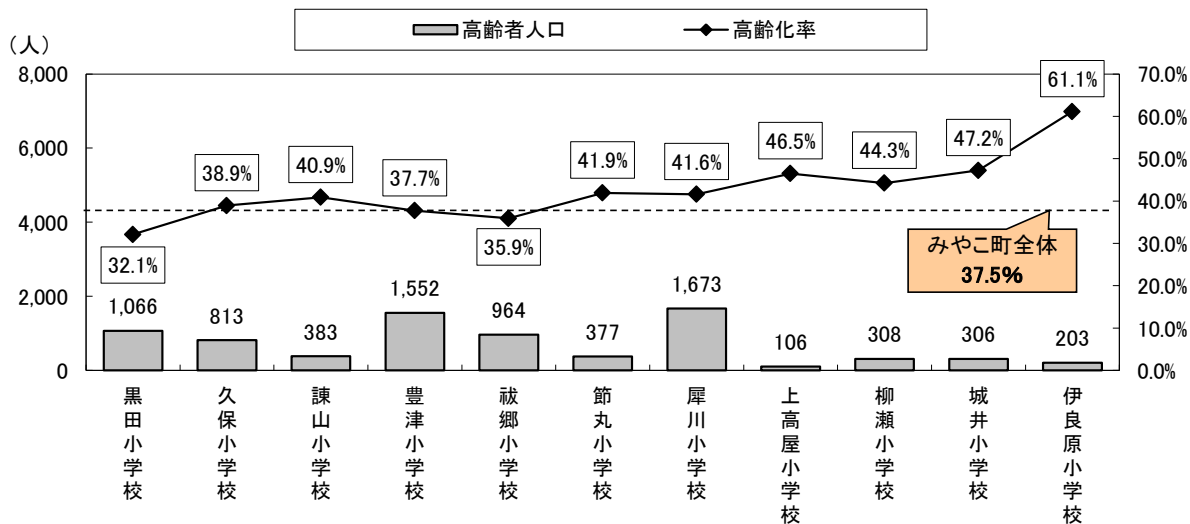
【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

②校区别高齢者人口・校区别高齢化率

平成30年7月31日現在の校区别高齢者人口をみると、概ね校区别人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

校区别高齢化率は、伊良原小学校区（61.1%）、城井小学校区（47.2%）、上高屋小学校区（46.5%）等で高く、黒田小学校区（32.1%）で低くなっています。

【校区别高齢者人口・校区别高齢化率】

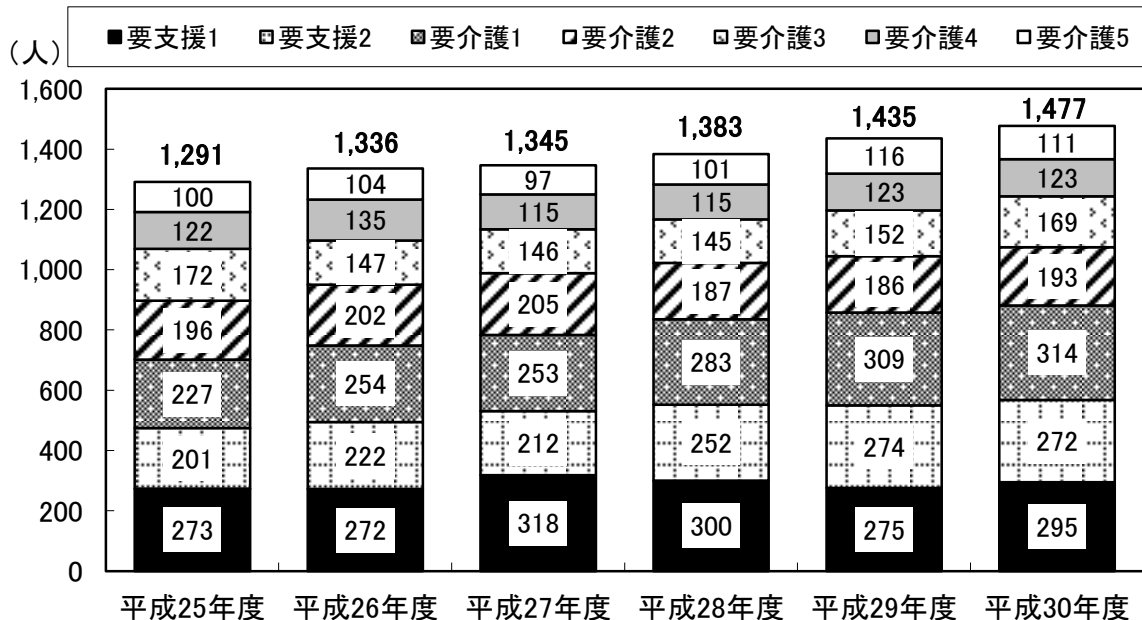


【資料】住民基本台帳（平成30年7月31日現在）

③要介護認定状況

要介護認定者数は、平成25年から増加傾向にあり、平成30年7月31日現在で1,477人となっています。要介護認定別にみると、特に要介護1が増加傾向にあります。

【要介護認定の推移】



【資料】町資料（平成25～29年：3月31日現在）
（平成30年7月31日現在）

※2号被保険者を含む

④在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯はともに増加しており、特に高齢者単身世帯は、平成12年から平成27年の15年間に421世帯増加しています。

【在宅高齢者世帯の状況】

（単位：世帯）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	784	919	1,070	1,205
高齢者夫婦世帯	992	1,148	1,182	1,375
高齢者同居世帯	1,986	1,955	1,935	1,962

【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

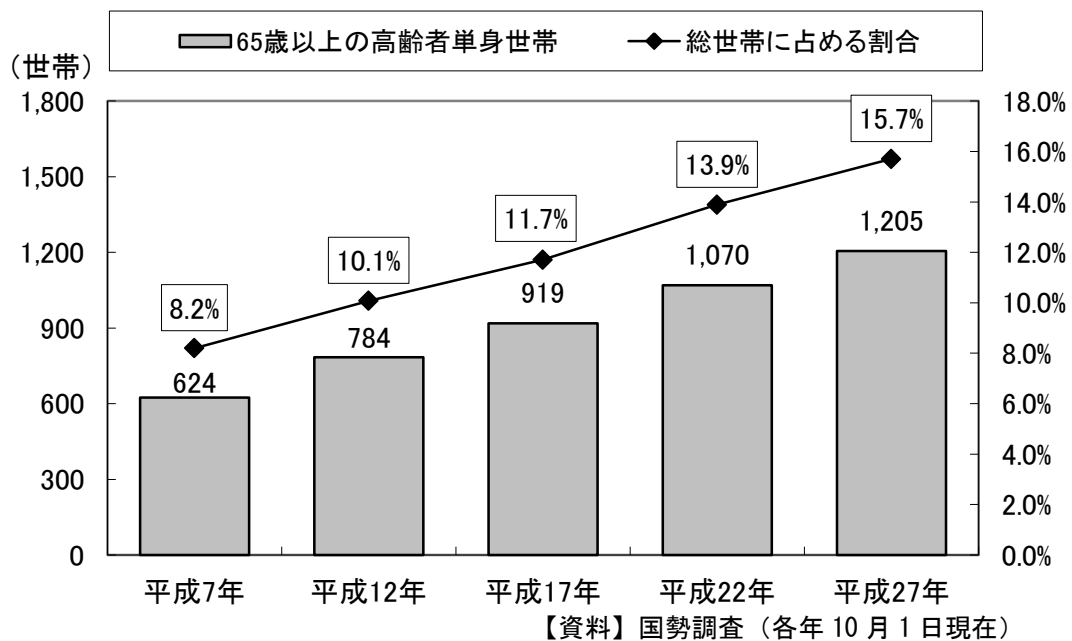
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

⑤65歳以上の高齢者単身世帯の推移

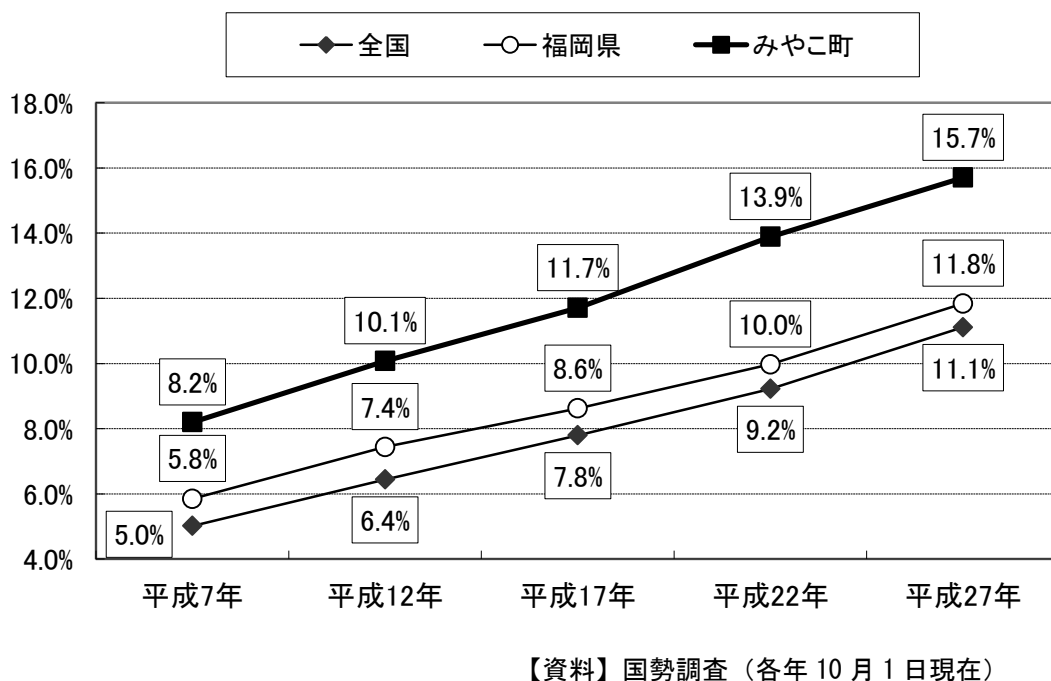
65歳以上の高齢者単身世帯は、平成7年の624世帯から平成27年には1,205世帯と、10年間で約2倍に増加しており、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合をみても、平成7年の8.2%から平成27年には15.7%と、20年間で7.5ポイント増加しています。

また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・福岡県と比較すると、高い水準で推移しています。

【65歳以上の高齢者単身世帯の推移】



【総世帯に占める高齢者単身世帯率の推移（全国・福岡県との比較）】

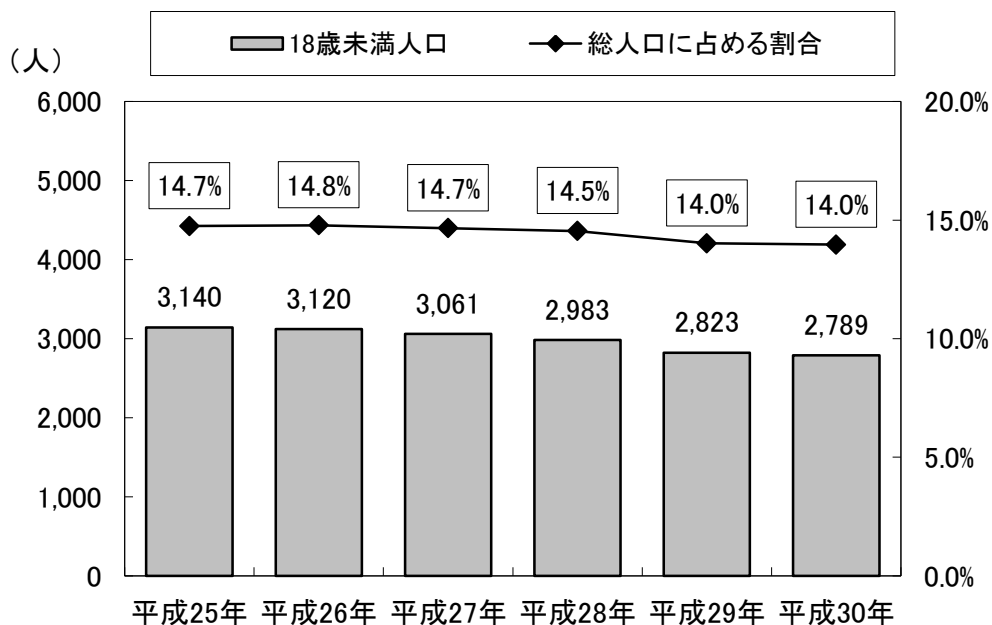


(3) 児童の状況

① 18歳未満人口

18歳未満人口は、平成30年7月31日現在で2,789人となっており、平成25年から減少傾向にあって、今後もますます少子化が進行すると予想されます。

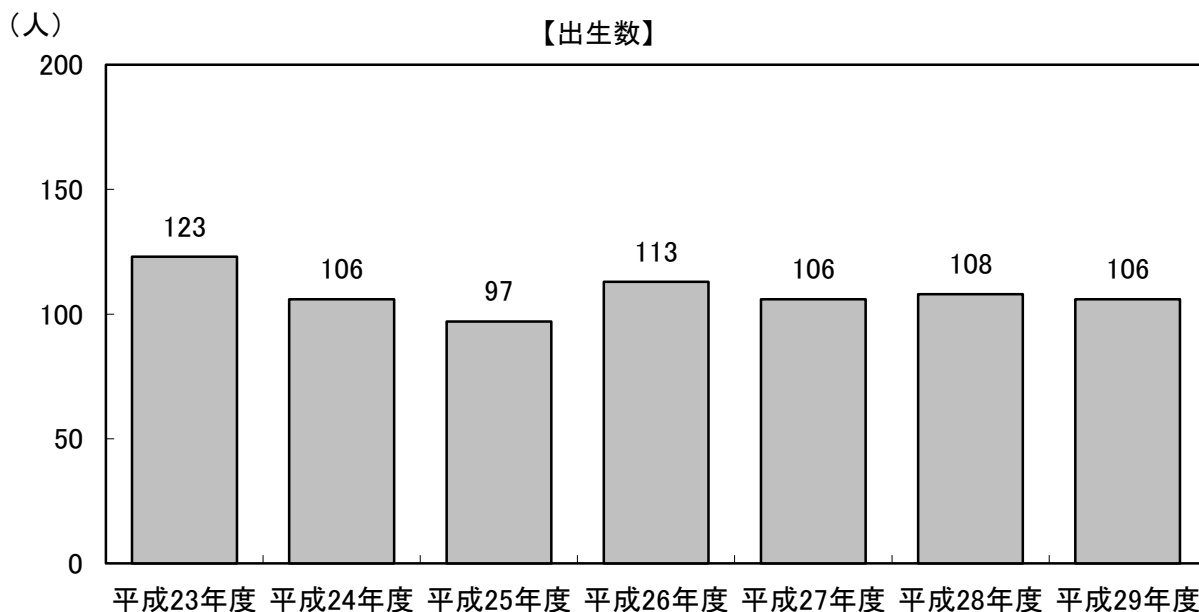
【18歳未満人口の推移】



【資料】住民基本台帳（平成25年～平成30年：9月30日現在）
（平成30年7月31日現在）

② 出生数

出生数は、平成23年から平成25年にかけて減少傾向にありましたが、平成26年に増加に転じ113人となりました。その後は110人弱で増減を繰り返しながら推移し、平成29年では106人となっています。



【資料】人口動態統計

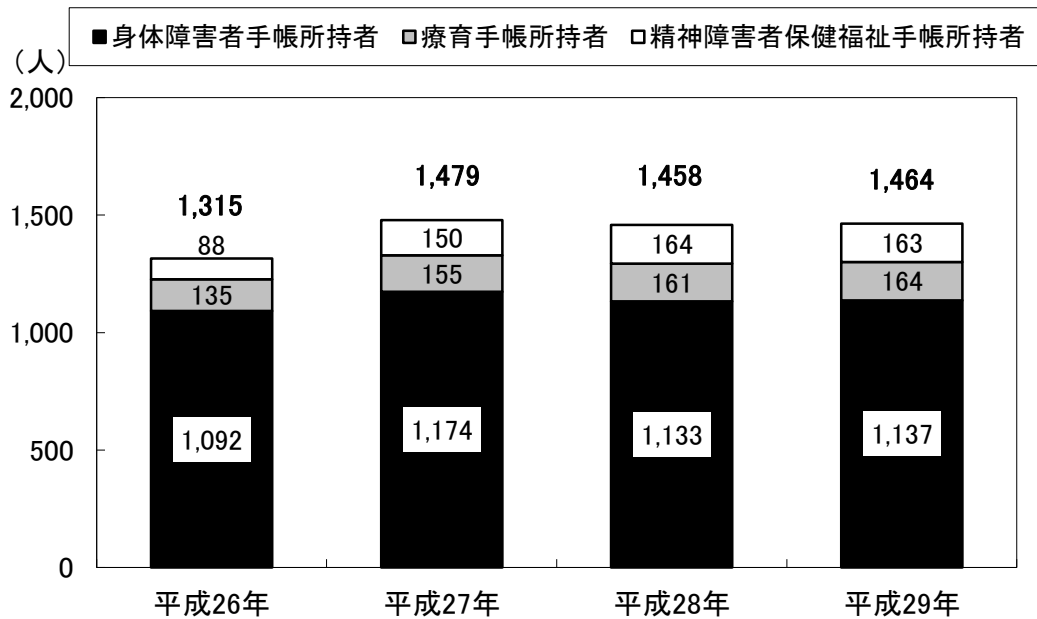
(4) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、平成26年から平成27年に大きく増加し、以降増減はあるものの、1,400人台で推移し、平成29年には1,464人となっています。

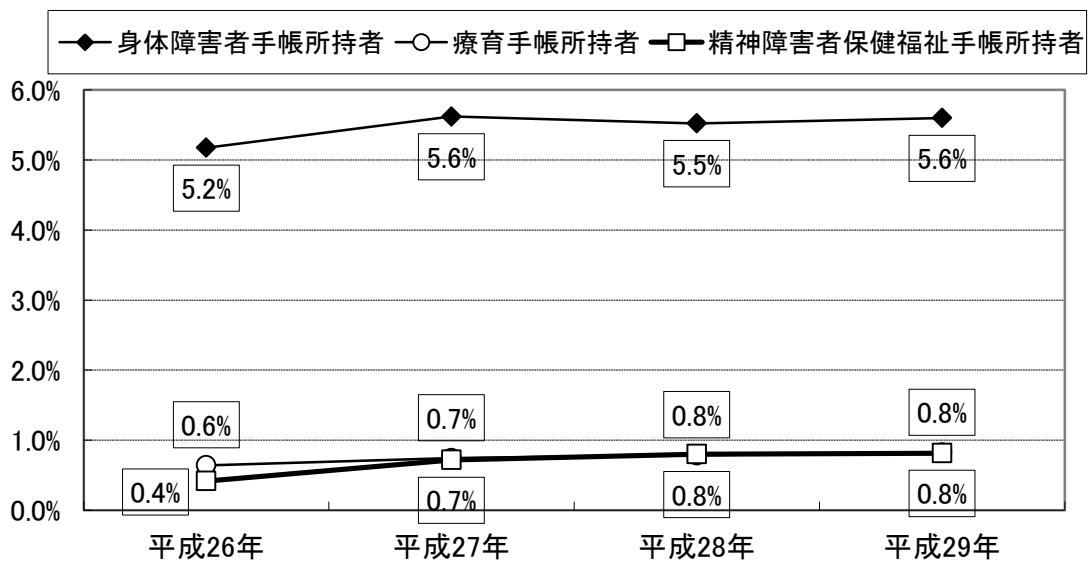
また、平成29年6月30日現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は5.6%、療育手帳所持者は0.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.8%となっており、全体の7.2%の人が手帳を所持しています。

【障害者手帳所持者の推移】



【資料】町資料（平成26年～平成28年：10月1日現在）
（平成29年6月30日現在）

【総人口に占める手帳所持者の割合】

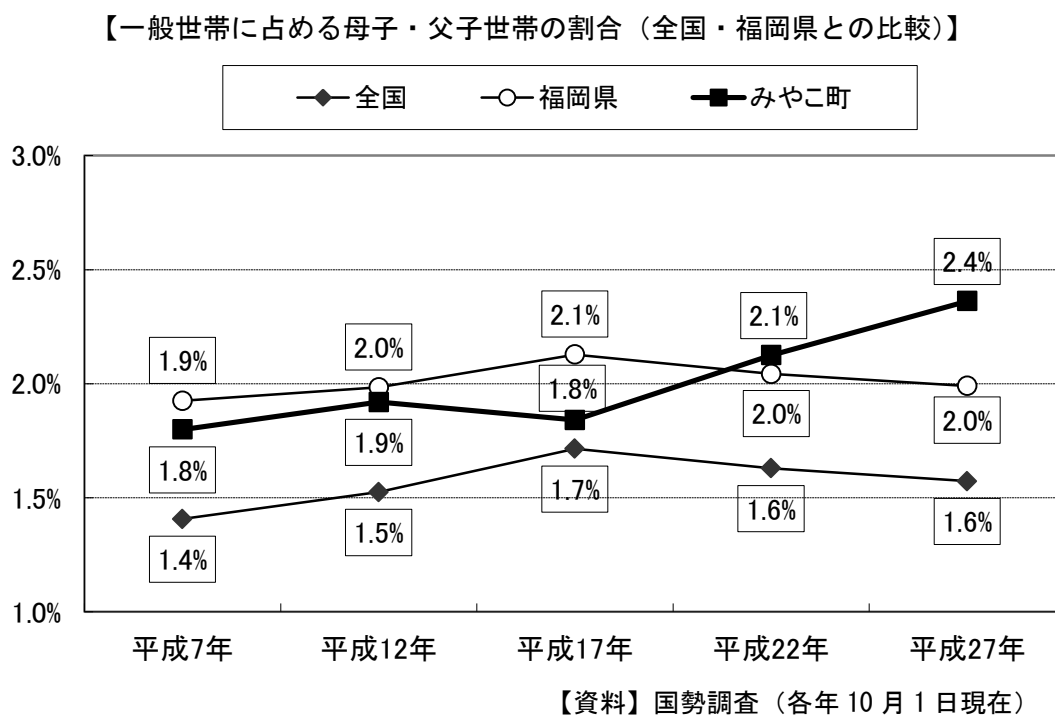
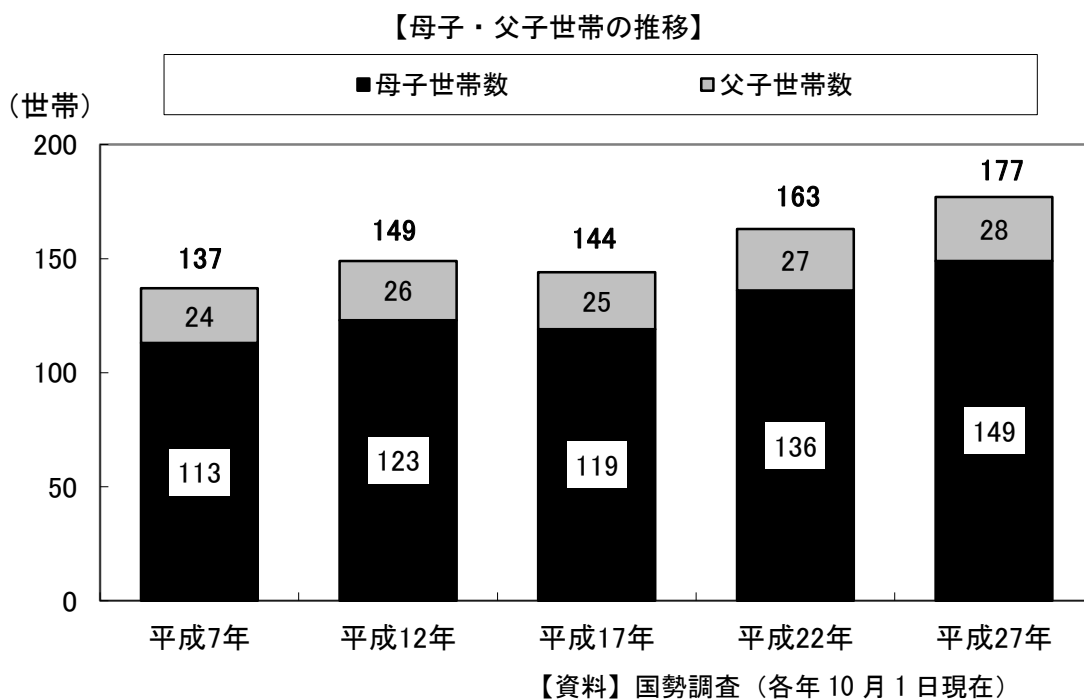


【資料】町資料（平成26年～平成28年：10月1日現在）
（平成29年6月30日現在）

(5) 支援が必要な人の状況

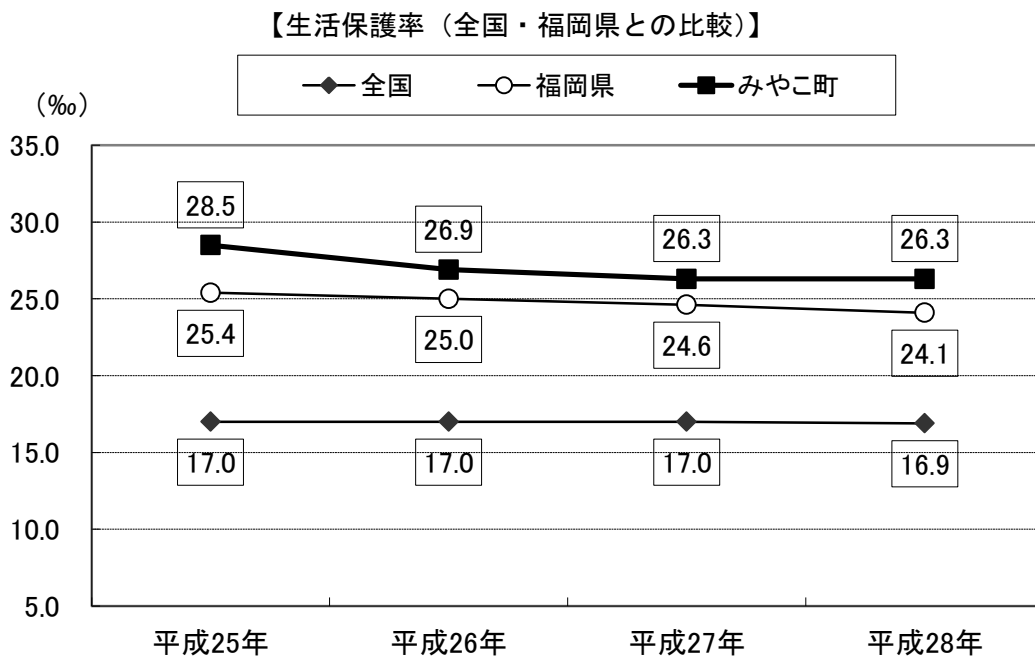
① 母子・父子世帯の推移

母子・父子世帯は、平成17年以降増加傾向にあり、平成27年は177世帯となっています。一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成2年から平成17年までは、全国よりも高く、福岡県よりは低い水準で推移していましたが、平成22年以降は全国・福岡県よりも高い割合となっています。



②生活保護率

生活保護率は、平成25年以降減少傾向にあります。全国・福岡県より高い水準で推移しています。

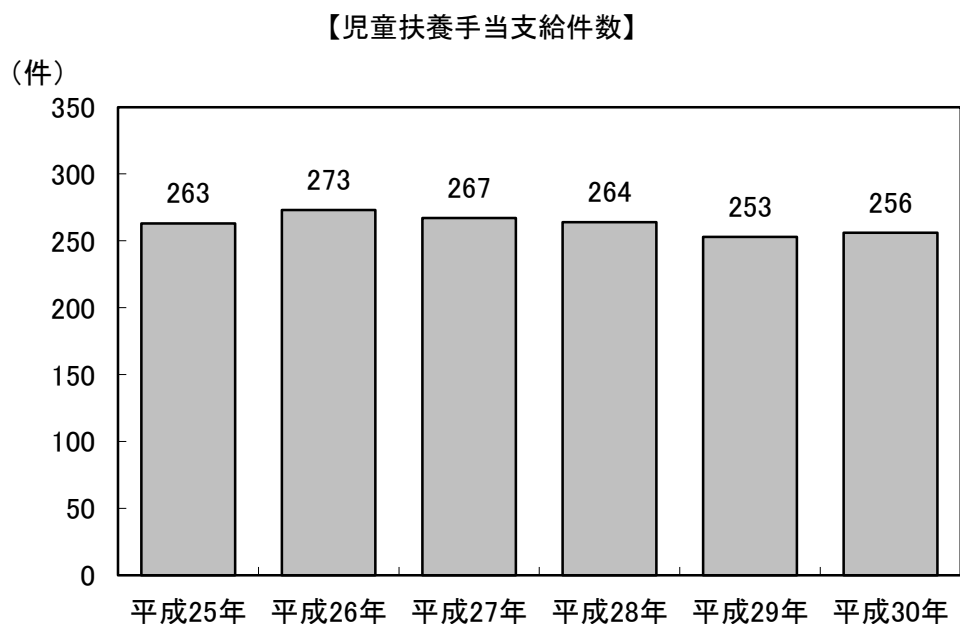


【資料】厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

※保護率（人口千対）＝「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000

③児童扶養手当支給件数

児童扶養手当支給件数は、平成26年から平成29年にかけて減少しているものの、平成30年4月1日現在では若干の増加に転じ、256件となっています。



【資料】町資料（各年4月1日現在）

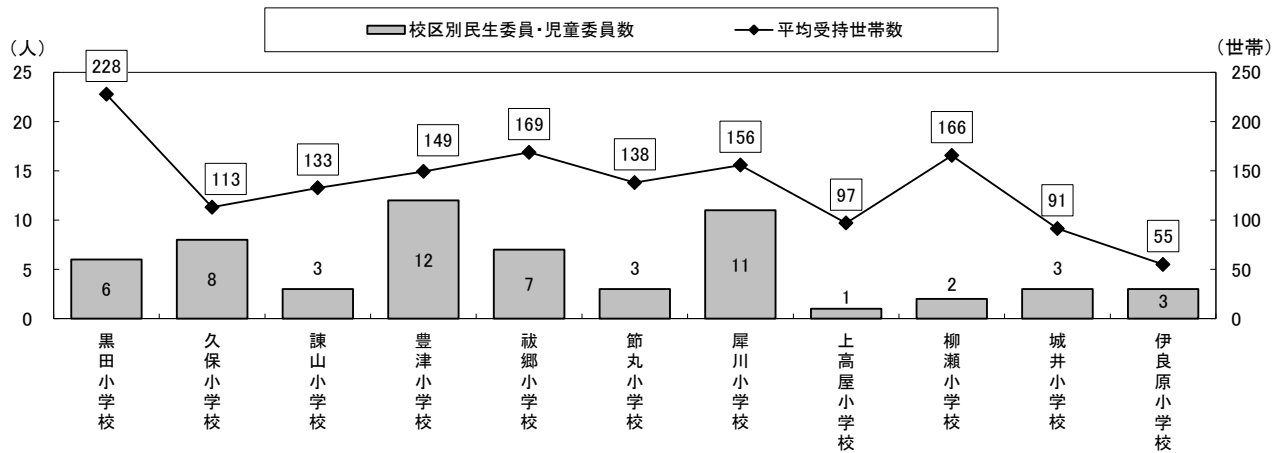
(6) 地域の福祉資源の状況

①校区别民生委員・児童委員

平成30年7月31日現在の校区别民生委員・児童委員数は豊津小学校区(12人)と犀川小学校区(11人)が10人以上となっています。

また、平均受持世帯数をみると、黒田小学校区(228世帯)で最も多く、次いで祓郷小学校区(169世帯)、柳瀬小学校区(166世帯)となっています。

【校区别民生委員・児童委員】



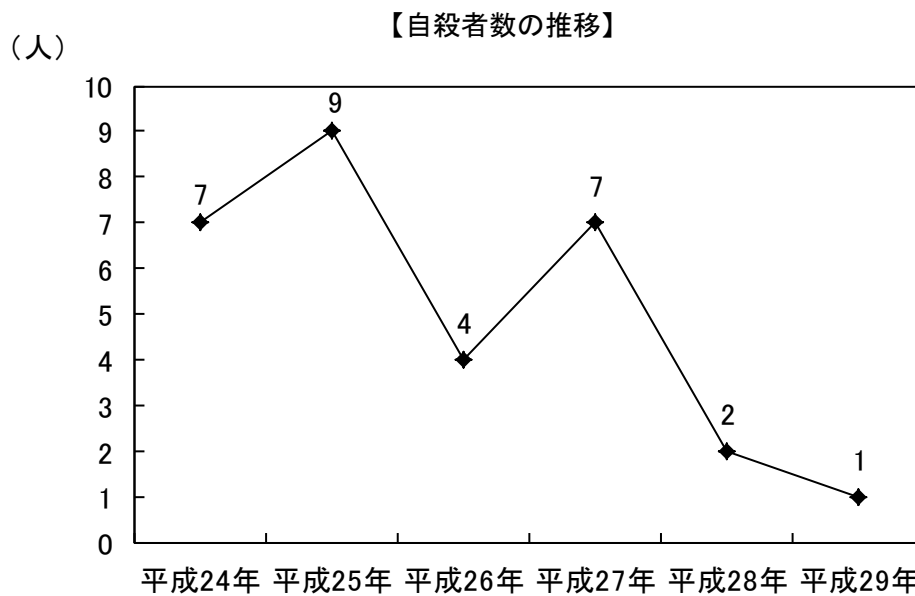
【資料】町資料(平成30年7月31日現在)

(7) 地域の自殺の現状

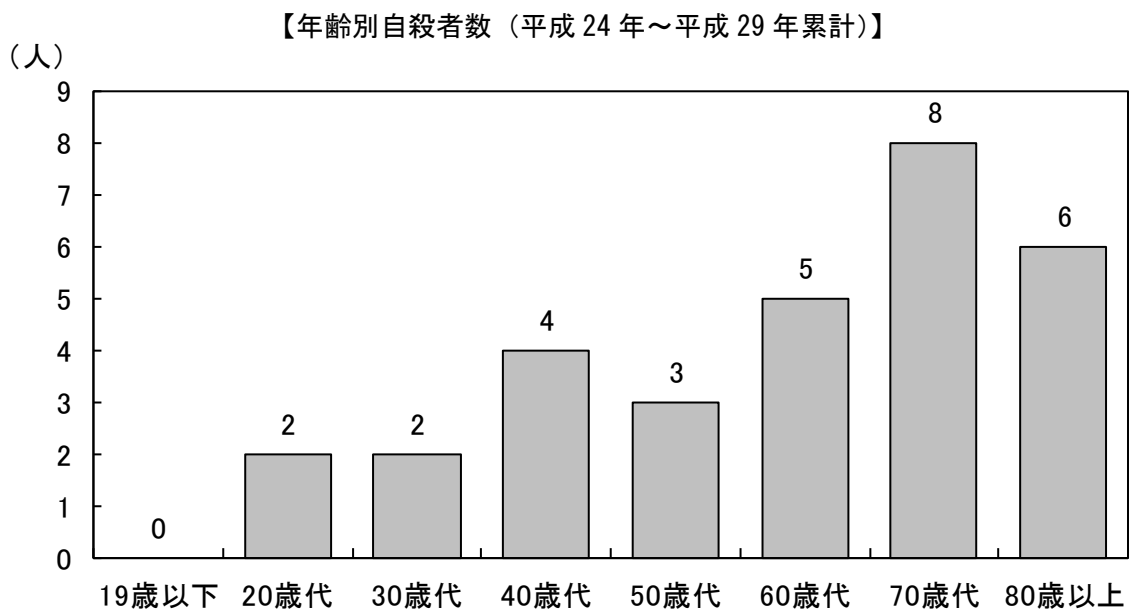
①自殺者の状況

過去6年間の自殺者数の推移をみると、増減はあるものの平成25年をピークに減少傾向にあります。

また、過去6年間の累計でみると、年齢別では70歳代が最も多く、次いで80歳以上、60歳代と高齢者が全体の6割以上を占めています。



【資料】地域における自殺の基礎資料（平成24年～平成29年：確定値）



【資料】地域における自殺の基礎資料（平成24年～平成29年：確定値）

②地域自殺実態プロフィール

自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール〈2017〉」によると、60歳以上男性の失業（退職）後の生活苦または介護の悩み、身体疾患を原因とする自殺、60代以上女性の身体疾患による病苦、その後のうつ状態からの自殺が多い状況です。

【主な自殺の特徴（平成24年～28年累計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性60歳以上無職同居	7	24.10%	67.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	7	24.10%	43.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳無職同居	2	6.90%	157.6	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	2	6.90%	130.6	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:女性40～59歳無職同居	2	6.90%	37.3	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

【資料】町資料（各年4月1日現在）

2. みやこ町地域福祉と心の健康に関するアンケート調査（概要）

（1）調査の目的

この調査は、「みやこ町地域福祉計画」策定の基礎資料とするため、地域福祉に関する町民意識や地域での支え合いの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点等を把握することを目的として実施しました。

（2）調査設計及び回収結果

調査対象者	町内にお住まいの18歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査数	2,500人
有効回収数（有効回収率）	823人（32.9%）
調査期間	平成30年9月7日（金）～平成30年10月15日（月） （回収予備期間を含む）

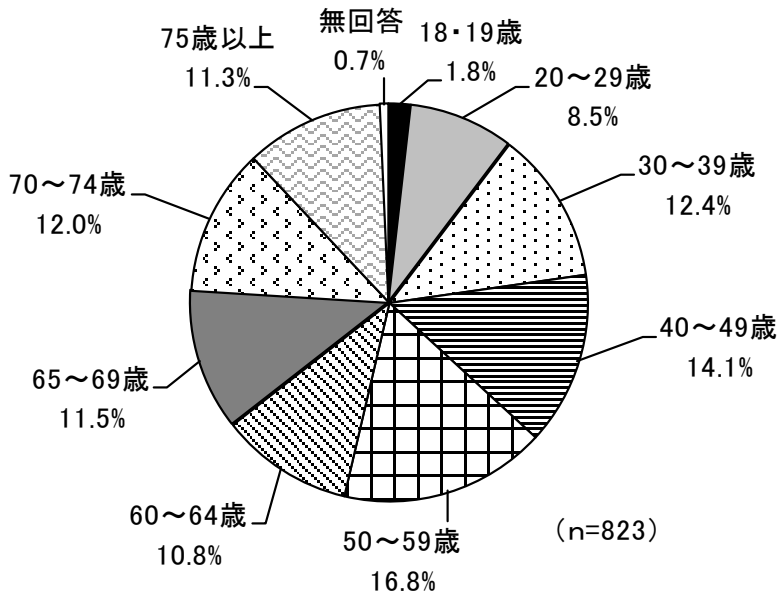
（3）調査結果の見方

- ①回答は、原則として各質問の調査数を基数（ n ）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ②コンピュータ入力の都合上、本文または図表中の回答選択肢等を省略して表記している場合があるため、詳細は「第3章 参考資料」中の調査票を参照のこと。
- ③クロス集計等において、基数（ n ）となる調査数が少数となる場合は参考までに数値を見る程度に留め、結果の利用には注意を要する。

本人の状況について

No. 1 年齢

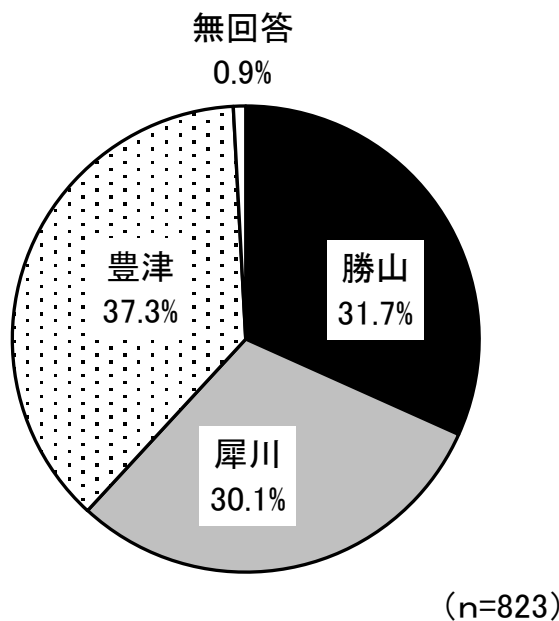
設問：あなたの年齢を教えてください。



「50～59歳」(16.8%)
が最も多く、次いで
「40～49歳」(14.1%)、
「30～39歳」(12.4%)
となっている。

No. 2 居住地区

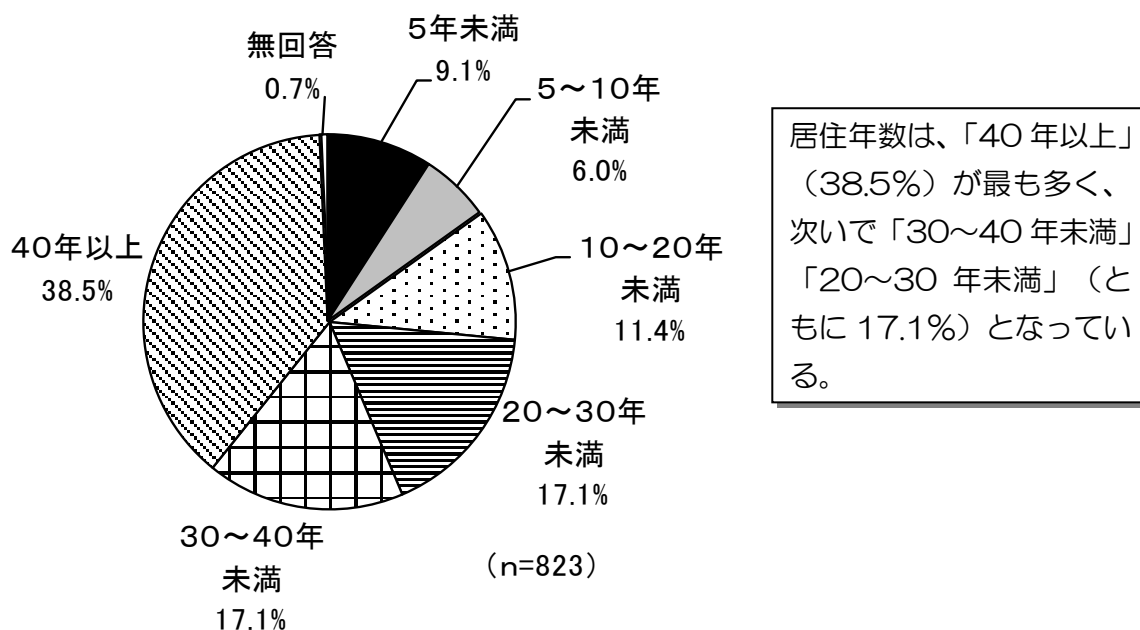
設問：あなたの住んでいる地域を教えてください。



居住地域は「豊津」
(37.3%) が最も多く、
次いで「勝山」(31.7%)、
「犀川」(30.1%) となっ
ている。

№. 3 居住年数

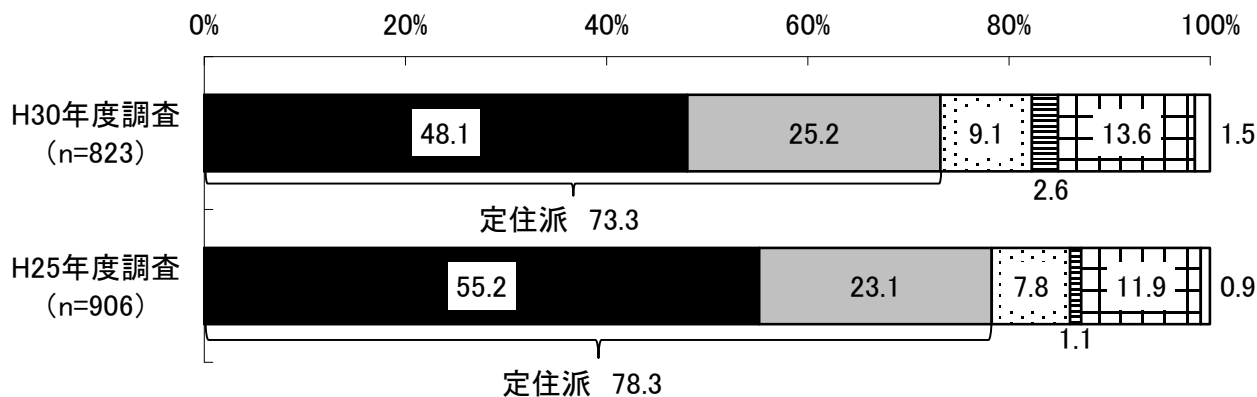
設問：みやこ町に住んで通算何年になりますか。



№. 4 定住意向

設問：今後もみやこ町に住み続けたいと思いますか。

- 住み続けたい
- なるべく住み続けたい
- できれば転出したい
- すぐにでも転出したい
- よくわからない(考えていない)
- 無回答

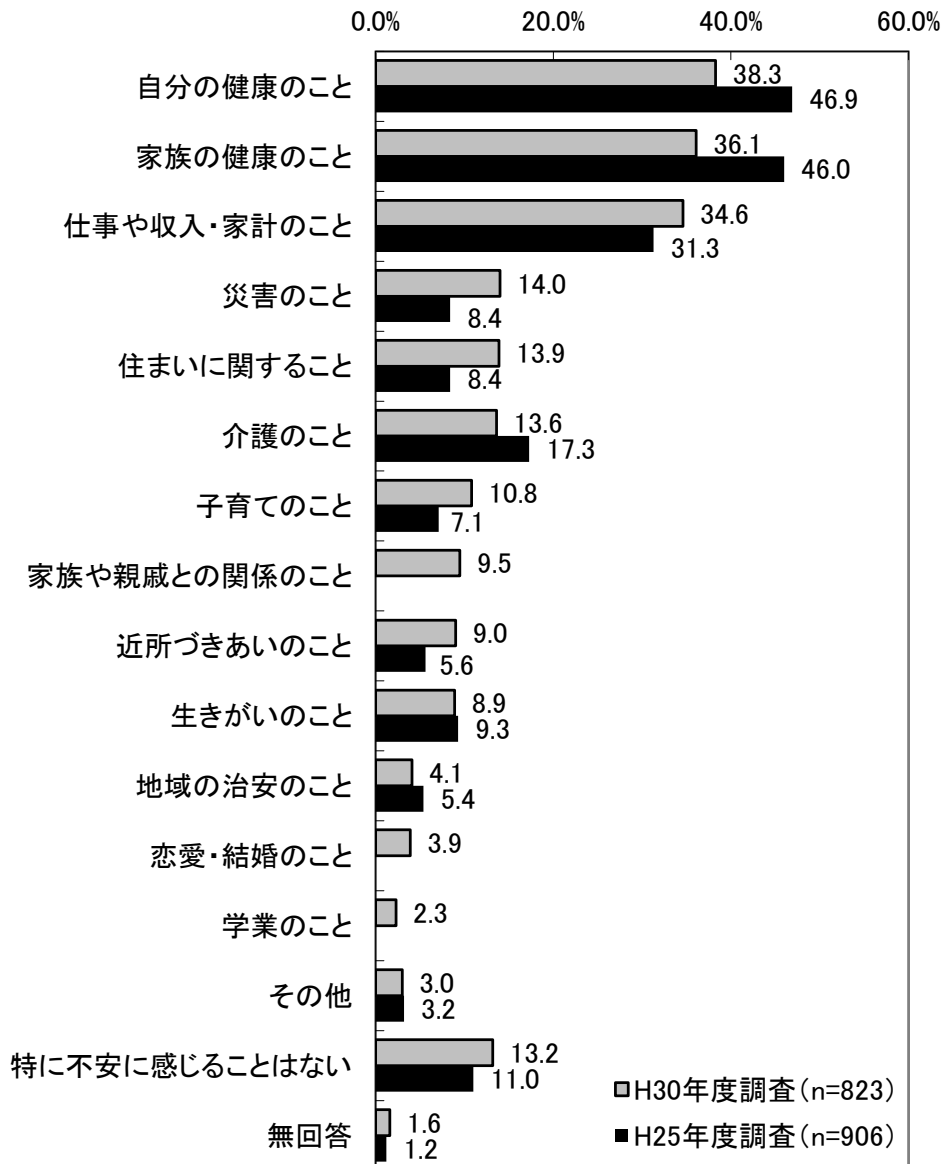


定住意向は、「住み続けたい」(48.1%)が最も多く、続く「なるべく住み続けたい」(25.2%)を合わせた『定住派』が73.3%を占めており、定住意向は強い水準となっている。
また、前回調査と比較すると、『定住派』は5ポイント減少している。

日常生活について

№. 5 日常生活上の悩みやストレス

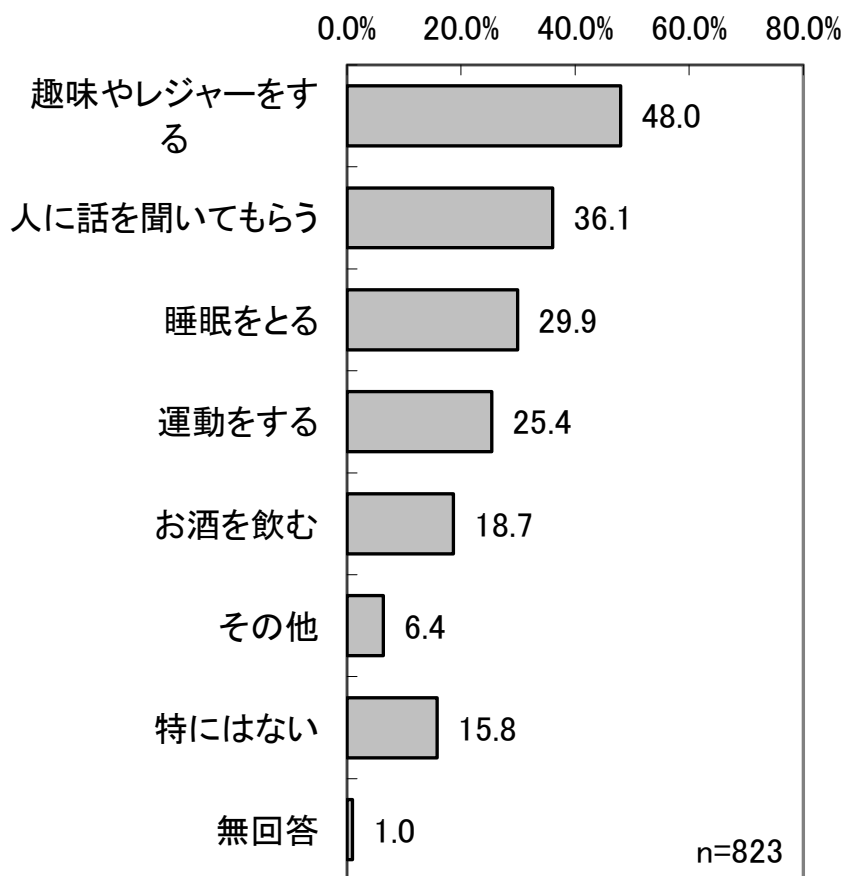
設問：あなたは、日頃、どのような問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じるがありますか。



日常生活上の悩みやストレスは、「自分の健康のこと」(38.3%)が最も多く、次いで「家族の健康のこと」(36.1%)、「仕事や収入・家計のこと」(34.6%)となっている。前回調査と比較すると、「災害のこと」や「住まいに関すること」が約6ポイント増加している。

№. 6 悩みやストレスの解消法

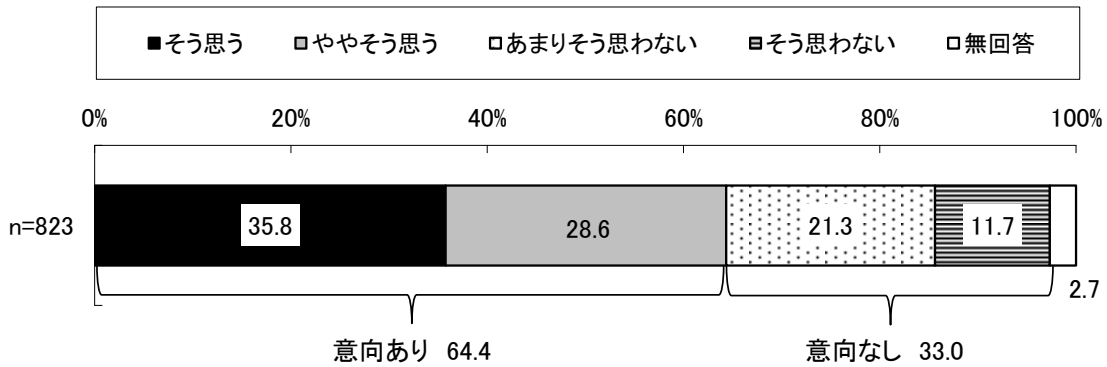
設問：あなたは、日常生活の不安、悩み、苦労、ストレスを解消するために、どのようなことをしますか。



悩みやストレスの解消法は、「趣味やレジャーをする」(48.0%)が最も多く、次いで「人に話を聞いてもらう」(36.1%)、「睡眠をとる」(29.9%)となっている。また、「特にはない」は15.8%となっている。

No. 7 悩みやストレスの相談意向

設問：あなたは悩みやストレスを感じた時に、助けを求めたり、誰かに相談したいと思いませんか。



悩みやストレスの相談意向は、「そう思う」(35.8%)が最も多く、次いで「ややそう思う」(28.6%)となっている。これらを合わせた『意向あり』(64.4%)は過半数を占めており、助けを求めたり、相談したい意向は高くなっている。

年齢別にみると、70歳以上の高齢者は、悩みやストレスを誰かに相談したくない傾向にある。日常生活上の悩みやストレス別にみると、「住まいに関すること」「子育てのこと」「仕事や収入・家計のこと」に関する相談意向が高くなっている。

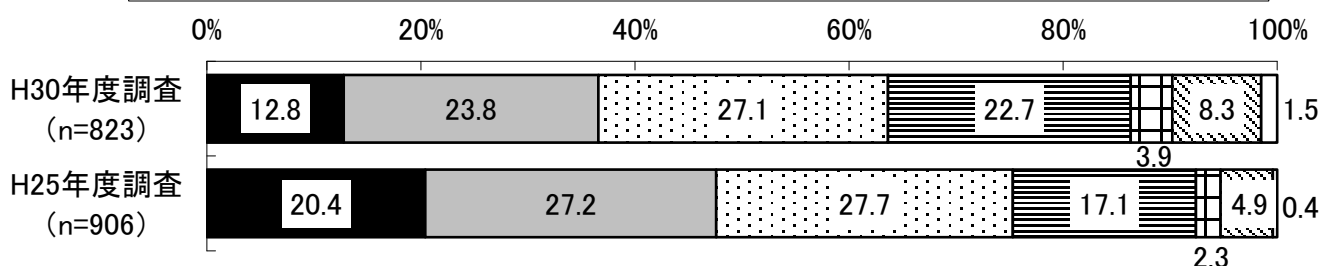
		問13 悩みやストレスの相談意向 (%)					
		調査数	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
全体		823	35.8	28.6	21.3	11.7	2.7
年齢	18・19歳	15	40.0	40.0	20.0	-	-
	20～29歳	70	44.3	25.7	14.3	10.0	5.7
	30～39歳	102	59.8	27.5	9.8	2.9	-
	40～49歳	116	36.2	37.1	19.8	6.0	0.9
	50～59歳	138	34.1	33.3	25.4	6.5	0.7
	60～64歳	89	33.7	28.1	19.1	14.6	4.5
	65～69歳	95	37.9	26.3	15.8	14.7	5.3
	70～74歳	99	22.2	20.2	31.3	23.2	3.0
	75歳以上	93	21.5	24.7	32.3	18.3	3.2
	無回答	6	-	16.7	16.7	50.0	16.7
日常生活上の悩みやストレス	自分の健康のこと	315	33.3	27.6	27.6	7.6	3.8
	家族の健康のこと	297	36.4	28.6	23.2	9.1	2.7
	住まいに関すること	114	31.6	38.6	16.7	12.3	0.9
	子育てのこと	89	48.3	39.3	7.9	3.4	1.1
	介護のこと	112	34.8	33.9	20.5	6.3	4.5
	家族や親戚との関係のこと	78	35.9	33.3	20.5	5.1	5.1
	生きがいのこと	73	24.7	26.0	30.1	12.3	6.8
	近所づきあいのこと	74	27.0	27.0	27.0	16.2	2.7
	地域の治安のこと	34	47.1	23.5	17.6	11.8	-
	災害のこと	115	40.0	27.8	20.9	10.4	0.9
	仕事や収入・家計のこと	285	41.8	28.1	22.5	6.7	1.1
	恋愛・結婚のこと	32	43.8	28.1	12.5	9.4	6.3
	学業のこと	19	31.6	36.8	21.1	10.5	-
	その他	25	44.0	24.0	20.0	12.0	-
	特に不安に感じることはない	109	33.9	22.0	20.2	23.9	-
無回答	13	15.4	15.4	30.8	30.8	7.7	

地域での生活について

№. 8 近所づきあいの程度

設問：あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。

- 何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる
- 簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる
- 助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる
- 世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる
- 顔は知っているが、言葉を交わすほどではない
- ほとんど近所づきあいはない
- 無回答



近所づきあいの程度は、「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる」(27.1%)が最も多く、次いで「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」(23.8%)、「世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる」(22.7%)となっている。前回調査と比較すると、「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」が約7ポイント減少、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」は約3ポイント減少している。居住地域別にみると、豊津地域は他の地域に比べ「何かで困ったときには、相談し、助け合える人」が少ない傾向にある。

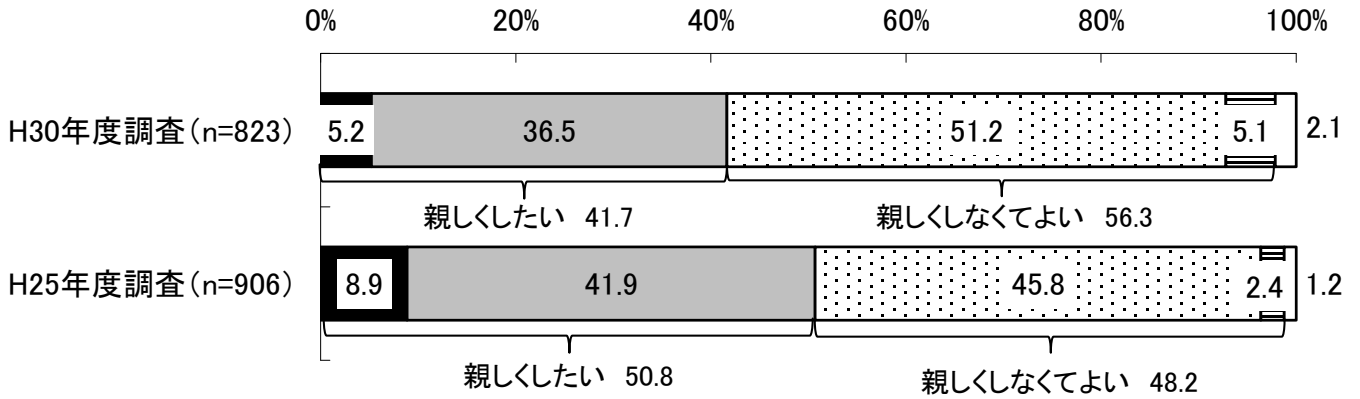
(%)

	調査数	問14 近所づきあいの程度							無回答
		何かで困ったときに相談し、助け合える人がいる	簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる	助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる	世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる	顔は知っているが、言葉を交わすほどではない	ほとんど近所づきあいはない	無回答	
全体	823	12.8	23.8	27.1	22.7	3.9	8.3	1.5	
居住地域	勝山	261	13.4	28.4	24.5	23.4	3.1	6.5	0.8
	犀川	248	17.3	23.0	25.8	19.4	4.0	8.5	2.0
	豊津	307	8.8	20.8	29.6	24.8	4.6	9.8	1.6
	無回答	7	-	14.3	57.1	28.6	-	-	-

№. 9 今後の近所づきあいの意向

設問：あなたは、今後どの程度近所付き合いをしたいと思いますか。

- とても親しく付き合いたい
- わりと親しく付き合いたい
- 付き合いはするがそれほど親しくなくてよい
- ほとんどもしくは全く付き合いたくない
- 無回答



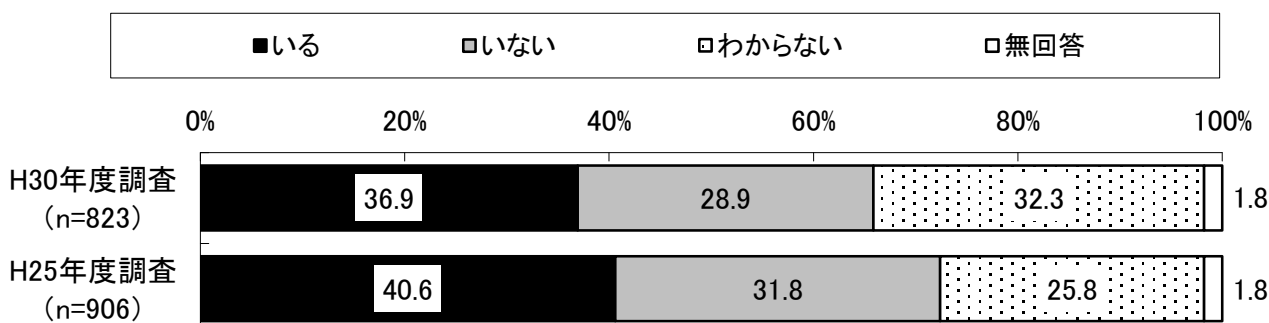
今後の近所づきあいの意向は、「付き合いはするがそれほど親しくなくてよい」(51.2%)と「ほとんどもしくは全く付き合いたくない」(5.1%)を合わせた『親しくなくてよい』(56.3%)が過半数を占めている。また、「とても親しく付き合いたい」(5.2%)と「わりと親しく付き合いたい」(36.5%)を合わせた『親しくしたい』は41.7%となっている。前回調査と比較すると、『親しくしたい』が約9ポイント減少している。

居住地域別にみると、豊津地域は他の地域に比べ「とても親しく付き合いたい」の割合が低い。

		調査数	問15 今後の近所づきあいの意向 (%)				無回答
			とても親しく付き合いたい	わりと親しく付き合いたい	付き合いはするがそれほど親しくなくてよい	ほとんどもしくは全く付き合いたくない	
全体	823	5.2	36.5	51.2	5.1	2.1	
居住地域	勝山	261	6.1	39.1	48.3	5.4	1.1
	犀川	248	7.7	34.7	50.0	4.4	3.2
	豊津	307	2.6	35.8	54.4	5.2	2.0
	無回答	7	-	28.6	57.1	14.3	-

№. 10 近所の要支援者の有無

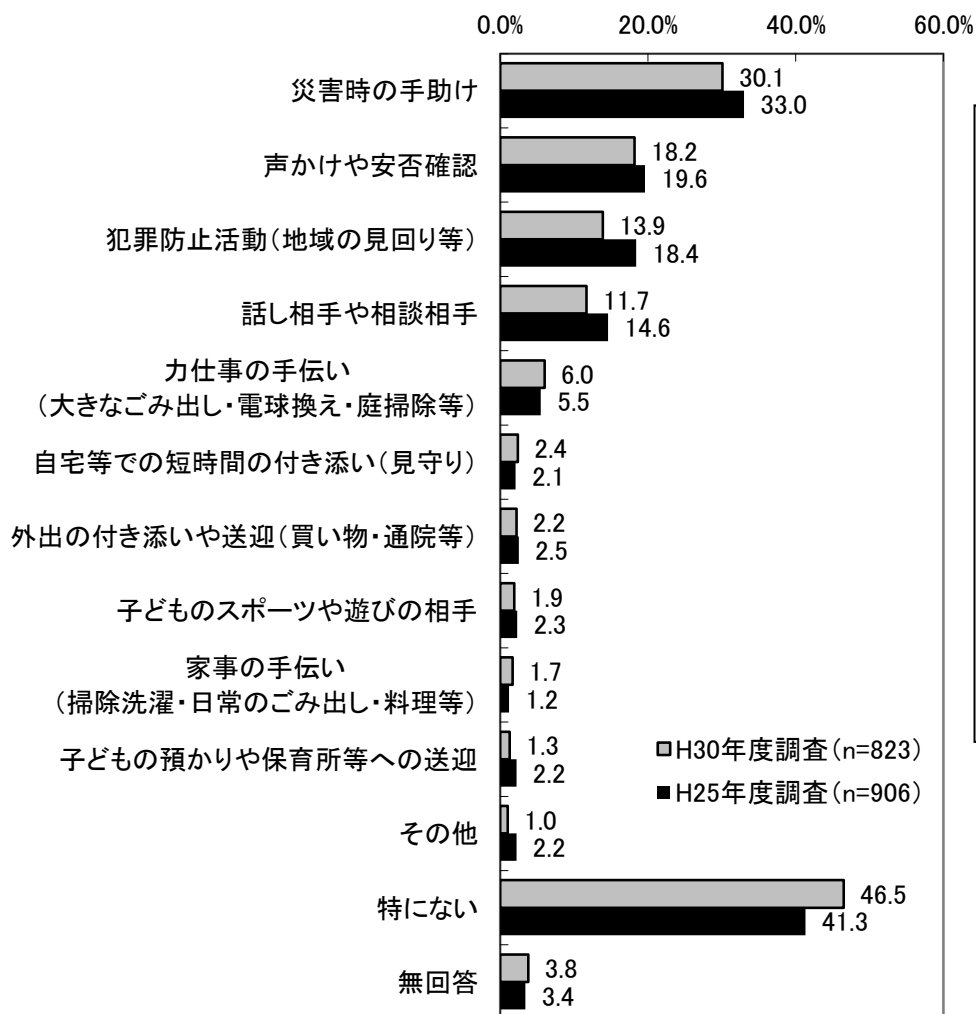
設問：近所の方で支援が必要と思われる人（ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、子育てをしている家族など）がいますか。



近所の要支援者の有無は、「いる」(36.9%)が最も多く、次いで「わからない」(32.3%)、「いない」(28.9%)となっている。また、前回調査と比較すると、「わからない」が約7ポイント増加している。

№. 11 となり近所の人に手助けや協力してほしいこと

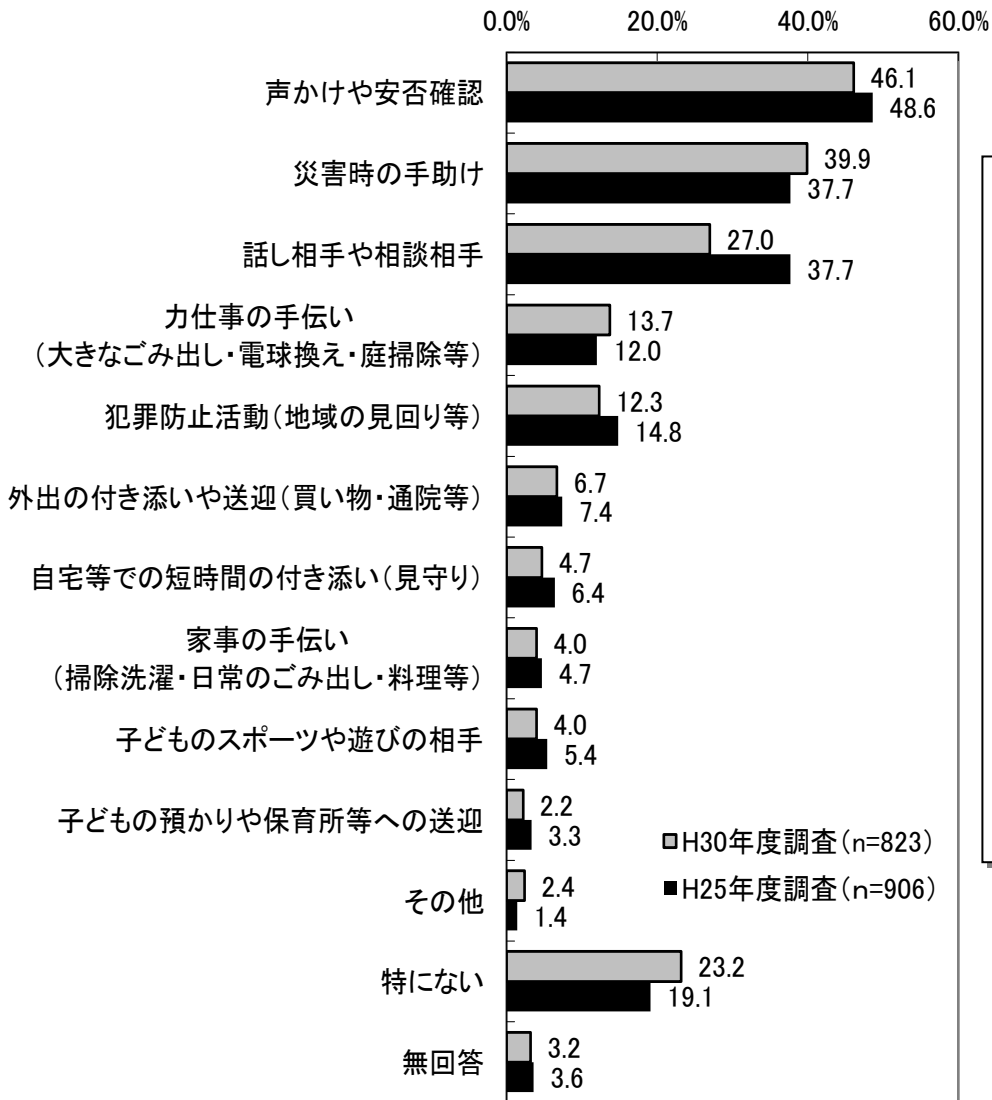
設問：あなたは、生活の中で、となりの近所の人に手助けや協力をしてほしいと思うことはありますか。



となり近所の人に手助けや協力してほしいことは、「特にない」(46.5%)が4割以上を占め最も多くなっている。具体的な内容では、「災害時の手助け」(30.1%)が最も多く、次いで「声かけや安否確認」(18.2%)、「犯罪防止活動(地域の見回り等)」(13.9%)、「話し相手や相談相手」(11.7%)となっている。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果となっている。

№. 12 となり近所の人への手助けや協力できること

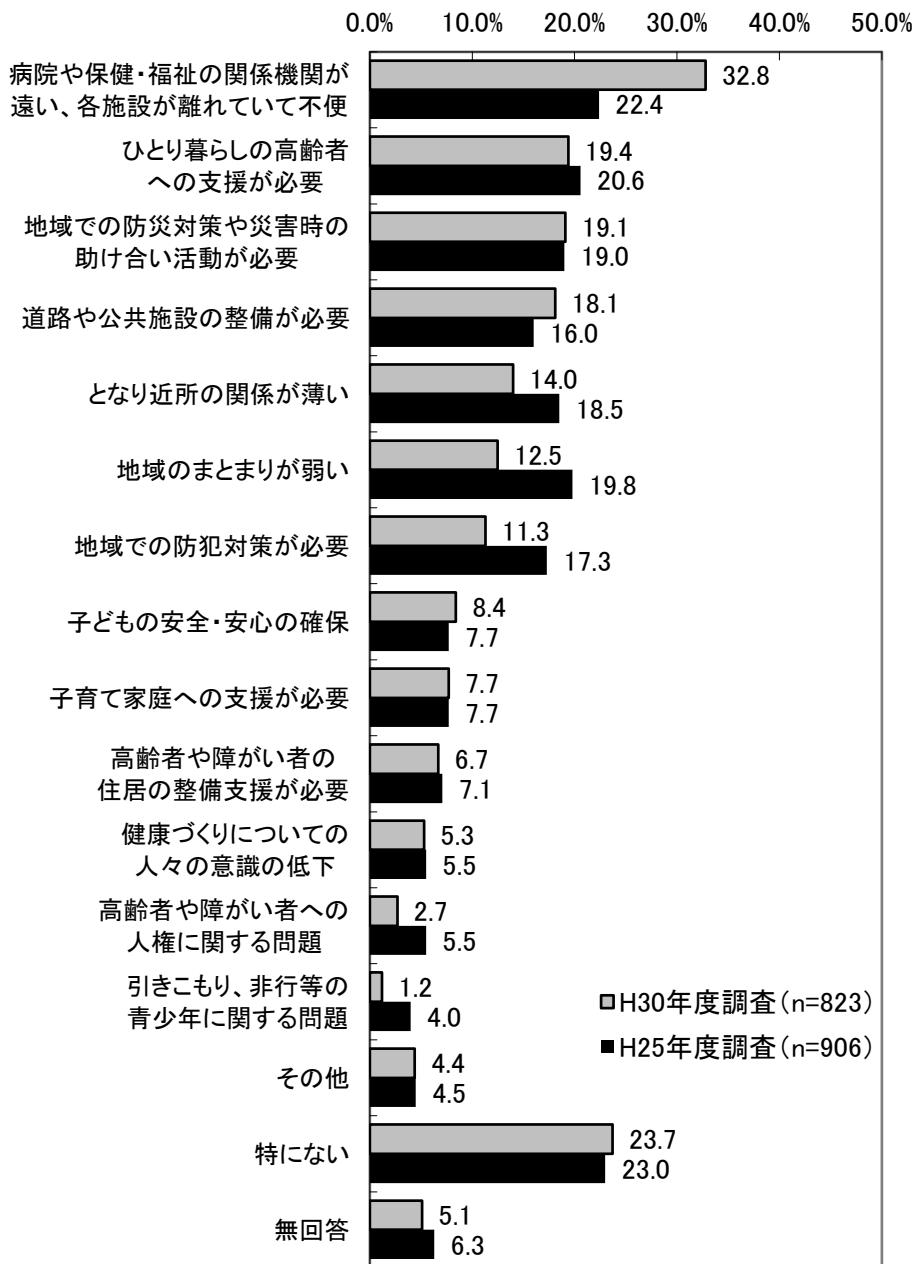
設問：あなた自身が、となり近所の人に対して手助けしたり、協力できることはありますか。



となり近所の人への手助けや協力できることは、「声かけや安否確認」(46.1%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(39.9%)、「話し相手や相談相手」(27.0%)、「力仕事の手伝い(大きなごみ出し・電球換え・庭掃除等)」(13.7%)となっている。また、前回調査と比較すると、「話し相手や相談相手」は約11ポイント減少している。

No. 13 地域の課題・問題点

設問：あなたが住んでいる地域には、福祉に関する課題や問題点がありますか。

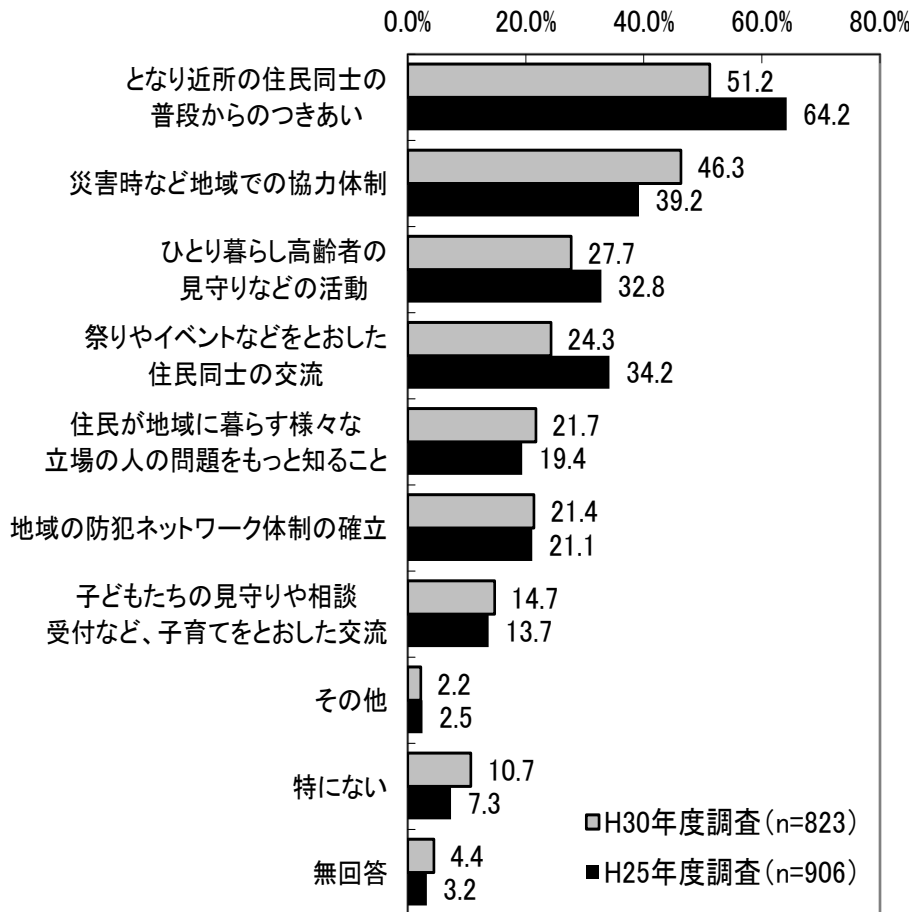


地域の課題・問題点は、「病院や保健・福祉の関係機関が遠い、各施設が離れていて不便」(32.8%)が最も多く、次いで「特にない」(23.7%)、「ひとり暮らしの高齢者への支援が必要」(19.4%)となっている。前回調査と比較すると、「病院や保健・福祉の関係機関が遠い、各施設が離れていて不便」がさらに約10ポイント増加しており、課題・問題点として最も高い割合を占めている。居住地別に見ると、犀川地域は他の地域に比べ「病院や保健・福祉の関係機関が遠い、各施設が離れていて不便」「ひとり暮らしの高齢者への支援が必要」の割合が高く、豊津地域では「となり近所の関係が薄い」の割合が高い。

調査数	問20 地域の課題・問題点 (%)																
	地域のまとまりが弱い	となり近所の関係が薄い	に高齢者や障がい者への人権	の健康づくりについての人々	年引きこもり、非行等の青少年	子どもの安全・安心の確保	要道路や公共施設の整備が必要	整高齢者や障がい者の住居の	支ひとり暮らしの高齢者への	子育て家庭への支援が必要	地域での防犯対策が必要	の助け合い活動が必要	い関病院や保健・福祉の関係機関が遠い、各施設が離れて機	その他	特にない	無回答	
全体	823	12.5	14.0	2.7	5.3	1.2	8.4	18.1	6.7	19.4	7.7	11.3	19.1	32.8	4.4	23.7	5.1
居勝山	261	12.6	12.6	3.1	4.2	1.9	11.1	16.9	7.3	18.4	7.7	14.2	19.9	32.2	3.8	24.1	4.2
住犀川	248	12.1	9.7	1.2	7.3	0.8	4.0	16.9	6.5	24.6	9.3	8.1	22.6	44.8	1.2	24.6	4.0
地豊津	307	12.4	18.2	3.3	4.2	1.0	9.8	20.2	6.5	16.6	6.5	11.7	15.6	23.8	7.5	22.1	6.8
域無回答	7	28.6	28.6	14.3	28.6	-	-	14.3	-	-	-	-	14.3	28.6	-	42.9	-

№. 14 「支え合う地域づくり」のために地域が取り組むべきこと

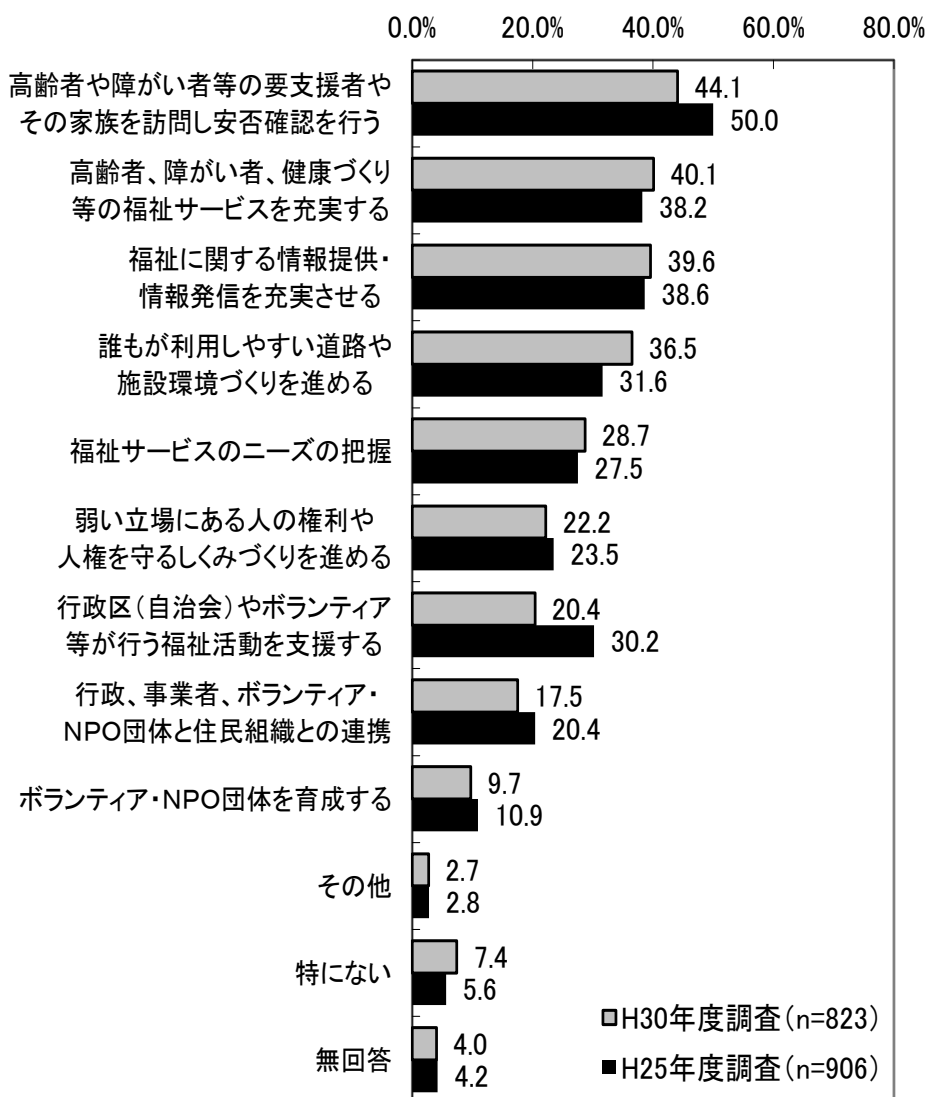
設問：地域に住む人同士が、生活上の問題をわかちあい、解決に向けて考え、行動できるような「支え合う地域づくり」のために、地域としてどのようなことに取り組む必要があると思いますか。



「支え合う地域づくり」のために地域が取り組むべきことは、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」(51.2%)が最も多く、次いで「災害時など地域での協力体制」(46.3%)、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」(27.7%)、「祭りやイベントなどをおした住民同士の交流」(24.3%)となっている。前回調査と比較すると、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」は約13ポイント減少している。一方で、「災害時など地域での協力体制」の割合が約7ポイント増加している。

№. 15 「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきこと

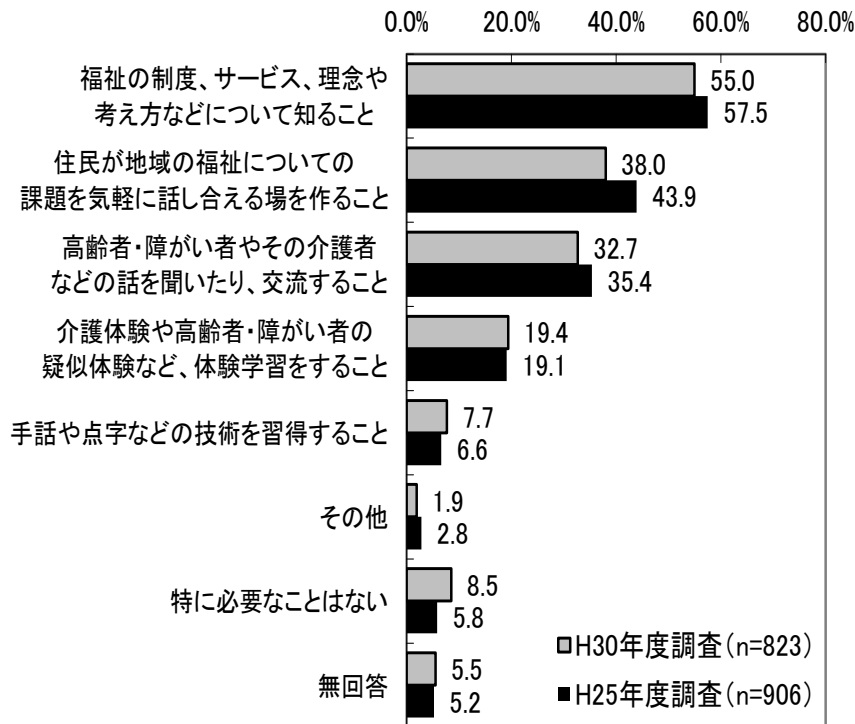
設問：「支え合う地域づくり」や「福祉のまちづくり」を進めるために、行政（町）はどのようなことを行う必要があると思いますか。



「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきことは、「高齢者や障がい者等の要支援者やその家族を訪問し安否確認を行う」（44.1%）が最も多く、次いで「高齢者、障がい者、健康づくり等の福祉サービスを充実する」（40.1%）、「福祉に関する情報提供・情報発信を充実させる」（39.6%）、「誰もが利用しやすい道路や施設環境づくりを進める」（36.5%）となっている。また、前回調査と比較すると、「誰もが利用しやすい道路や施設環境づくりを進める」は5ポイント増加している。

№. 16 福祉に対して理解を深めるために必要なこと

設問：あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

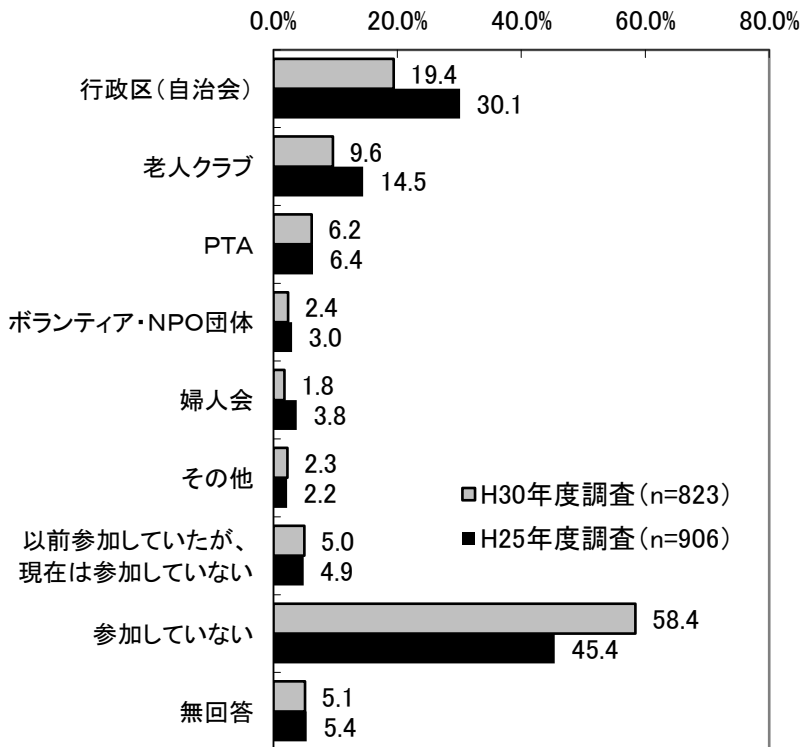


福祉に対して理解を深めるために必要なことは、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」(55.0%)が最も多く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場を作ること」(38.0%)、「高齢者・障がい者やその介護者などの話を聞いたり、交流すること」(32.7%)となっている。また、前回調査と比較すると、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場を作ること」は約6ポイント減少している。

ボランティア活動等について

No. 17 地域活動等への参加状況

設問：みやこ町では、現在、次のような団体が各地域で活動しています。あなたは、これらの活動に参加していますか。



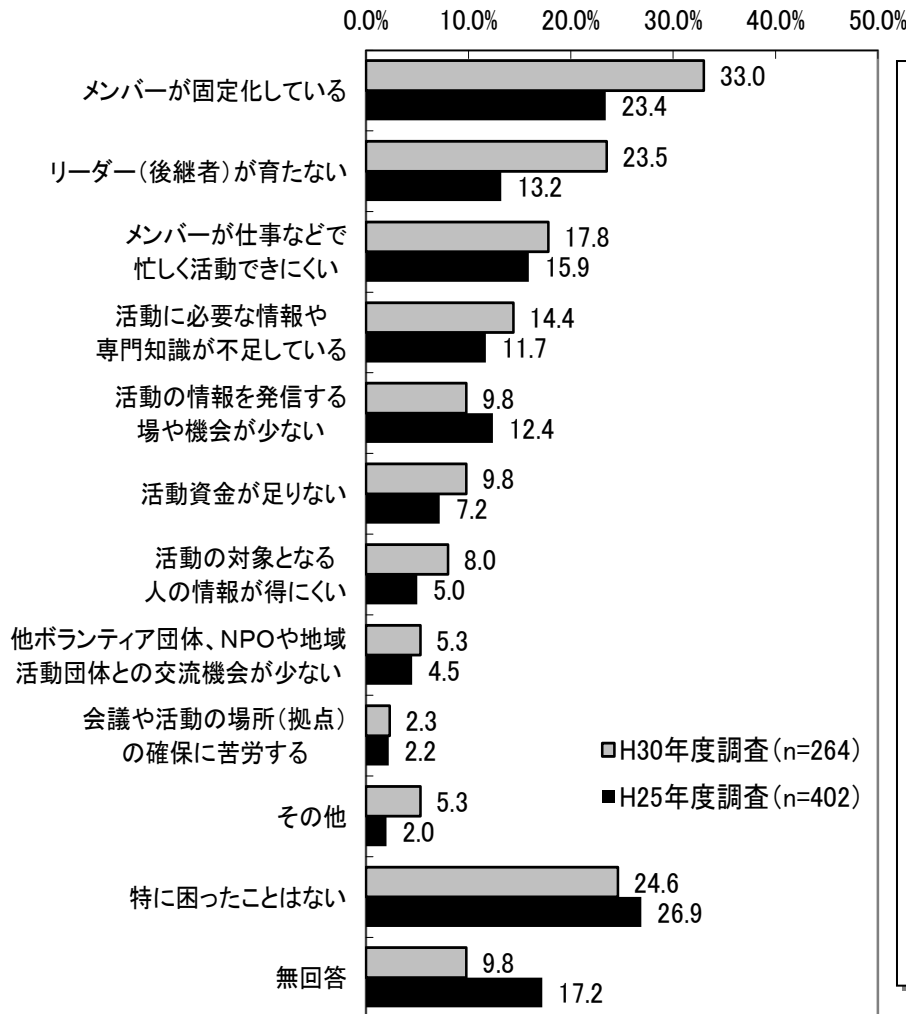
地域活動等への参加状況は、「参加していない」が58.4%と最も多く、「以前参加していたが、現在は参加していない」が5.0%となっている。参加している活動では、「行政区(自治会)」(19.4%)が最も多く、次いで「老人クラブ」(9.6%)、「PTA」(6.2%)となっている。前回調査と比較すると、「行政区(自治会)」が約10ポイント、「老人クラブ」が約5ポイント減少している。一方で、「参加していない」の割合が13ポイント増加している。年齢別にみると、39歳以下は参加率が低く、65歳以上の高齢者は参加率が高い。ただし、75歳以上は「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合も高くなっている。

居住地域別にみると、豊津地域は他の地域に比べ「老人クラブ」の割合が低く、「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合が高くなっている。

	調査数	参加状況 (%)									
		行政区(自治会)	老人クラブ	PTA	婦人会	ボランティア・NPO団体	その他	以前参加していたが、現在は参加していない	参加していない	無回答	
全体	823	19.4	9.6	6.2	1.8	2.4	2.3	5.0	58.4	5.1	
年齢	18・19歳	15	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
	20～29歳	70	1.4	-	-	1.4	1.4	1.4	90.0	2.9	
	30～39歳	102	13.7	-	17.6	1.0	-	2.0	69.6	2.0	
	40～49歳	116	12.9	-	19.8	-	1.7	3.4	62.9	-	
	50～59歳	138	28.3	0.7	3.6	2.9	4.3	1.4	7.2	55.1	3.6
	60～64歳	89	22.5	2.2	1.1	1.1	1.1	2.2	4.5	62.9	5.6
	65～69歳	95	30.5	21.1	-	3.2	4.2	2.1	2.1	46.3	7.4
	70～74歳	99	27.3	22.2	1.0	4.0	4.0	3.0	6.1	46.5	9.1
	75歳以上	93	16.1	36.6	-	-	2.2	3.2	10.8	35.5	11.8
無回答	6	-	-	16.7	16.7	-	-	-	66.7	16.7	
居住地域	勝山	261	18.4	11.9	5.4	1.1	2.3	2.7	4.6	60.9	4.6
	犀川	248	20.6	11.7	7.7	2.8	2.0	2.4	2.4	56.0	6.0
	豊津	307	19.5	5.9	5.5	1.3	2.9	2.0	7.5	58.3	4.6
	無回答	7	14.3	14.3	14.3	14.3	-	-	-	57.1	14.3

No. 18 活動時に困っていること

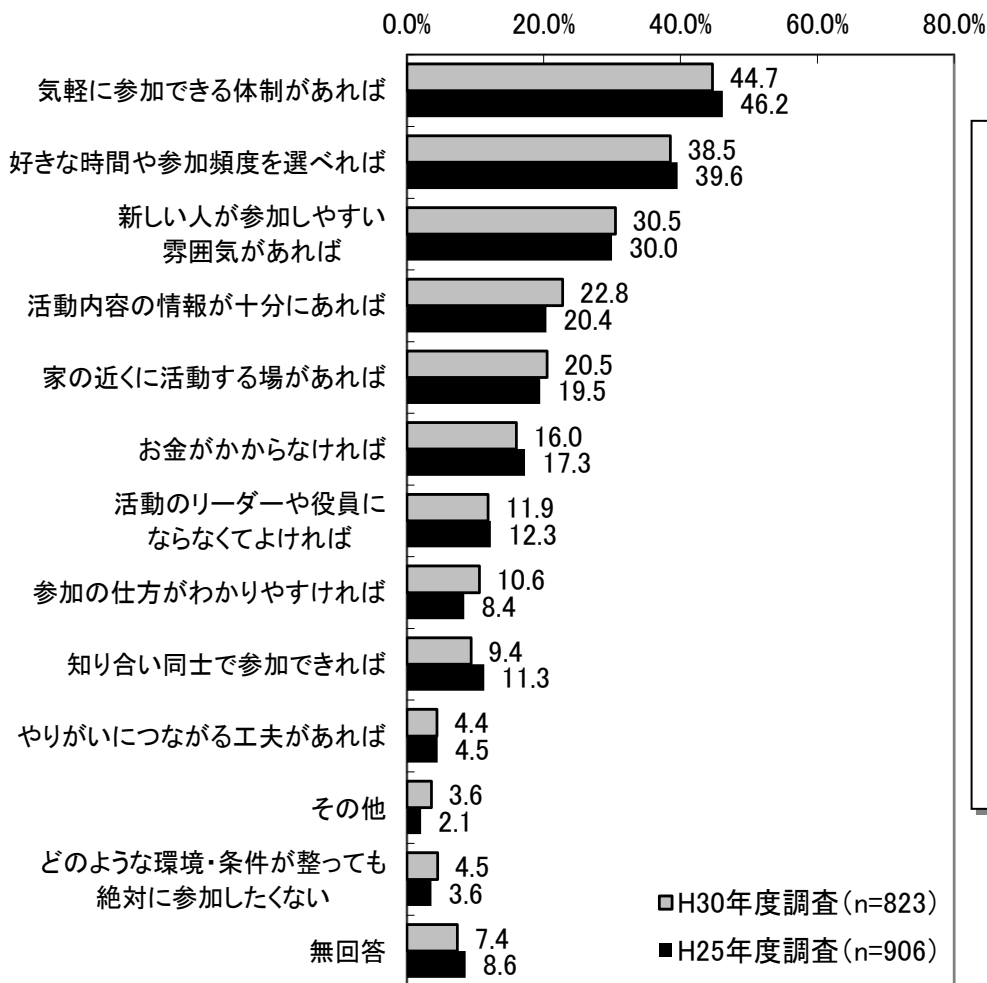
設問：活動を行う上で困っていることはありますか。



地域活動等に参加している人(264人)に、活動時に困っていることをたずねたところ、「メンバーが固定化している」(33.0%)が最も多く、次いで「特に困ったことはない」(24.6%)、「リーダー(後継者)が育たない」(23.5%)、「メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい」(17.8%)、「活動に必要な情報や専門知識が不足している」(14.4%)となっている。前回調査と比較すると、全体的に「活動時に困っていること」の割合は高くなっている。特に「メンバーが固定化している」と「リーダー(後継者)が育たない」は約10ポイント増加している。

№. 19 地域活動の参加促進のために必要な環境・条件

設問：どのような環境や条件があれば、地域の活動に参加しやすいと思いますか。

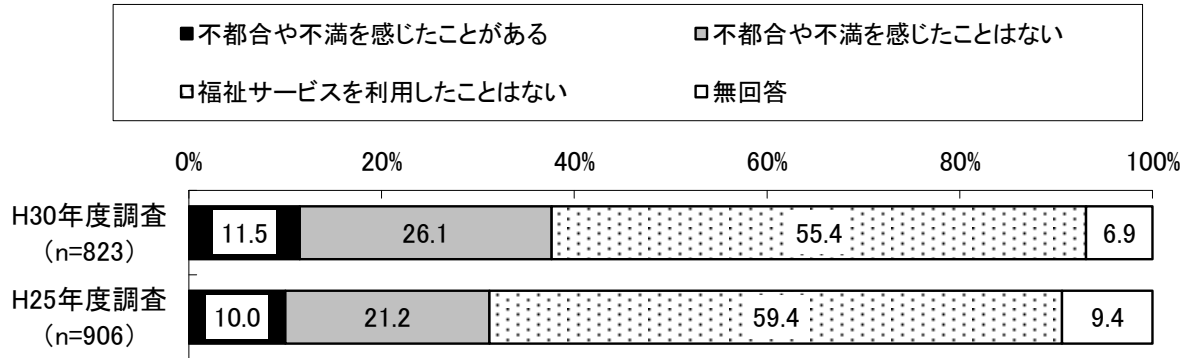


地域活動の参加促進のために必要な環境・条件は、「気軽に参加できる体制があれば」(44.7%)が最も多く、次いで「好きな時間や参加頻度を選べれば」(38.5%)、「新しい人が参加しやすい雰囲気があれば」(30.5%)、「活動内容の情報が十分にあれば」(22.8%)となっている。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果となっている。

福祉サービスについて

No. 20 福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験

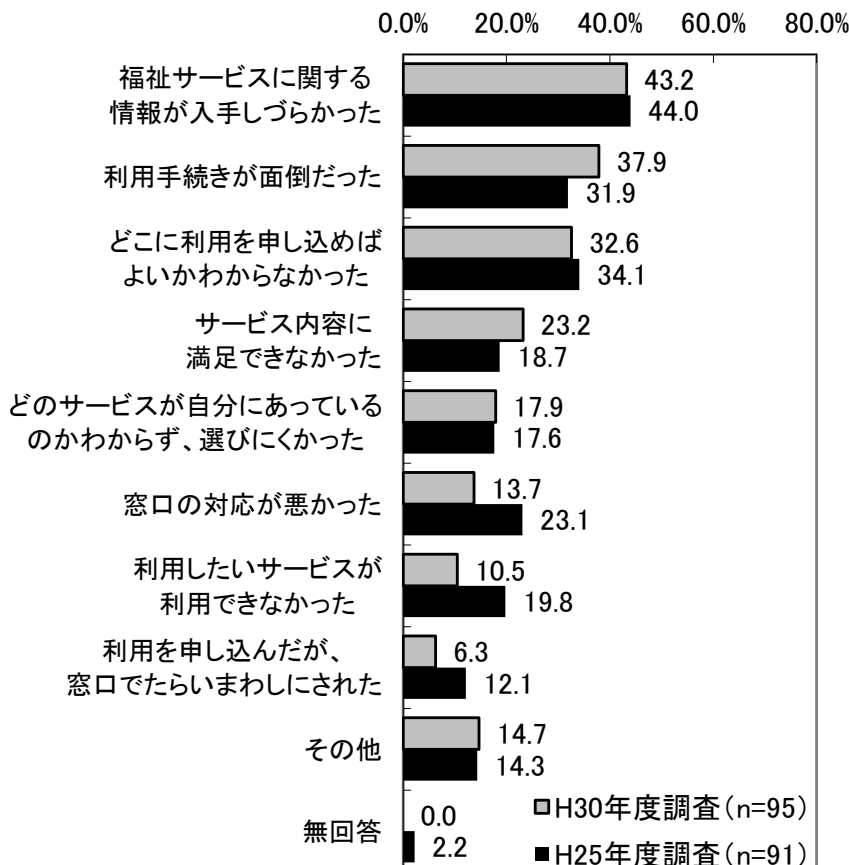
設問：あなた自身やあなたのご家族は、これまでに、福祉サービスの利用に際して不都合を感じたり、不満に思ったことがありますか。



福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験は、「福祉サービスを利用したことはない」(55.4%)が過半数を占め最も多く、次いで「不都合や不満を感じたことはない」(26.1%)、「不都合や不満を感じたことがある」(11.5%)となっている。また、前回調査と比較すると、「不都合や不満を感じたことはない」は約5ポイント増加している。

No. 21 不都合・不満の内容

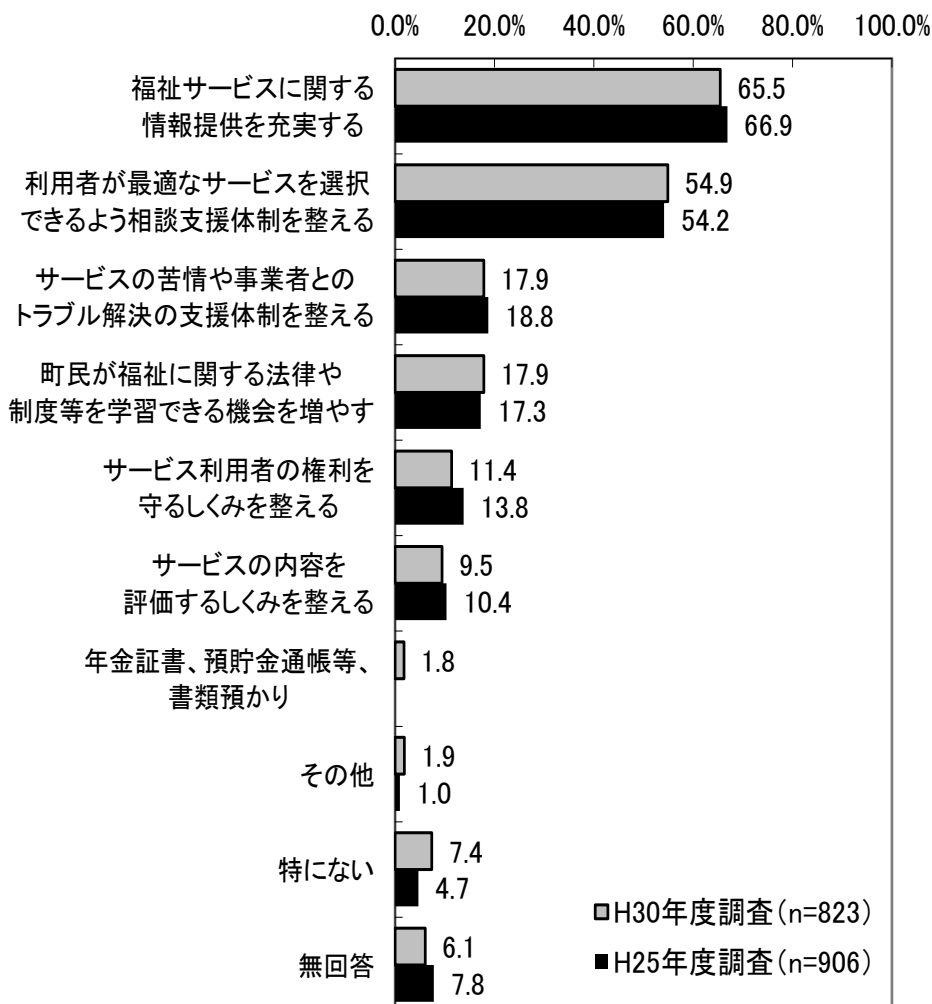
設問：不都合を感じたり、不満に思ったことはどのようなことですか。



福祉サービス利用時に不都合や不満を感じたことがある人(95人)に、不都合・不満の内容をたずねたところ、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」(43.2%)が最も多く、次いで「利用手続きが面倒だった」(37.9%)、「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」(32.6%)となっている。前回調査と比較すると、「窓口対応が悪かった」と「利用したいサービスが利用できなかった」がともに約9ポイント減少している。

No. 22 利用者本位の福祉サービスのために必要なこと

設問：福祉サービス利用者が自分に最適なサービスを選び、安心してサービスを利用するために、町はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。



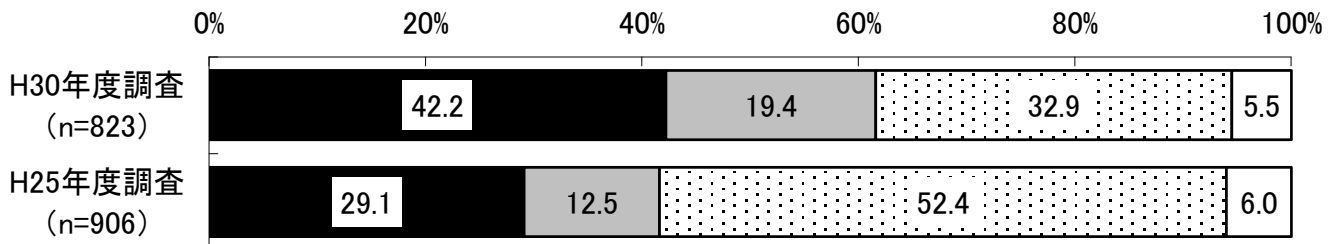
利用者本位の福祉サービスのために必要なことは、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(65.5%)が最も多く、次いで「利用者が最適なサービスを選択できるよう相談支援体制を整える」(54.9%)、「サービスの苦情や事業者とのトラブル解決の支援体制を整える」「町民が福祉に関する法律や制度等を学習できる機会を増やす」(ともに17.9%)となっている。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果となっている。

防災（災害）について

No. 23 災害避難場所について

設問：あなたは、現在指定されている町内の災害避難場所は適切だと思いますか。

■適切だと思う □適切だと思わない □避難場所を知らない □無回答



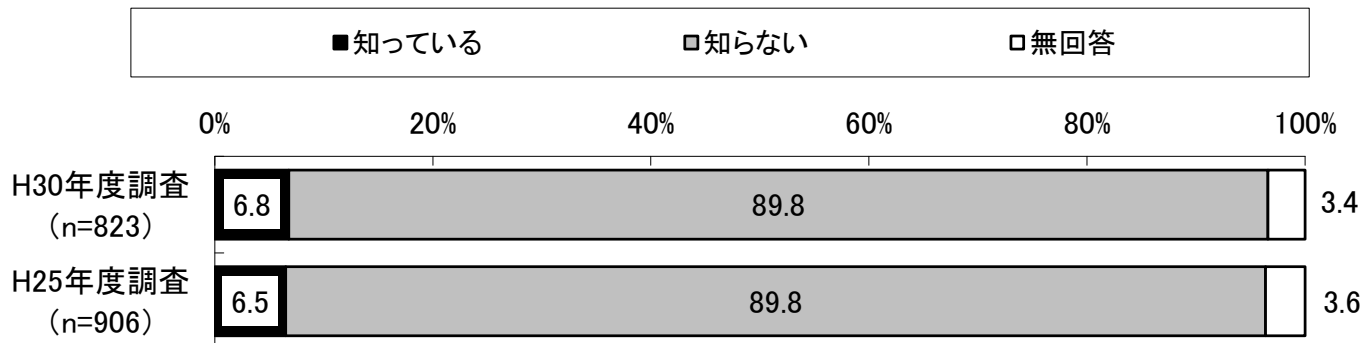
現在、指定されている災害避難場所は適切かどうかについては、「適切だと思う」（42.2％）が4割強を占めており、「避難場所を知らない」は32.9％、「適切だと思わない」は19.4％となっている。前回調査と比較すると、「避難場所を知らない」の割合が約20ポイント減少し、避難場所の認知が高くなっている。また、「適切だと思う」は約13ポイント増加し、「適切だと思わない」も約7ポイント増加している。

居住地域別にみると、犀川地域では他の地域に比べ「適切だと思わない」の割合が高く、豊津地域では「避難場所を知らない」の割合が高い。

		調査数	問35 災害避難場所について (%)			
			適切だと思う	適切だと思わない	避難場所を知らない	無回答
全体		823	42.2	19.4	32.9	5.5
居住地域	勝山	261	47.5	13.4	32.6	6.5
	犀川	248	41.9	29.4	23.4	5.2
	豊津	307	38.8	16.3	40.4	4.6
	無回答	7	-	28.6	57.1	14.3

№. 24 要援護者の情報登録の認知度

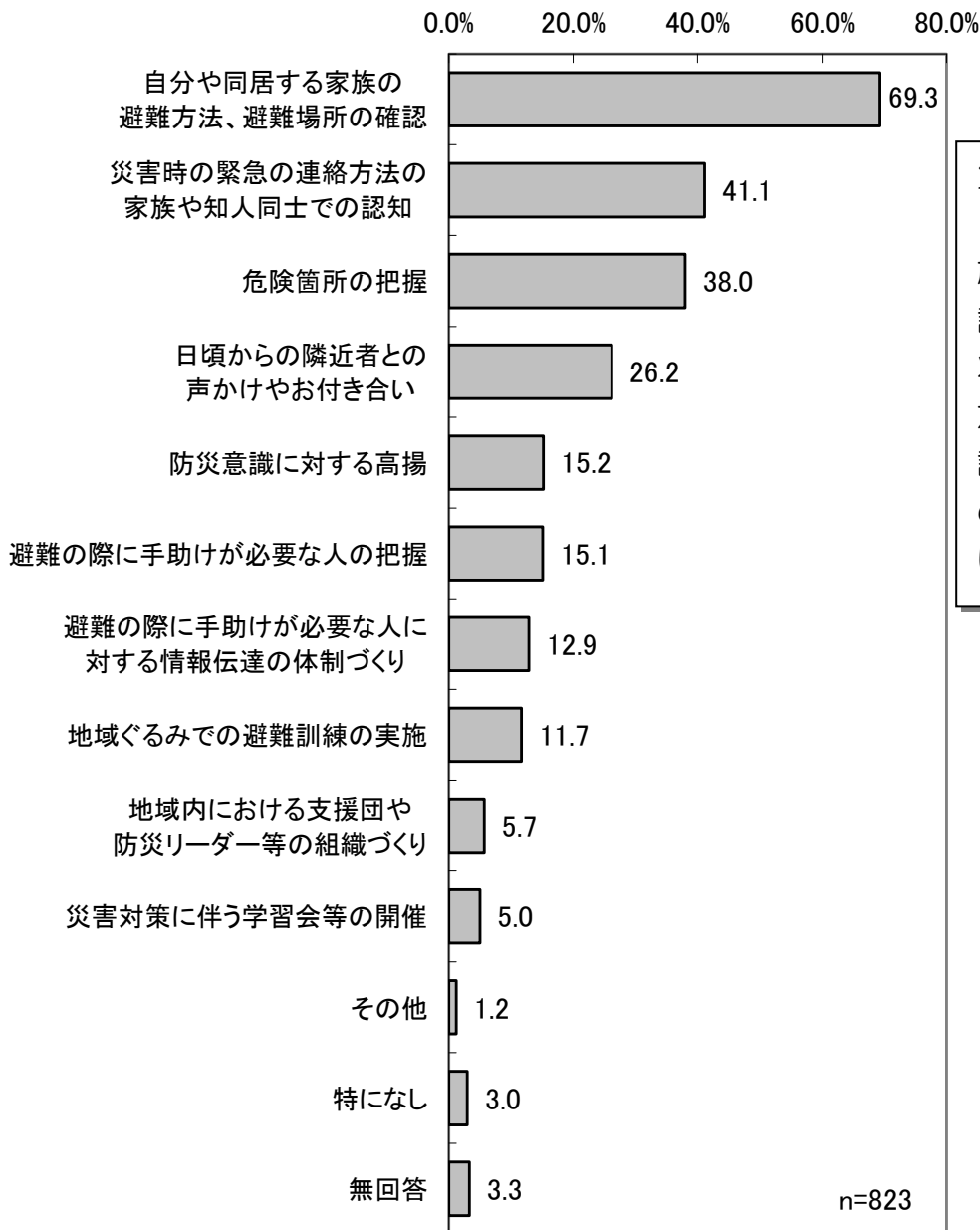
設問：みやこ町では、災害時に自力では避難が困難な方を支援するための情報として、本人の希望に基づき、要援護者（高齢者・障がい者・難病患者等）の情報登録を行っています。そのことをご存知ですか。



要援護者の情報登録の認知度は、「知らない」（89.8%）が 9 割弱を占め、「知っている」（6.8%）を大きく上回っている。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果となっている。

№. 25 災害時の備えとして重要なこと

設問：地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

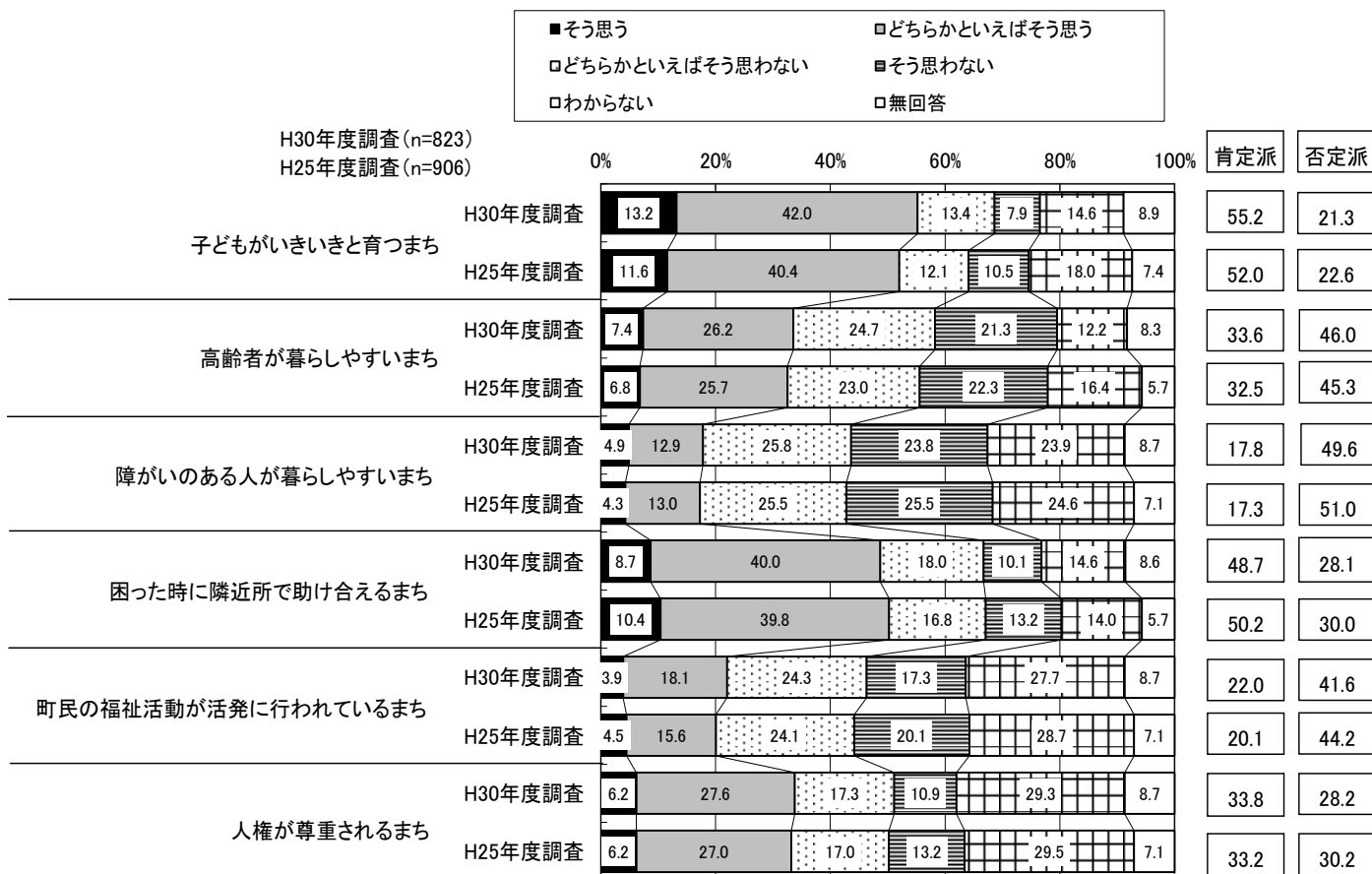


災害時の備えとして重要なことは、「自分や同居する家族の避難方法、避難場所の確認」(69.3%)が最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法の家族や知人同士での認知」(41.1%)、「危険箇所の把握」(38.0%)となっている。

福祉全般について

No. 26 みやこ町の印象

設問：みやこ町はどのようなまちだと思いますか。



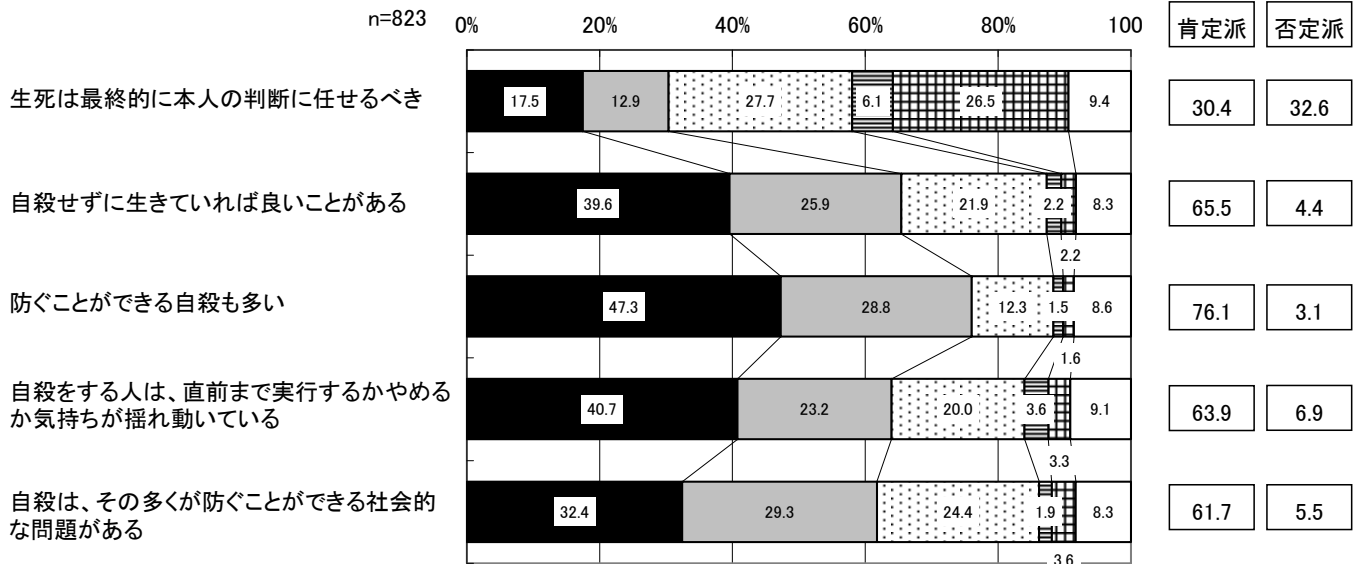
みやこ町の印象を『肯定派』（そう思う＋どちらかといえばそう思う）と『否定派』（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）に整理すると、『肯定派』の割合は、「子どもがいきいきと育つまち」（55.2%）が過半数を占め、「困った時に隣近所で助け合えるまち」（48.7%）も約半数占めており、これらの印象が強くなっている。一方、『否定派』の割合は、「障がいのある人が暮らしやすいまち」（49.6%）、「高齢者が暮らしやすいまち」（46.0%）、「町民の福祉活動が活発に行われているまち」（41.6%）等で高くなっており、これらの印象は弱くなっている。

また、前回調査と比較すると、概ね同様の結果となっている。

№. 27 「自殺」についての認識

設問：あなたは「自殺」について、どのように思いますか。

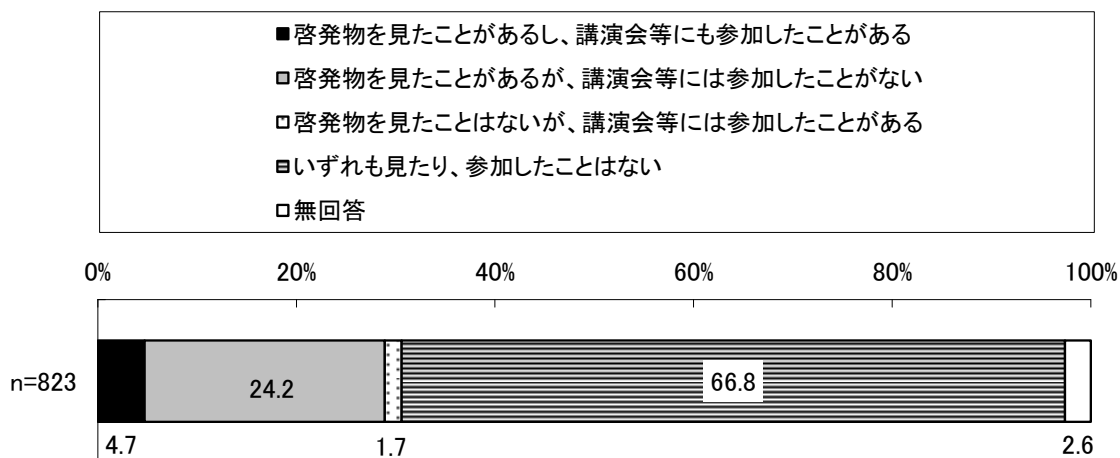
- そう思う
- どちらともいえない
- ▨ そう思わない
- どちらかというと思う
- ▨ どちらかというと思わない
- 無回答



「自殺」についての認識を『肯定派』（そう思う+どちらかといえばそう思う）と『否定派』（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）に整理すると、『肯定派』の割合は、「防ぐことができる自殺も多い」（76.1%）、「自殺せずに生きていれば良いことがある」（65.5%）が高くなっている。

№. 28 自殺防止に関する啓発物・講演会の閲覧・参加経験

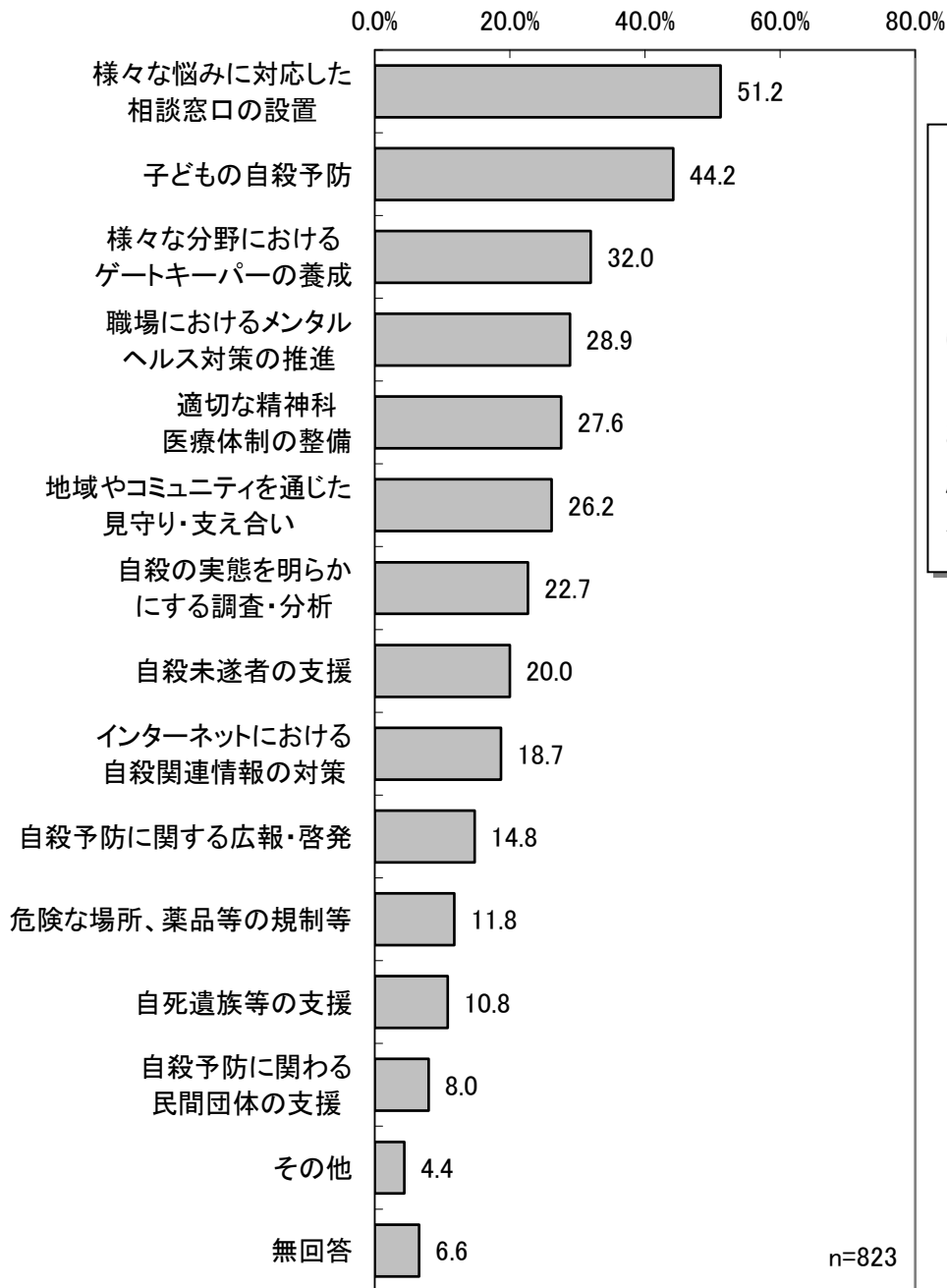
設問：あなたは、自殺に関する啓発物を見たり、又は自殺に関する講演会等に参加したことはありますか。



自殺防止に関する啓発物・講演会の閲覧・参加経験は、「いずれも見たり、参加したことはない」(66.8%)が最も多く、次いで「啓発物を見たことがあるが、講演会等には参加したことがない」(24.2%)、「啓発物を見たことがあるし、講演会等にも参加したことがある」(4.7%)、「啓発物を見たことはないが、講演会等には参加したことがある」(1.7%)となっている。

№. 29 自殺対策として今後必要なこと

設問：今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。



自殺対策として今後必要なことは、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」(51.2%)が最も多く、次いで「子どもの自殺予防」(44.2%)、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」(32.0%)となっている。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活していくために必要不可欠なものです。住民一人ひとりが地域の中で役割を果たして、お互いに支え合うまちづくりを進めていくことが大切です。みやこ町に住むすべての人が安心して暮らしていけるよう、住民参加による支え合いのまちづくりを推進します。

この計画における基本理念を以下のように設定します。

住み慣れた町で安心して生活できる福祉のまちづくり

2. 基本目標

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

(1) 住民参加による協働のまちづくり

福祉のまちづくりを推進するには、住民参加が必要不可欠です。

地域住民が集う拠点の整備・充実を図り、住民と地域、行政が手を取り合い、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 健康福祉のまちづくり

地域福祉のまちづくりを進めるには、福祉に関心を持ち、自ら考え行動することが必要ですが、そのためにはまず、資本となる自らのこころとからだの健康づくりがなによりも重要です。

地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに、生きがいを持って暮らしていくことのできる環境づくり、支援体制づくりを進めます。

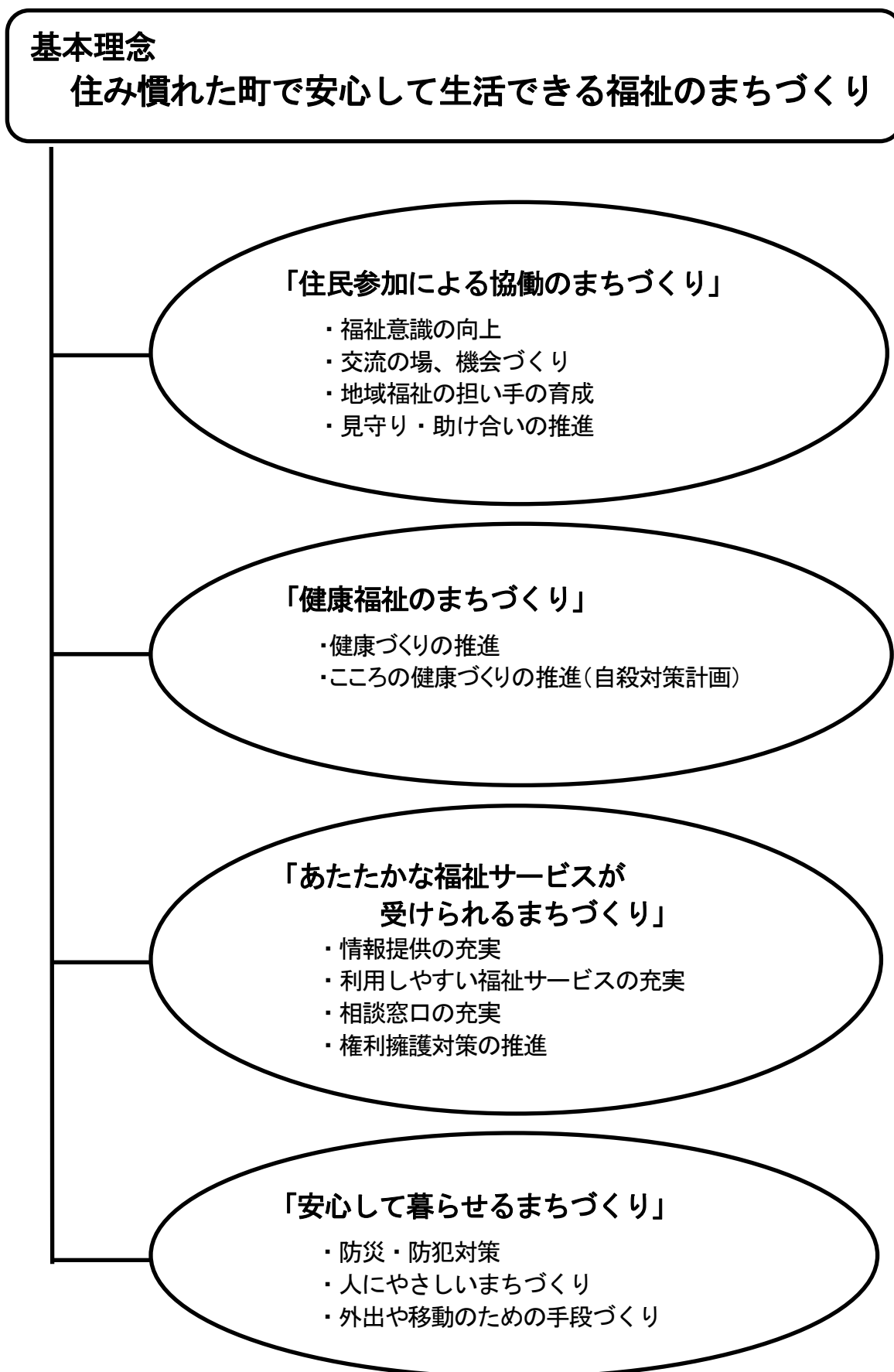
(3) あたたかな福祉サービスが受けられるまちづくり

地域の中では、行政や事業所など、さまざまな主体による福祉サービスが行われており、支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。住民が適切なサービスを利用できるような体制づくりを進めていくとともに、関係各課および関係機関が分野横断的に連携・協働して、支援していく体制づくりを進めていきます。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

住民が安心して生活するには、防災や防犯、環境づくりが必要です。地域ぐるみでの取組を支援し、住民同士のつながりを生み出すとともに、安心・安全で住みやすいまちづくりを推進していきます。

3. 計画の体系



第4章 具体的取組

1. 住民参加による協働のまちづくり

(1) 福祉意識の向上

現状と課題

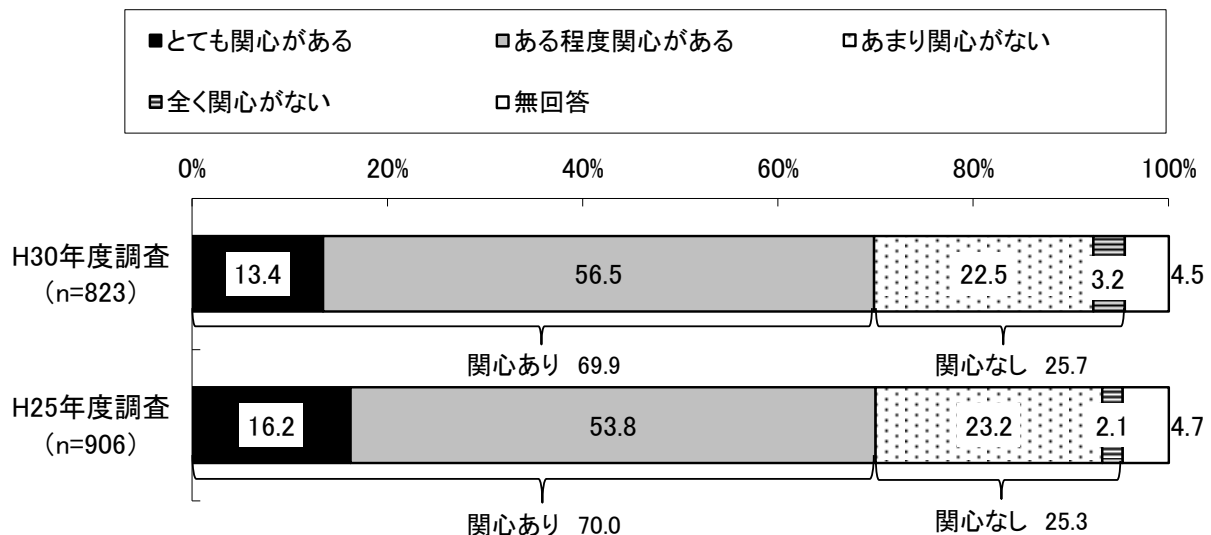
地域には、子どもや高齢者、障がい者など様々な人が暮らしています。どんな人も等しく地域の中で生活していくためには、住民が福祉について関心を持ち、様々な立場の人がいることを知るとともに、福祉について学び、正しい知識を身につけることが大切です。

アンケート結果によると、福祉への関心度は「関心がある」が約70%を占めており、平成25年度の結果とほぼ同様の結果となっています。

みやこ町では、社会福祉協議会を中心に「住民同士の支え合い」「障がい者の支援」「災害時の対応」等の内容で一般向けに講座を実施したり、町内の小学4年生を中心に障がい者、高齢者の疑似体験等を実施しています。また、町職員の福祉意識の向上に向け、認知症サポーター研修を開催しています。

今後も、一般住民向けの講座や町職員の研修会を充実させ、福祉意識のさらなる向上を目指す必要があります。

【福祉への関心】



資料：みやこ町地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

みやこ町では、福祉や自治意識の向上に関する啓発活動や、学校教育の場における福祉教育の推進を行っています。今後は、社会福祉協議会等の関係団体と協力し、さらにあらゆる世代を対象とした広報・啓発活動や学習機会の提供、福祉教育の充実など、福祉意識の啓発をより行う必要があります。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自 助)	・福祉に関する講演会や教室等に参加し、福祉に関する意識を高めましょう。	
	・障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・地域や団体の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。	
	・男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。	
	・福祉に関する講演会や教室等を行う時は、積極的に広報し、参加を呼びかけましょう。	
行政 (公 助)	・福祉施設の見学等の機会を設定し、住民に福祉の現場を知ってもらいます。	保険福祉課
	・職員の福祉意識向上のための研修会や講演会を開きます。	
	・住民福祉講演会等を開催し、住民の福祉に対する意識の向上を図ります。	社会福祉協議会
	・各学校で、ボランティア活動や交流などの体験教室を通した福祉教育を進めます。	
	・人権に対する意識を持てるよう、人権週間等における啓発や広報活動を行います。	総務課

(2) 交流の場、機会づくり

現状と課題

かつては、困った人がいたら手をさしのべ、みんなで助け合うといった姿がどこの地域にも見られました。また、地域の中では、自然に人々が集まる場がありました。

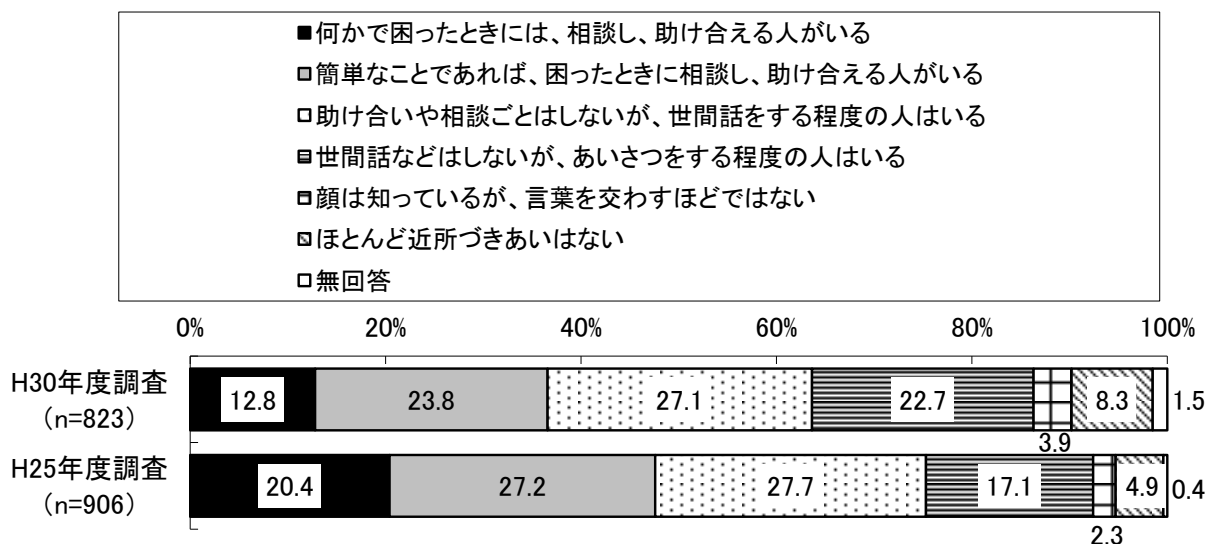
しかし、現在では、少子高齢化や核家族化、深刻な経済状況の悪化、高齢者や若者の単身世帯の増加などを背景に、「向こう三軒両隣」の意識は薄れ、地域でお互いに助け合う力が弱まっています。

アンケート結果によると、近所付き合いの程度について、「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」が10%程度となっており、平成25年度と比べて約7ポイント減少しています。

人と人とのつながりが薄くなると、気軽に相談できるご近所さんがいなくなり、困りごとや不安を個人で抱え込むこととなります。さらに、悩みを抱え込むため、地域での問題やニーズが表面化せず、その問題が大きくなり地域で対応できにくくなります。

みやこ町では、ふれあいサロン事業等を行っており、高齢者に限らず誰でも参加できるように働きかけをしています。今後は、地域での助け合いの体制を強化していくために、誰もがいつでも立ち寄ることができる居場所や、地域住民と地域福祉にかかわる諸団体、専門職等が交流し、新たな活動を生むことが期待できるような地域の拠点を整備する必要があります。

【近所づきあいの程度】



資料：みやこ町地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

みやこ町では、年々参加者が減少傾向にある、地域の祭りやイベントを活性化させ、行事を通じた地域の交流を図り、既存のサロン事業（公民館事業）等を通して、様々な住民同士や福祉にかかわる様々な専門職が交流できる場、機会づくりを推進する必要があります。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自 助)	・地域での祭りやイベント等の行事に積極的に参加しましょう。	
	・困りごとがあったらご近所で相談できる体制をつくりましょう。	
	・積極的に地域の方に声かけやあいさつをしましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・地域の様々な住民が参加できる行事を企画しましょう。	
	・地域の団体・組織のメリットや活動等をPRし、加入を促進しましょう。	
	・地域の課題等を話し合う場を設定し、その解決を地域の中で検討しましょう。	
	・地域全体で声かけやあいさつ運動に取り組みましょう。	
行政 (公 助)	・既存のふれあいサロン事業等を活用しつつ、各地域で、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士や福祉にかかわる様々な団体、専門職が交流できる場、機会づくりを推進します。	保険福祉課 社会福祉協議会
	・地域活動や行事への参加を促すため、町ホームページや広報紙などを活用したPRを行い、地域活動を支援します。	
	・Facebook、Twitter、Instagram等のSNSを活用し、若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。	
	・障がい者（児）家族の会や在宅介護家族の会など、当事者団体を支援します。	

(3) 地域福祉の担い手の育成

現状と課題

全ての人々が安心して暮らせるよう、住民の福祉ニーズに対応できる体制を整えるには、行政や事業者だけではなく、ボランティア、関係団体など、様々な人たちの協力、連携の中で、住民が自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

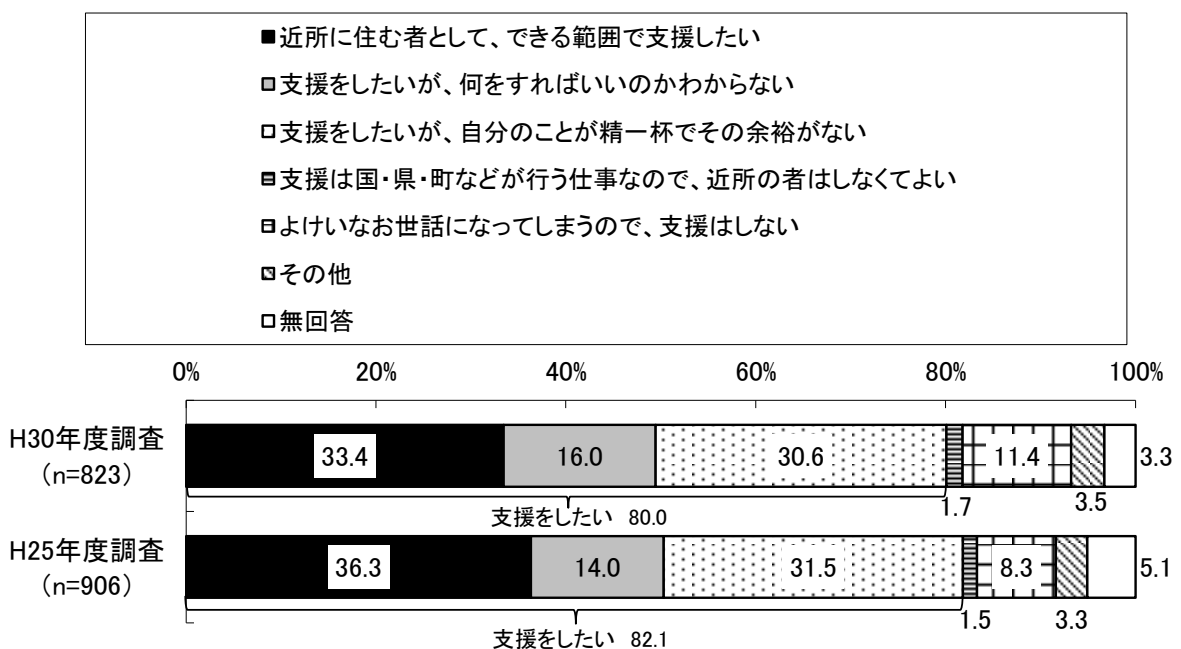
現在、主な地域福祉活動者として、自治会や民生委員・児童委員等のほか、認知症サポーターおよびほっとサポーター、ふれあいサロンのリーダーの養成を推進しており、今後もさらに担い手を育成していくことが重要です。

アンケート調査においても、近所に要支援者がいたら、声かけや安否確認などの支援をしたいと思う人が、平成25年度と同様に80%いるという結果が出ています。しかし、そのうちの半数以上は、支援をしたいという気持ちはありながら、「何をすればいいのかわからない」「自分のことで精一杯で余裕がない」という結果でした。

今後は、地域福祉の担い手の育成だけでなく、社会福祉協議会と連携し、担い手になってくれる住民等の発掘や支援の担い手（ボランティア等）と受け手（要支援者）を結びつける生活支援コーディネーターとしての役割も強化していく必要があります。

また、複雑多様化した地域生活の課題を解決するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入の促進、それらのサービスと行政との連携、行政による活動支援が必要となります。

【身近な要支援者への支援に対する考え方】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

地域福祉活動を進める上では、一部の限られた人だけではなく、その担い手の輪を広げていくことが必要です。次代の福祉活動の人材や組織の育成を図ります。

また、地域の人材を発掘するとともに、中高年や団塊世代の人々のボランティア登録の推進等、人材を有効に活用できるよう情報のネットワークづくりを推進します。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自 助)	・地域活動に参加して、地域福祉の必要性について理解を深めるよう努めましょう。	
	・自分の持っている知識や技術を地域活動に活かしましょう。	
	・地域活動に参加している人は、参加していない人を活動に誘いましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・地域の担い手の発掘に努めましょう。また、活動をPRし、活動参加を促しましょう。	
	・地域の担い手となる人材を、地域福祉の人材として取り込んでいきましょう。	
	・活動団体は連携し、お互いに情報交換等を行い団体の活性化につなげましょう。	
行政 (公 助)	・民生委員・児童委員、ボランティア、認知症サポーター、ほっとサポーター等の地域福祉を担う人材育成を支援します。	保険福祉課 社会福祉協議会
	・ふれあいサロンのリーダー養成講座など、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成に努めます。	
	・社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録の周知・啓発を行うとともに、支援の担い手（ボランティア等）と受け手（要支援者）を結びつける生活支援コーディネーターとしての活動を促進します。また、現在主に勝山地域において生活支援コーディネーターを配置しているため、複数の生活支援コーディネーター雇用も視野に、事業の拡大を図ります。	
	・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動を推進するために、活動に必要な情報の入手、必要な知識、技能の習得等の支援を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会

(4) 見守り・助け合いの推進

現状と課題

地域の助け合いを推進するためには、地域の中で生活している高齢者、障がい者、子育て中の親等、支援を必要とする地域住民の声に耳を傾け、そのために地域でできることは何かを考えることが重要です。

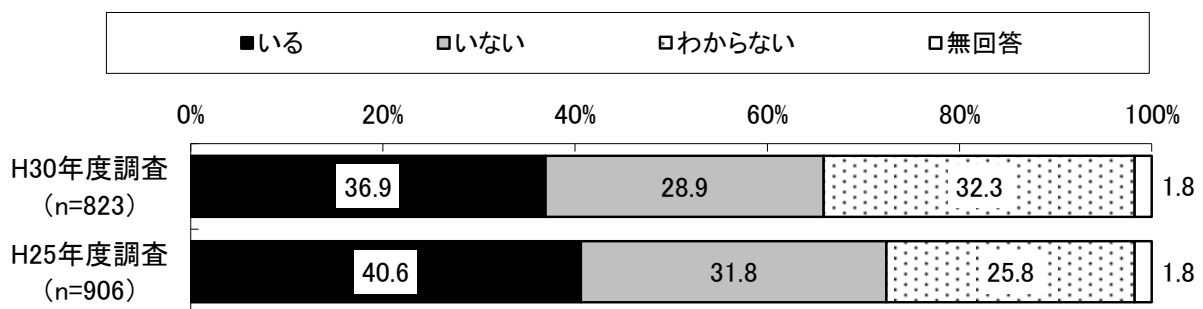
基礎統計データから、みやこ町は、1世帯あたりの人員が減り、核家族化が進行している状況にあります。それにともない、近所づきあいも少なくなり、地域のつながりが希薄になっている傾向があります。

アンケート結果によると、近所に支援を必要とする人がいるかという問いに対して、「いる」との回答が約40%を占めていると同時に、「わからない」との回答が約30%を占めており、平成25年度と比べて隣近所の状況がわからない人の割合が増加しています。

関係団体ヒアリングによると、「高齢化が進み、高齢者の孤立化が年々進行している」等の意見があがっていました。また、「地域福祉を推進するために、他団体との定期的な交流、情報交換があるとよい」といった関係団体のネットワークに関する意見もありました。

今後、地域の見守り・助け合い体制を強化するために、行政および社会福祉協議会、地域福祉にかかわる様々な関係者が、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行う機会づくりに取り組む必要があります。また、様々な地域資源を活用して、支援が必要な人を見つけられる仕組みを強化していく必要があります。

【近所の要支援者の有無】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

地域の見守り・助け合い体制を強化するためには、行政、社会福祉協議会および地域福祉にかかわる様々な関係者が、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行う機会づくりに取り組む必要があります。

また、宅配業者など個人宅への出入りがある民間企業等との連携を推進するなど、支援が必要な人を見つけられる仕組みづくり、ボランティアの確保など支援が必要な人をサポートできる体制の強化を社会福祉協議会とともに進めていきます。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住 民 (自 助)	・普段から隣近所での声かけや助け合いを行い、地域にどのような人が居るのか把握しましょう。	
	・困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。	
	・身近な地域での助け合い活動や行事に積極的に参加し、地域の人との交流を深めましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・自治会や民生委員・児童委員等と協力して、一人暮らしの高齢者や見守りが必要な方の見守り・訪問活動を行いましょう。	
	・地域で話し合う機会をつくりましょう。	
	・子どもの登下校時等の声かけを進めましょう。	
行 政 (公 助)	・各地区でのケース検討会議や民生委員等の既存の会議を活用し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、駐在員会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、医療関係者、ボランティア団体など地域福祉の様々な関係者が、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行う機会づくりに取り組みます。	保険福祉課 社会福祉協議会
	・配食サービスを通じて、利用対象者の安否確認を実施します。	
	・困ったときの緊急連絡先など、すべての住民に情報が届くよう関係機関と連携して情報発信を行います。	保険福祉課
	・社協だより等で見守りネットワークの活動事例を紹介するなど、地域での見守りや助け合いを推進します。	社会福祉協議会
	・個人宅への出入りがある民間企業と連携した「みやこ町見守りネットワーク」の登録数を増加に向けた活動を推進し、見守り・助け合い体制の強化を図ります。	

2. 健康福祉のまちづくり

(1) 健康づくりの推進

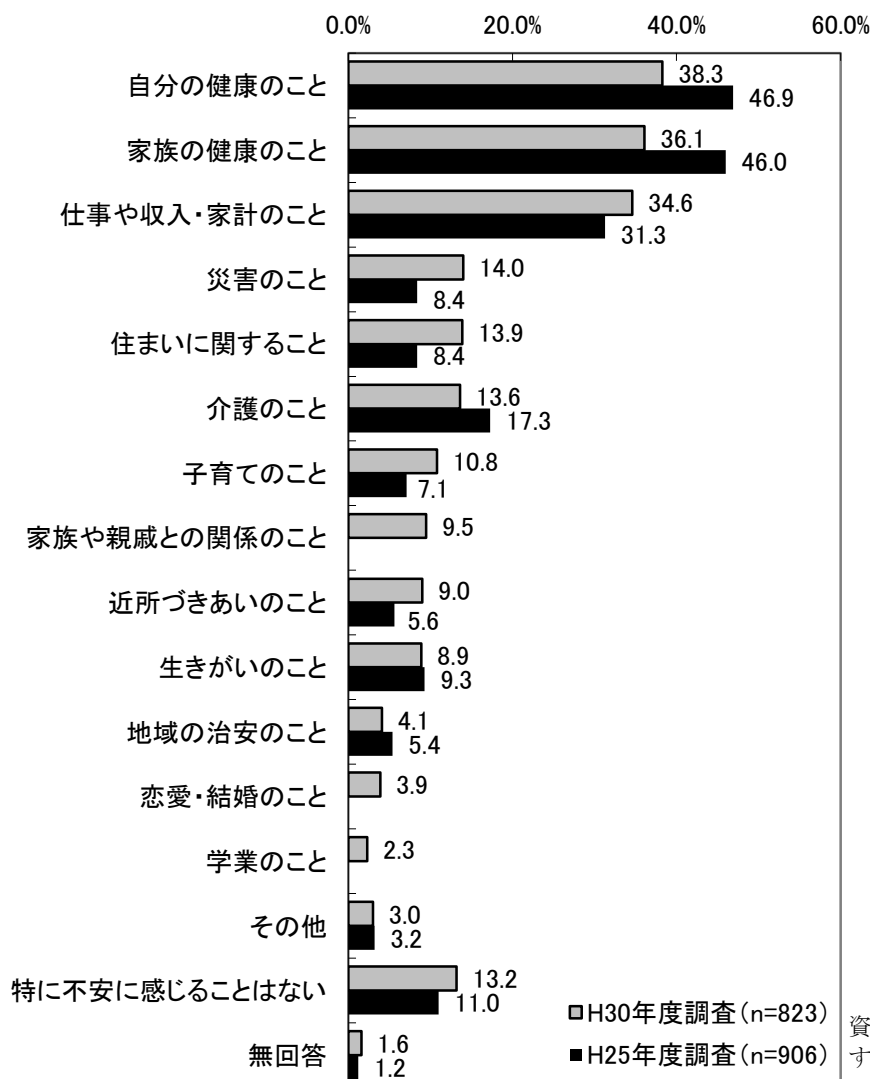
現状と課題

地域福祉を進めるためには、福祉に関心をもち、自ら考え、行動することが重要ですが、そのためにはまず、資本となる自らの健康づくりを進め、住民の行動意欲を高めることが大切です。近年では、高齢化や食生活の変化、運動不足などのライフスタイルの変化とともに、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これらに起因して寝たきりや認知症などになる人が増加しています。

アンケート調査によると、「日常生活上の悩みやストレス」の問いに対して、「自分の健康のことや家族の健康」が不安と答えた人は約40%と最も多く、健康についての関心が高いことが伺えます。

今後は、各種健診の受診率を高めるとともに、各種健康教室や広報紙等を活用した健康づくりに関する普及・啓発活動をさらに充実させていく必要があります。

【日常生活上の悩みやストレス】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

生涯を通じて健康的な生活が送れるよう、増加する生活習慣病に対する予防等への意識啓発を進めるとともに、健康指導等の中で習慣的な運動を始めるきっかけづくりとして、健康診査やがん検診等の受診による健康管理・健康づくりを促進します。

また、地域で健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住 民 (自 助)	・個人の健康に対する意識を高め、生活習慣病予防等、健康づくりに努めましょう。	
	・地域の人や家族と一緒に健康づくりのための活動に取り組みましょう。	
	・健康に対しての教室や講座に参加し、健康に関する意識を高めましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・自治会役員、スポーツ推進委員、健康づくり協力員等、協働による地域の健康づくりに取り組むなど、各関係機関との連携を図りましょう。	
	・地域におけるウォーキングや体操などのイベントを開催しましょう。	
	・サロン活動等を行い、口腔ケアや体操など、介護予防に努めましょう。	
行 政 (公 助)	・出張講座や各種健康教室などを通じて、食生活や運動習慣の改善、生活習慣病予防の普及・啓発活動を実施します。	子育て・健康支援課
	・がん検診・特定健診・歯科検診・体成分測定・骨密度測定等の各種検診や測定を実施していきます。	
	・健康づくりに関する情報を、広報紙・チラシ・回覧板・ホームページなどを通じて提供します。	
	・ふれあいサロン事業等を通じて、体操や口腔ケア等の各種教室を実施します。	保険福祉課
	・療育教室および専門職（言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士）による療育、その他児童の発達を促すための相談業務を実施します。	子育て・健康支援課 社会福祉協議会

(2) こころの健康づくりの推進（自殺対策計画）

現状

国において、年間自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として年間2万人を超える人が自殺しており、非常事態はいまだに続いているといえます。

みやこ町の年間自殺者数は減少傾向にあります。平成24年から平成28年までの5年平均での人口10万人当たり自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）は27.3で全国平均の19.3と比べると自殺死亡率が高い状況です。自殺者の年齢別では、60歳以上の高齢者の自殺が多く、また、20代・30代の自殺者も少なくありません。

計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、平成38年（2026年）までに自殺死亡率を、平成27年と比べて30%以上減らし13.0以下にすることにしています。

このような国の方針を踏まえながら、みやこ町の自殺対策の目指すべき目標値は平成24年から平成28年までの5年平均の自殺死亡率27.3（5年間の自殺者総数29人）を、平成31年から平成35年（2023年）までの5年平均で、概ね18%減少の22.5（5年間の自殺者総数24人）以下を目指します。

【数値目標】

指標	区分	現状値（平成24-28年平均）	目標値（平成31-35年平均）
自殺死亡率 （人口10万対）	みやこ町	27.3	22.5以下
	福岡県	19.4	14.4以下*
	全国	19.3	13.0以下*

【出典】みやこ町：地域における自殺の基礎資料
全国・福岡県：厚生労働省「人口動態統計」

※福岡県の目標値は平成34年単年、全国は平成38年単年の目標値

課題

アンケート結果によると、防ぐことができる自殺は多いと考えている方の割合は高いのですが、自殺防止のための啓発物、講演会等の取組については認知度が低く、このことが課題となっています。そのため、相談窓口や様々な自殺防止の取組を広報等で広く告知していく必要があります。

自殺対策における取組

国が定める「地域自殺対策施策パッケージ※¹」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル※²」により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、市内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的に自殺対策を推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのないみやこ町



<市内の自殺対策に有効な既存事業(147事業)>

5つの「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化 (3事業)
2. 自殺対策を支える人材の育成 (3事業)
3. 住民への啓発と周知 (3事業)
4. 生きることの促進要因への支援 (3事業)
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 (4事業)

3つの「重点施策」※³

1. 高齢者対策 (3事業)
2. 生活困窮者・無職者・失業者対策 (3事業)
3. 子ども・若者対策 (3事業)

生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策の観点から取り組む (129事業)

※1 地域自殺対策施策パッケージ…自殺総合対策推進センターが自殺対策施策についてまとめた資料。

※2 地域自殺実態プロファイル…国の自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した資料。

※3 重点施策9事業のうち7事業は基本施策にも含まれる。

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康、経済、人間関係などの問題のほか、地域や職場のあり方の変化など、様々な要因が複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのためには様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
【関係機関のネットワークの構築】 自殺未遂者支援の中で得られた地域特有の課題の検証や事例検討を通じて効果的な自殺対策の方向性について検討するために、医療機関、警察、消防などの関係機関との情報共有・情報交換を行います。	子育て・健康支援課
【地域自立支援協議会】 医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きること包括的支援）を展開するうえでの基盤ともなり得るため、関係機関との連携体制強化を図ります。	子育て・健康支援課
【ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会】 各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組を推進します。	保険福祉課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー等の研修機会の確保を図ります。

【主な取組】

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【精神保健福祉相談にあたる職員の資質向上】</p> <p>精神保健福祉相談にあたる職員が、自殺予防の基礎知識を有し、精神保健的な視点だけでなく心の悩みの原因となる生活・経済問題などの社会的要因に対する視点をもって対応できるように資質の向上を図ります。</p>	子育て・健康支援課
<p>【職員研修】</p> <p>職員研修の際に、自殺対策に関する講義を実施し、全庁的に自殺対策を推進するための基盤づくりを行います。</p>	総務課
<p>【民生委員・児童委員活動】</p> <p>各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組を推進します。</p>	保険福祉課

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐにはこのサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を行い、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
【広報紙作成事業】 広報紙を通じて、自殺対策に関連する各種事業・支援策等の情報提供を行います。特に、「自殺対策強化月間（3月）や「自殺予防週間（9月）」において、命の尊厳に関する記事を掲載し、より効果的な啓発に努めます。	行政経営課 子育て・健康支援課
【各福祉分野のガイドブックの充実】 各ガイドブックにおいて、様々な生きる支援に関する相談窓口情報を掲載することで、町民に対して相談機関の周知の拡大を図ります。	子育て・健康支援課
【社会教育講座開設事業】 地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、自殺問題に対する住民の理解促進を図ります。	生涯学習課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、残された人への支援に関する対策を推進していきます。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
<p>【相談支援事業】</p> <p>自殺リスクを抱える人に寄り添い、伴走型の支援の重要性を家族や周囲の人に伝えます。</p>	子育て・健康支援課
<p>【いきがいデイサービス事業】</p> <p>高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点として活用します。また、社会的孤独状態の高齢者の自殺リスクは少ないと考えられ、そうした高齢者の社会参加の促進につなげることで、高齢者の生きがいづくりを支援します。</p>	保険福祉課
<p>【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）】</p> <p>生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計相談支援等を実施する自立相談支援事務所につないでいきます。</p>	保険福祉課

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教室に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係る教育を推進していきます。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
【SOSの出し方教育の実施】 小・中学校及び高等学校等において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を推進します。	学校教育課
【保護者向けSOSの気づきの啓発】 児童生徒の保護者に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための啓発を図ります。	学校教育課
【若年層向けの普及啓発】 子どもや若者を対象としたリーフレットの配布やSNSの活用により自殺予防やこころの健康に関する普及啓発を促進します。夏休みなど長期休暇明けに急増する傾向がある児童・生徒の自殺を防ぐために、配布のタイミングを例示するなど効果的な周知方法を検討します。	学校教育課
【若年層への性暴力未然防止のための啓発】 中学生などを対象にデートDVの仕組みやそれを防ぐためのコミュニケーションについて出前授業などを実施し、暴力を許さない意識づくりに向けて啓発を行います。また、スマホ・ケータイ安全教室の出前授業を実施し、いじめ、性暴力の防止の啓発に努めます。	総務課

重点施策1 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立に陥りやすいことから、様々な背景や価値観に対応した支援が必要です。

このため、行政サービスや民間事業者のサービスを適切に活用し、生きることの包括的な支援としての施策の推進を図ります。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
<p>【ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会】(再掲)</p> <p>各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組を推進します。</p>	保険福祉課
<p>【民生委員・児童委員活動】(再掲)</p> <p>各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組を推進します。</p>	保険福祉課
<p>【いきがいデイサービス事業】(再掲)</p> <p>高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点として活用します。また、社会的孤立状態の高齢者の自殺リスクは少なくないと考えられ、そうした高齢者の社会参加の促進につなげることで、高齢者の生きがいづくりを支援します。</p>	保険福祉課

重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮や無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向にあります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）】（再掲） 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計相談支援等を実施する自立相談支援事務所につないでいきます。	保険福祉課
【生活保護費給付事務】 生活に困窮する被保護者を対象に、国の基準に応じて生活費や医療費などの扶助費を給付し、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立の助長を図っていきます。	保険福祉課
【失業者等に対する相談窓口の充実】 失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるような、連携体制を整えます。	観光まちづくり課

重点施策3 子ども・若者対策

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、抱える悩みも多様であるため、ライフスタイルに応じた対応が必要です。

そのため、保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら支援を推進します。

【主な取組】

【事業名】	担当課
事業内容	
<p>【SOSの出し方教育の実施】(再掲)</p> <p>小・中学校及び高等学校等において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【若年層向けの普及啓発】(再掲)</p> <p>子どもや若者を対象としたリーフレットの配布やSNSの活用により自殺予防やこころの健康に関する普及啓発を促進します。夏休みなど長期休暇明けに急増する傾向がある児童・生徒の自殺を防ぐために、配布のタイミングを例示するなど効果的な周知方法を検討します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【若年層への性暴力未然防止のための啓発】(再掲)</p> <p>中学生などを対象にデートDVの仕組みやそれを防ぐためのコミュニケーションについて出前授業などを実施し、暴力を許さない意識づくりにむけて啓発を行います。また、スマホ・ケータイ安全教室の出前授業を実施し、いじめ、性暴力の防止の啓発に努めます。</p>	<p>総務課</p>

生きる支援関連施策

庁内の自殺対策に有効な関連事業(全 147 事業)を把握しました。これらの事業は、基本施策(5項目)、重点施策(3項目)に関係あるものを振り分け、それ以外の事業は生きる支援関連施策として分類しました。あらゆる機会を捉え、自殺対策の支援及び啓発を実施していきます。事業の詳細は資料編(資料5)をご参照ください。

自殺対策の推進体制

自殺対策は、住民、地域、学校及び行政等の各種関係機関が相互に連携し、効果的な推進を図ります。

評価指標

自殺対策施策の評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、その後の取組についての協議を行います。

分類	評価項目	平成 35 年度(2023 年度)までの目標値
基本施策	地域におけるネットワーク強化	関係機関との協議の場を年 1 回以上開催
	自殺対策を支える人材の育成	自殺対策に当たる職員は、自殺対策に関連する研修会に年 1 回以上参加
	住民への啓発と周知	住民向け啓発活動を年 2 回以上実施
	生きることの促進要因への支援	ケースに応じて適時実施
	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	児童生徒に SOS の出し方に関連する教育を年 1 回以上実施
重点施策	高齢者対策	関係機関との協議の場を年 1 回以上開催
	生活困窮者・無職者・失業者対策	ケースに応じて適時実施
	子ども・若者対策	子ども・若者向け啓発活動を年 1 回以上実施

3. あたかな福祉サービスが受けられるまちづくり

(1) 情報提供の充実

現状と課題

利用したい福祉サービスを適切に選び、利用するためには、まず、福祉制度やサービスの内容、利用方法等の必要な情報を知ってもらわなければなりません。そのためには、誰にとっても分かりやすい情報を提供していくことが重要です。

アンケート結果から、支え合う地域づくりのために行政が行うべきこととして、「福祉に関する情報提供・情報発信を充実させる」の割合が3番目に多くなっており、福祉サービスを必要とする人や、福祉活動に参加を希望する人が情報を入手しやすい仕組みづくりが大切です。

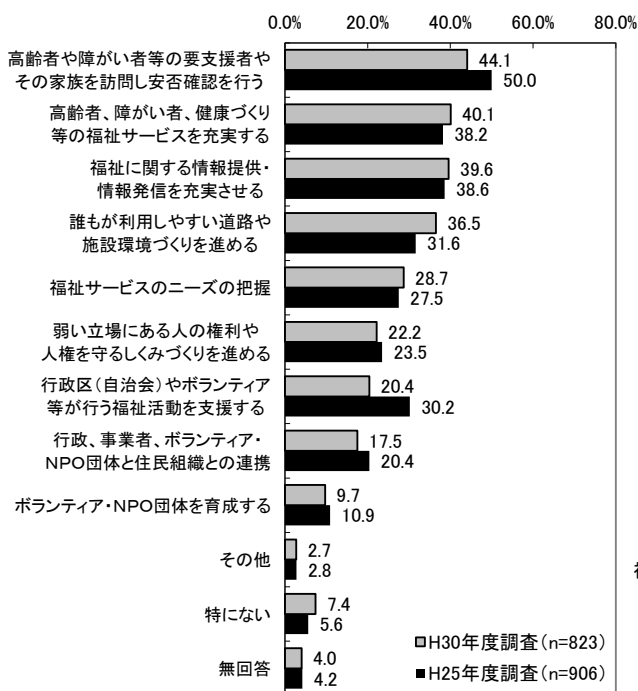
情報入手源としては、「町の広報紙・パンフレットなど」が約40%と最も高く、次いで、「友人・知人」「家族・親戚」からの口コミや、「町役場等の相談窓口」が続いています。

一方、地域で社会福祉の推進を行っている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は低く、福祉に関する情報の入手先としても少なくなっています。

関係団体ヒアリングにおいては、「町内で福祉に取り組んでいる団体やその活動内容を住民が十分に把握できていない」という「情報発信・情報提供」に関する率直な意見が出ていました。

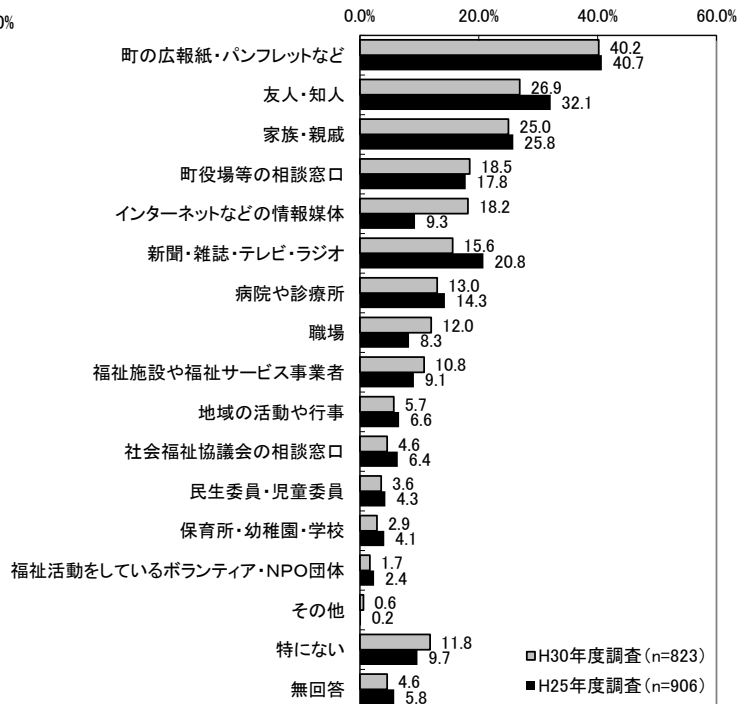
今後も、情報提供を行う場所や媒体を関係機関で協議し、適切かつ効果的な情報提供体制づくりを推進していく必要があります。

【「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきこと】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

【福祉に関する情報の入手先】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを行うとともに、公的制度などを周知していくため、広報紙やホームページをわかりやすくする工夫や内容の充実を図ります。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動や役割の認知度をあげていき、情報を入手しやすい体制づくりを整えていきます。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住 民 (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとや悩みなどは、町の相談窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに気軽に相談しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関するサービス内容などに関心を持ち、情報を入手しましょう。 	
地域や関係団体 など (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、団体、事業者などの活動や提供するサービス内容などについて、わかりやすく情報提供しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、サービスなどの利用につながるよう支援しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や自治会は、身近な地域の相談役として活動しましょう。 	
行 政 (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や社協だよりにて、民生委員・児童委員等、地域の相談窓口の情報の周知に努めます。 	保険福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の関連部署において、相談機関を周知し、利用促進を図ります。 	保険福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや各種ガイドブック等を、庁舎内の関連部署や関係施設などで配布し、相談窓口の情報を入手しやすい体制づくりに努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉サービス利用者の相談・苦情に対して、適切な対応・解決が図れるよう、関係機関と連携して、福祉事業者の指導、評価体制の充実に努めます。 	保険福祉課 子育て・健康支援課

(2) 利用しやすい福祉サービスの充実

現状と課題

誰もが住み慣れた町で安心して生活ができる福祉のまちづくりを進めるためには、住民のニーズにあわせた、質の高い福祉サービスを提供していくことが重要です。

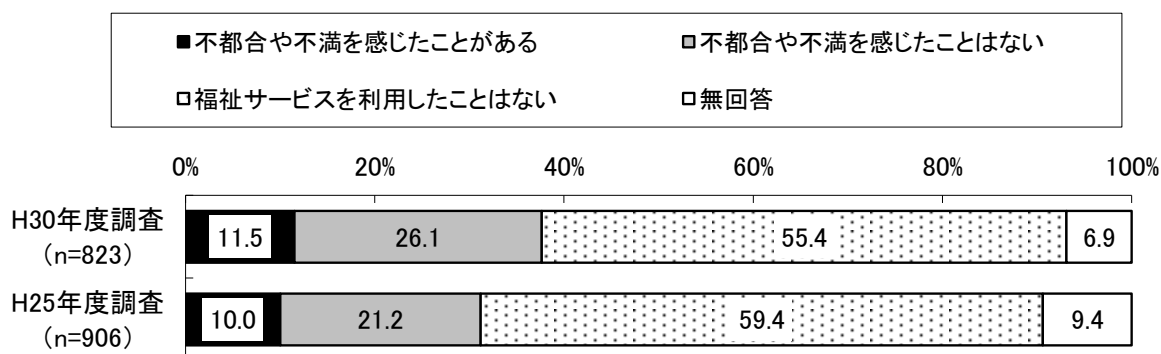
アンケート結果によると、福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験があるか尋ねたところ、平成25年度と同様、約10%の方が「不都合や不満を感じたことがある」と回答されています。福祉サービスに関する情報が入手しづらかったことや、利用手続きが面倒だったといった点に不都合、不満を感じた方が多いことがわかりました。

そのため、行政や事業者は、福祉サービス利用者が、自己選択しやすいように、どのような制度やサービスがあるかをわかりやすく伝えていくことが重要です。

高齢化が進むみやこ町においては、高齢者のサービスの利用が今後増加してくるものと考えられます。その中で利用者にやさしいサービスの体制づくりを進めることが重要です。同様に、障がい者に関するサービスや子ども・子育てに関するサービス、さらには既存の制度に明確に位置づけられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間」(ひきこもり、多重債務、ホームレス、サービス利用拒否など)に位置づけられる方に対する対応の充実も必要です。

そして、利用にあたっては、従来のやり方では申請が通らなかつたり、手続きの煩雑化なども考えられます。今後は、利用者の立場に立ってサービス提供体制を整えていく必要があります。

【福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

自分や地域の力では解決できないことについて、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい福祉サービスの充実を図ります。

また、各種福祉サービスの質の向上に向け、幅広い事業主体の福祉サービスへの参入促進の支援を行います。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> 行政やサービスを提供する事業者などに対して、サービスについての意見や要望などを積極的に伝えましょう。 	
地域や関係団体 など (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者は、利用者からの苦情、意見、要望等の聞き取りを行い、よりよいサービスの提供に努めましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉系ボランティアやNPO事業者は、行政と連携を図り、福祉サービス事業に積極的に参入しましょう。 	
行政 (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> 個別分野計画に基づき、サービス提供に必要な基盤整備と人材確保、サービスの質の向上に努めます。 	保険福祉課 子育て・健康 支援課 社会福祉協議 会
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と連携し、サービス従事者の確保や、研修により資質向上を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者など支援を必要とする人を早期に発見し、支援を開始するため、関係機関と連携し、現場訪問を含めた包括的な支援策を協議・検討します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者の相談・苦情に対して、適切な対応・解決が図れるよう、関係機関と連携して、福祉事業者の指導、評価体制の充実に努めます。 	保険福祉課 子育て・健康 支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と障がい者（児）がひとつの事業所においてサービスを受けられる「共生型サービス」など、分野横断的な福祉サービスの展開等を検討・協議します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者世帯や障がい者・高齢者が属する世帯を対象に生活福祉資金などの貸付事業を実施します。 	社会福祉協議 会

(3) 相談窓口の充実

現状と課題

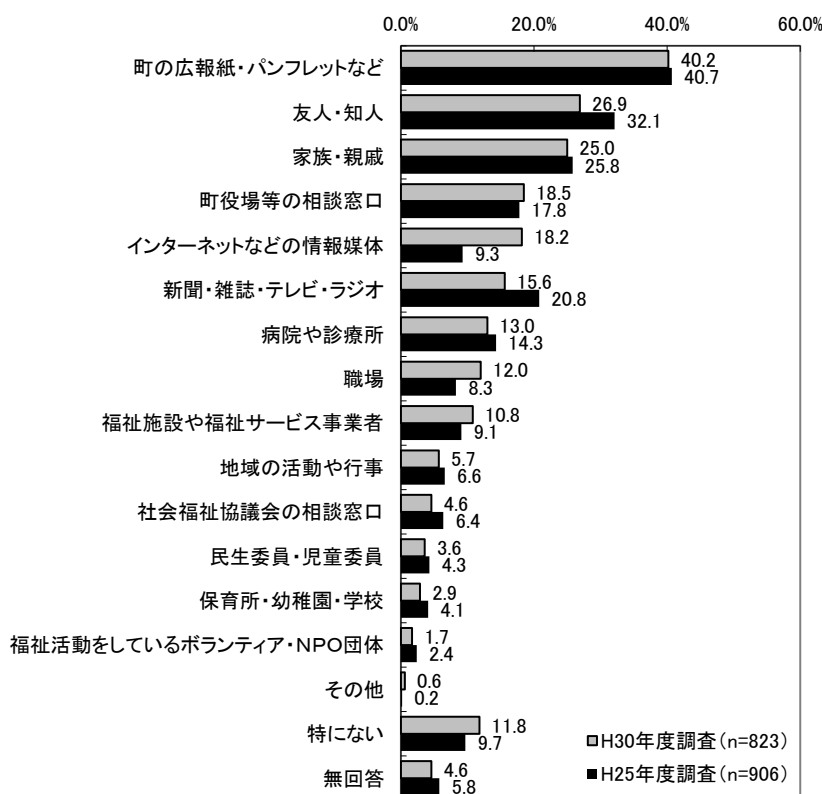
生活や福祉に関する相談は、県やみやこ町、社会福祉協議会等において、様々な相談機関を分野ごとに設置し相談体制の充実を図っており、町の窓口や地域包括支援センター、子育て支援センターなどで実施しています。

しかし、近年では相談事も複雑多様化しており、個別の相談窓口では対応が困難な状況にあります。また、地域とのつながりが希薄化している今日では、地域で相談できる相手がない、問題を抱えていることを誰にも気付かれたくないなど、問題が潜在化しています。

アンケート結果では、福祉に関する情報の入手先としては、「町の広報紙・パンフレットなど」が約40%と最も高く、次いで、「友人・知人」「家族・親戚」からの口コミや、「町役場等の相談窓口」が続いており、身近な相談先である「社会福祉協議会の相談窓口」「民生委員・児童委員」は1割未満に留まりました。

このため、様々な困りごとや悩みごとを地域で気軽に相談できる体制づくりや、地域で活動している関係団体との連携と、窓口間のネットワーク化を進めるとともに、総合的な相談窓口を充実・強化する必要があります。

【福祉に関する情報の入手先(再掲)】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

身近な相談窓口となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員と連携を密とし、個人情報保護に配慮しながら情報提供や活動の支援を推進します。高齢者については地域包括支援センター、障がいのある人については相談支援事業所、子育てについては子育て支援センターが総合的な窓口となり、相談に対応し、必要に応じて専門機関への結び付けを行っています。町役場や社会福祉協議会等の相談窓口をさらに活用していただけるようサービス向上を図ります。

また、サービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決の仕組みづくりに取り組めます。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとや不安を抱え込まないで、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の相談先や行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。 	
地域や関係団体 など (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。 ・地域住民の悩み、困りごとに対して、地域全体で取り組む仕組みを整備していきましょう。 ・関係団体と連携し、相談のネットワークを作りましょう。 	
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ・悩み事に応じた各分野の専門相談機関について、住民への周知と利用促進に努めます。 	保険福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に協働で取り組んでいくため、個人情報等を配慮し、行政および関係団体で情報の共有化を図りながら、適切な情報が運用されるようにします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・分野にとらわれない総合相談窓口として、社会福祉協議会窓口や福岡県自立相談支援事務所を周知しています。利用促進を図るとともに、窓口に行けない方については訪問を実施します。 	保険福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により、各種相談員の資質や技術の向上に努めます。 	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や各関係機関（保健福祉環境事務所、児童相談所、警察等）と連携を取りながら、子どもや高齢者、家庭生活等の問題に関する相談対応を行う緊急支援ネットワーク事業を推進します。 ・障がい者（児）の自立生活を支え、課題解決や適切なサービス利用等を支援する障害者相談支援事業を推進します。 	

(4) 権利擁護対策の推進

現状と課題

福祉サービスの利用にあたっては、利用者が様々なサービス事業者を自由に選べる反面、適切な利用を援助するための仕組みが不可欠となります。

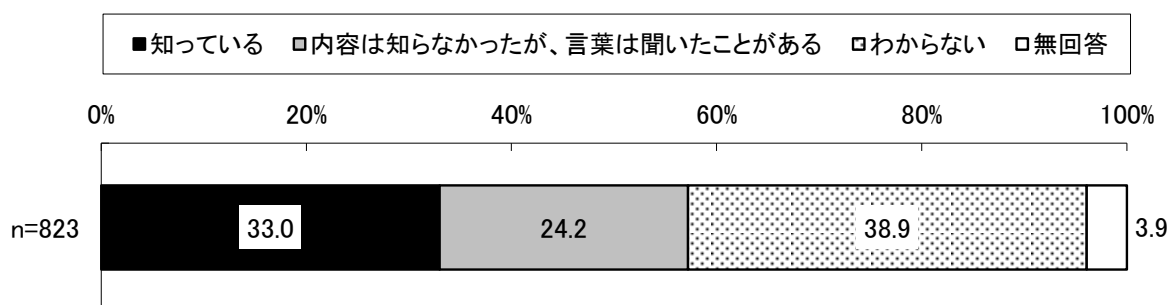
しかしながら、アンケート結果では、弱い立場の人の権利を守るためにある成年後見制度やみやこ町あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の認知度はそれぞれ約3割、1割未満と低い状況にあります。

今後は、町職員の権利擁護に関する研修会の参加促進を図るとともに、成年後見制度の利用促進に向け、周辺自治体との連携も視野に入れた中核機関の設置、計画作成を検討する必要があります。また、社会福祉協議会が行うみやこ町あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の周知・利用促進に努める必要があります。

さらに、近年高齢者や障がい者、児童に対する虐待が社会問題化しています。虐待を防止するためには、虐待を早期に発見し対応するための近隣住民や福祉関係者等の見守りネットワークが不可欠となります。また、虐待は被害者だけでなく、加害者に対してもケアが必要な場合が少なくありません。

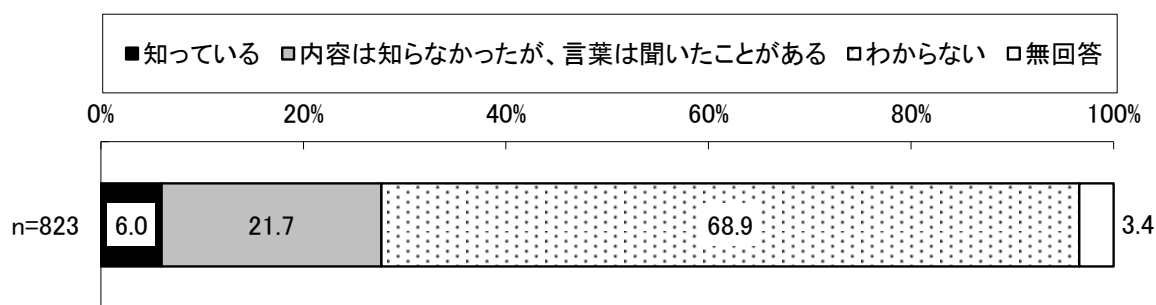
今後は、虐待防止に関する相談窓口機能の強化や啓発活動だけでなく、早期発見・対応に向け要保護児童対策協議会や民生委員・児童委員のケース会議など既存の協議会等を活用した各分野におけるネットワークの強化が必要です。さらに、虐待被害者と加害者に対する、個々のケースに応じた柔軟なケアが必要です。

【成年後見制度の認知度】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

【みやこ町あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の認知度】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

必要なサービスを適切に選び利用することができるよう、様々な権利侵害から利用者の権利を守る取組の情報を発信していきます。

また、権利擁護に関する啓発を図るとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた中核機関の設置、計画作成を検討・協議します。

虐待防止対策については、相談窓口機能の強化と虐待防止に関する啓発活動を推進するとともに、早期発見・対応に向け、要保護児童対策協議会や民生委員・児童委員のケース会議など既存の協議会等を活用した各分野におけるネットワークの強化を図ります。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住 民 (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、利用しましょう。 ・高齢者、障がい者、子どもをはじめ住民一人ひとりの人格を尊重しましょう。 	
地域や関係団体 など (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所や周囲の異変に気づいたら早急に相談機関に連絡しましょう。 ・成年後見制度などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。 ・見守り活動による問題の早期発見や相談機関の連絡体制を築きましょう。 ・サービス事業者は、福祉サービス第三者評価を利用し、結果を積極的に公表しましょう。 	
行 政 (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、障がい者相談員などの関係機関と連携して、成年後見制度などの周知と利用促進に努めます。今後、周辺自治体との広域連携を視野に、中核機関の設置および計画作成を協議・検討します。 ・町職員に対し権利擁護対策に関する研修会を実施し、権利擁護に関する対応充実を図るとともに、地域包括支援センターなどの各種相談窓口でのサービスにかかわる苦情相談の対応の充実を図ります。 ・社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度など制度の利用が必要な人を把握し、利用につなげます。 	保険福祉課 子育て・健康 支援課

取組の主体	取組	担当部署等
<p>行政 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会を中心に「みやこ町あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）」の周知を図るとともに、利用が必要な人を把握し、利用につなげます。 	<p>保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもや障がい者、高齢者への虐待を防止するため、虐待防止の普及・啓発を行い、虐待の早期発見・対応について意識を高めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待の相談に対しては保険福祉課、子育て・健康支援課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター等が連携して、早期発見に努めます。事実確認から見守り、各種サービスの利用支援、措置入所等の必要な支援につなげるなど、問題解決にも取り組みます。また、虐待被害者だけでなく、加害者へのケアも考慮し、精神的ケアや社会復帰支援など、それぞれのケースに応じて柔軟に対応します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待の早期発見・対応に向け、要保護児童対策協議会や民生委員・児童委員のケース会議など既存の協議会等を活用した各分野における情報共有、ネットワークの強化を図ります。 	

4. 安心して暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯対策

現状と課題

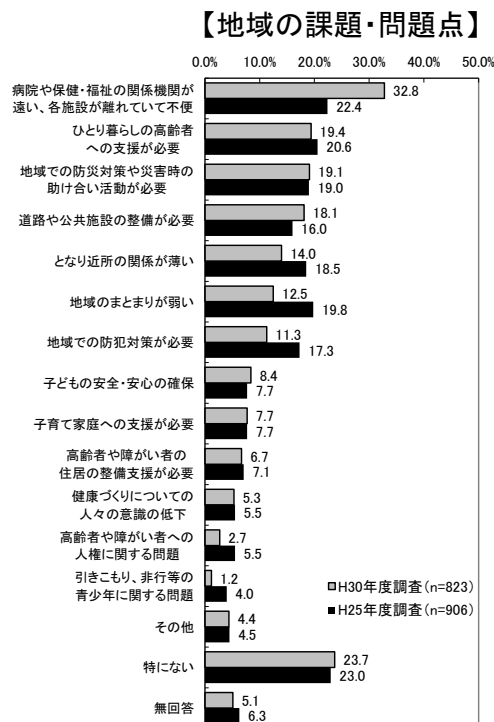
安全に安心して暮らしていくためには、防災・防犯対策が重要課題です。住民は日ごろから防災・防犯に関心を持ち、災害時の手助け等、隣近所や地域ぐるみでの助け合いができるような体制を整えておくことが重要です。

アンケート結果では、地域の課題として、「地域での防災対策や災害時の助け合い活動が必要」等の意見が多くあがっています。また、町内の避難所を知らないと答えた人は、平成25年度の結果と比較して約20ポイント減少したものの、依然として約30%が知らない状況です。さらに、自力での避難について「ひとりで避難できない」「わからない」が合わせて約40%いる状況ですが、避難行動要支援者の情報登録があることを知らない人が、平成25年度と同様約90%もいることがわかりました。

関係団体ヒアリングでは、「高齢者や重度障がい者のための福祉避難所が必要」という意見があがりました。

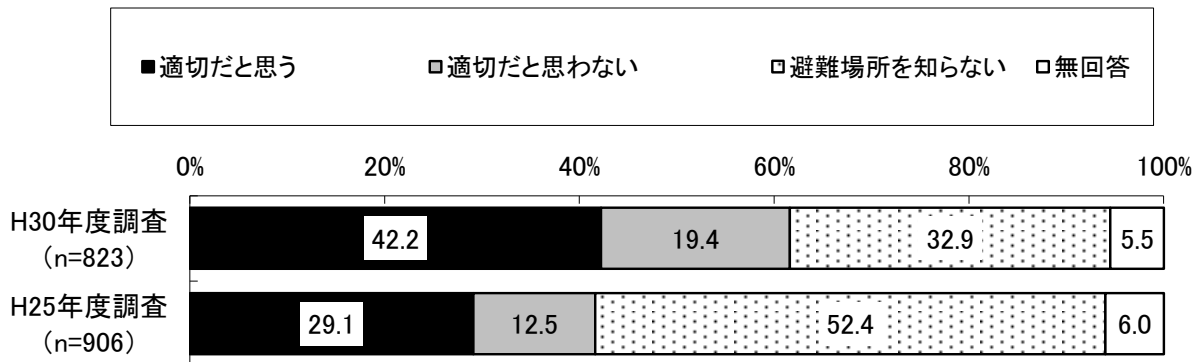
今後は、避難所の整備および避難所や危険箇所の周知を徹底するとともに、地域防災計画を踏まえ、関係各課と連携して、災害時の要支援者の把握や災害時の安否確認に努める必要があります。また、住民の避難訓練を実施することで、災害時に適切な避難行動や要支援者への対応を図ることができるとともに、住民の連帯感の醸成につながり得ると考えられます。

さらに、高齢者を狙った悪質商法や、子どもを狙った犯罪等も全国的に増加しています。今後は、消費者被害や子どもを狙った犯罪の注意喚起および相談窓口の周知を図るとともに、被害が確認された場合は、速やかに住民に情報提供する必要があります。



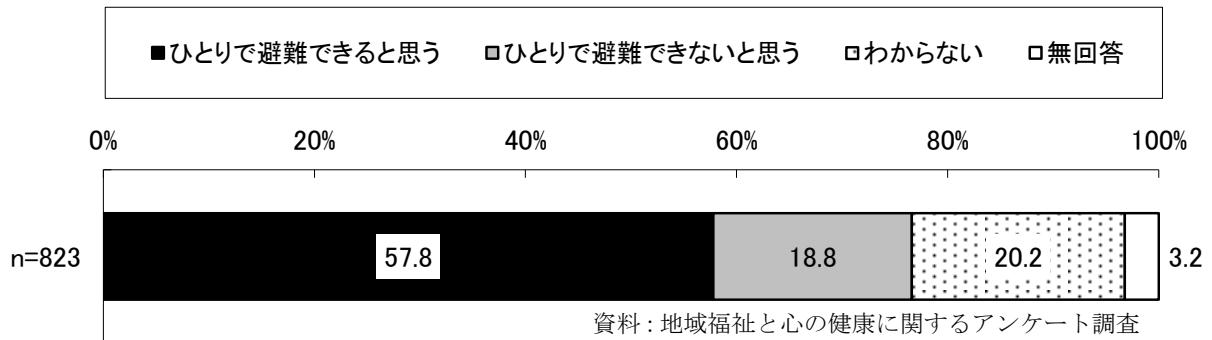
資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

【災害避難場所について】



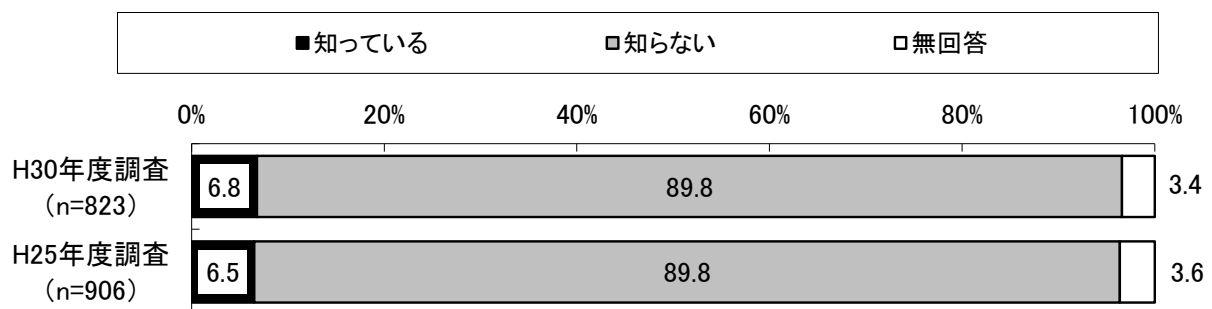
資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

【自力での避難について】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

【要援護者の情報登録の認知度】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防災・防犯意識を高め、関係団体と連携し地域ぐるみの防災・防犯活動を進めます。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住 民 (自 助)	・災害時の緊急連絡先や避難所、危険箇所について、日ごろから確認や準備をしておきましょう。	
	・子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。	
	・子どもを犯罪等の被害から守るため、「子ども110番の家」等の防犯活動に参加・協力しましょう。	
	・家庭での災害時の対応について話し合いましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・町と連携して、自主防災組織の設立などの災害時要支援者を地域で支援する仕組みづくりに取り組みましょう。	
	・警察、学校、PTA、民生委員・児童委員等の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。	
	・地域の中で、危険箇所について話し合う機会をつくりましょう。	
行 政 (公 助)	・災害時の避難所や危険箇所、緊急連絡先等の防災に関する情報の周知に努めます。	総務課
	・消防署、消防団、警察署、保健・医療機関、学校、自治会、自主防災組織等と連携、協力しながら住民の防災知識の普及や避難訓練を実施し、災害時の適切な避難活動につなげるとともに、地域住民の連帯感を醸成します。	
	・避難行動要支援者登録制度について住民に周知し、避難行動要支援者の登録を推進します。	総務課 保険福祉課
	・区長や民生委員・児童委員と協力し、要支援者の状況を把握します。	保険福祉課
	・高齢者を狙った悪質商法や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	観光まちづくり課

取組の主体	取組	担当部署等
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に災害についての講演会、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行うことにより、災害ボランティアセンターの周知・啓発を行います。 	総務課 社会福祉協議会

(2) 人にやさしいまちづくり

現状と課題

すべての人が安心して暮らすことができるよう、誰もが利用しやすい道路や施設的环境を整え、安全の確保を図ることが重要です。みやこ町は幹線道路以外の道幅が狭く、また歩道がない道路も多くあります。

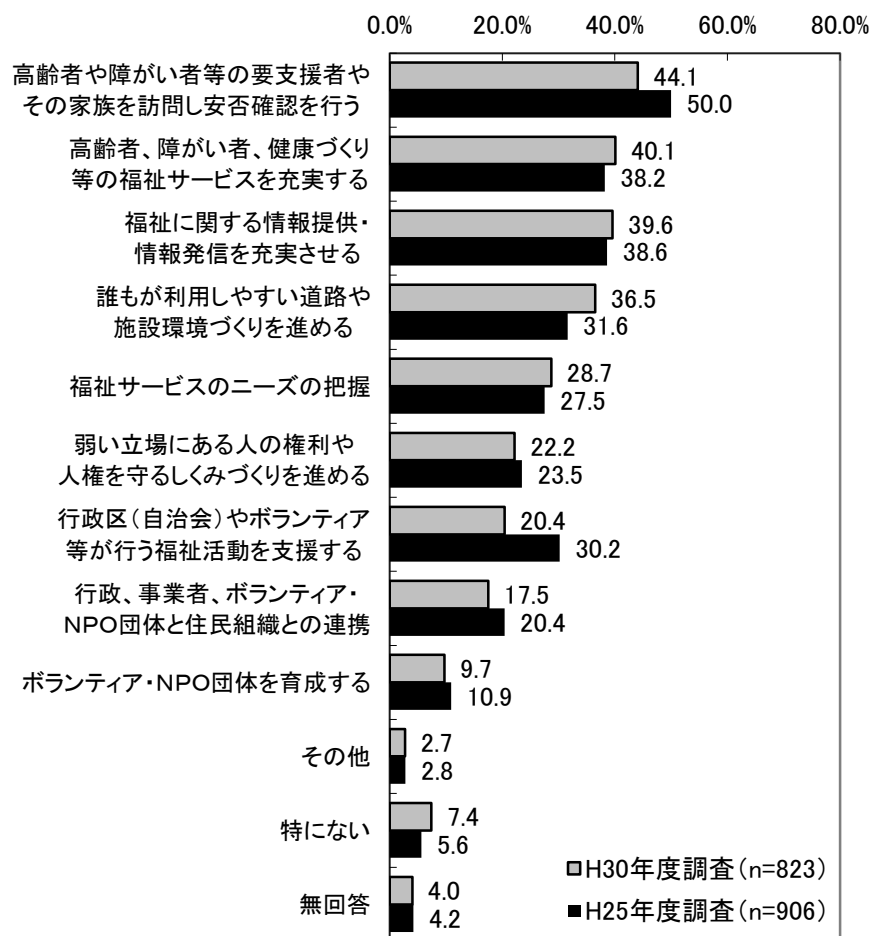
アンケート結果によると、地域の課題として、「道路や公共施設の整備が必要」の割合が高くなっており、また同時に行政への要望として、「誰もが利用しやすい道路や施設環境づくりを進める」との意見があがってきていました。

また、関係団体ヒアリングでは、「世代間交流もできるような、子どもが外に出て遊ぶ場所が少ない」という意見もあがりました。

今後も歩行者の通行が多い町道は、計画的に歩道等の設置を実施するとともに、公共施設についても、計画的にバリアフリー化を実施する必要があります。そして、公園等の整備・充実についても関係部署の計画のもと進めていく必要があります。

また、安心して生活を送るためには、安全・安心な住環境と安定した就労が必要不可欠です。今後、住宅確保要配慮者への支援や生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える方の支援を推進していく必要があります。

【「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきこと】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して快適に生活できるよう道路や公共施設等の生活環境を整備・改善し、「人にやさしいまちづくり」を進めていきます。

住宅確保要配慮者に対して、公営住宅の情報提供を行うとともに、就労に困難を抱える方の支援の充実を図ります。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自 助)	・ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が住みやすい生活環境づくりに協力しましょう。	
	・地域で行われる身近な道路などの環境美化活動に参加しましょう。	
地域や関係団体 など (共 助)	・企業や公共交通機関も、ユニバーサルデザインについて理解を深め、施設等の改善、整備に取り組みましょう。	
	・地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。	
	・地域で環境美化活動をすすめましょう。	
行 政 (公 助)	・ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。	行政経営課 都市整備課
	・公共施設など、バリアフリーが必要な箇所について、バリアフリー化の推進に努めます。	行政経営課
	・みやこ町公共施設等総合管理計画のもと、既存の公園施設の整備・充実を図ります。	都市整備課
	・商業施設や公共施設において、「ふくおか・まごころ駐車場」の普及と啓発に努めます。	子育て・健康 支援課
	・子どもが安心して放課後を過ごすことができる居場所づくりに向け、放課後児童クラブ事業を推進します。	子育て・健康 支援課
	・職業安定所やシルバー人材センター、障害者就業・生活支援センター等と連携して、生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て家庭等のうち、就労に困難を抱える者に対する支援を推進します。	保険福祉課 子育て・健康 支援課

取組の主体	取組	担当部署等
	<ul style="list-style-type: none">生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者に対して、公営住宅の情報提供を行うなど、住まいの確保や生活の安定、自立の促進にかかる取組を推進します。	建築課 保険福祉課

(3) 外出や移動のための手段づくり

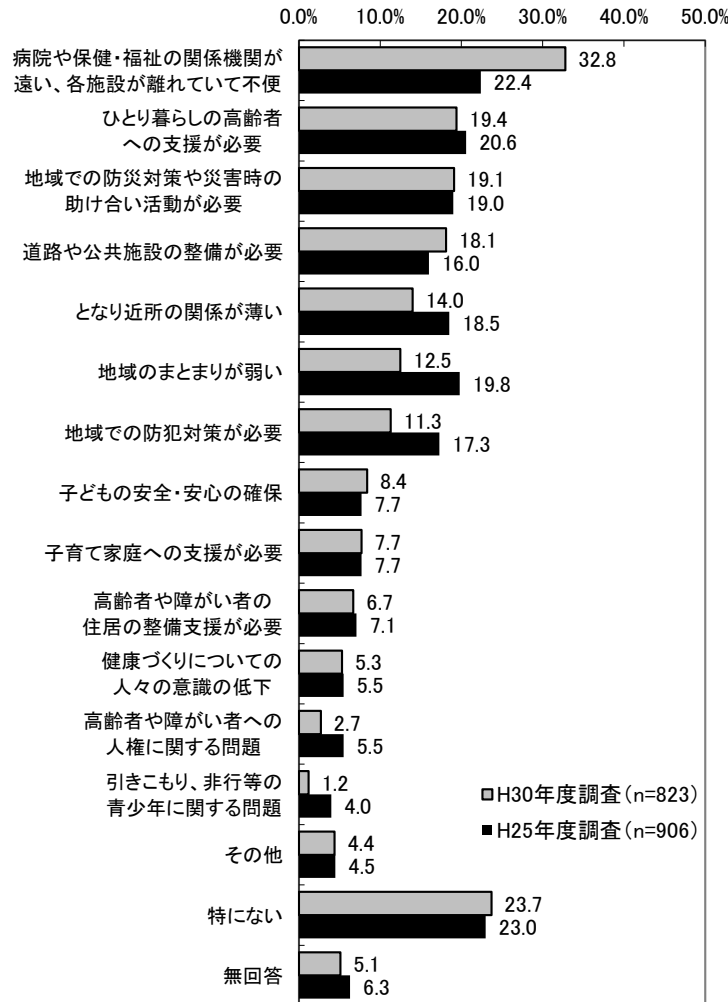
現状と課題

みやこ町では鉄道、路線バスが公共交通機関として使われています。しかしながら、町内は広く、また山間部も多いため、公共の交通機関がない地域も多くあります。公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ、外出が困難です。高齢者や障がいのある人などにとっては、地域で生活をしていくうえで、移動手段の確保が大変重要です。

アンケート調査でも、地域の課題として、「病院や保健・福祉の関係機関が遠い、各施設が離れていて不便」の割合が最も多くなっていました。

関係団体ヒアリングにおいても、地域の課題として「乗用車を持っていない高齢者は、移動手段がない」等の意見があがっていました。

【地域の課題・問題点】



資料：地域福祉と心の健康に関するアンケート調査

基本方針

高齢者や障がいのある人が利用しやすい移動手段の充実を図り、また、買い物や医療機関などへのアクセスを便利にするための移動手段、交通手段の方法を検討します。交通弱者にとって使いやすい移動手段や運行ルートを検討し、住民の生活の質を向上します。

取組の役割分担

取組の主体	取組	担当部署等
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を積極的に利用しましょう。 	
地域や関係団体 など (共助)	<ul style="list-style-type: none"> 家族や隣近所同士で乗り合わせて出かけるなどの助け合いをしましょう。 	
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> あいのりタクシーの普及と啓発を行い、利用促進に努めます。 	行政経営課
	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者及び虚弱高齢者等へのタクシー料金の一部を助成し、移動支援を推進します。 	保険福祉課

第5章 計画の推進

1. 連携体制の強化

この計画に基づく施策を推進するためには、住民、地域の関係団体、社会福祉協議会、行政の福祉分野のみならず様々な分野が、計画で位置づけられたそれぞれの役割を認識し、横断的な連携・協力をする必要があります。また、町行政においては、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的・全庁的に推進する責務があります。

みやこ町では、関係機関・団体等との役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、関係各課とも連携を図ることで、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

2. 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、町内における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の増進、社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に活動しており、地域福祉のコーディネーターとして様々な事業を行っています。

町と社会福祉協議会が果たすべき役割を相互に理解し、これまで以上に連携を強化することで、住民意識の啓発や地域での取組の支援を行います。

3. 計画の進行管理と評価

みやこ町を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。また、庁内の関係課と定期的に進捗状況の確認を行い、関係団体等との意見を交えながら、本計画の進行管理と評価に努めます。

今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の弾力的な運用を行っていきます。

資料編

資料1 みやこ町地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

平成24年3月28日

告示第15号

改正 平成25年4月1日告示第37号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定に関し、みやこ町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定方針及び内容の検討並びに関係機関との連絡調整を図るため、みやこ町地域福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 各種協議会関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、任期中においても町長が必要と認めるときは、委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 調査、研究及び必要な資料の作成のため、委員会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、委員会に諮り、町長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第37号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第8号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 みやこ町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

任期:平成30年8月1日～平成31年3月31日

◎会長 ○副会長

区 分	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	◎ 村 山 浩 一 郎	福岡県立大学
各種団体代表者	○ 林 利 晴	みやこ町民生委員児童委員協議会
医療機関関係者	野 口 隆 義	京都医師会(のぐちクリニック)
行政機関関係者	森 田 文 久	福岡県京築保健福祉環境事務所
各種団体代表者	福 森 猛	みやこ町駐在員会
各種団体代表者	興 梶 ミツエ	みやこ町老人クラブ連合会
各種団体代表者	藤 浪 タツエ	みやこ町身体障害者福祉協会
各種団体代表者	坪 井 智 子	みやこ町保育協会
各種団体代表者	中 村 圭 太	みやこ町社会福祉協議協会

資料3 自殺対策基本法

自殺対策基本法

(平成 18 年6月 21 日法律第 85 号)

第一章 総則 (第一条—第 11 条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (第 12 条—第 14 条)

第三章 基本的施策 (第 15 条—第 22 条)

第四章 自殺総合対策会議等 (第 23 条—第 25 条) 附 則

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月 10 日から9月 16 日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をい)、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等
(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率のかつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専門学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処

の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその他地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
 - 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
 - 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
 - 4 会議に、幹事を置く。
 - 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成27年9月11日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条の規定公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成28年3月30日法律第11号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

資料4 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性別・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、住居マイリテラに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

資料5 みやこ町 生きる支援関連施策一覧

【事業名】 事業内容	担当課
【検診事業】 検診（健診）の機会を利用し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	子育て・健康支援課
【歯科検診事業】 子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得ます。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させつつ、子育ての悩みやストレスを原因とする自殺の防止につなげます。	子育て・健康支援課
【休日夜間急患センター負担金】 通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクに係わる問題を抱えているケースもあることが想定されます。必要な場合は支援先につなぐ等、休日夜間急患センターにおける診療と自殺リスクの実態把握に努めます。	子育て・健康支援課
【地域保健活動】 地域全体の健康のレベルアップを図るために、町民との連絡会の開催や地域保健活動ボランティア合同研修会を開催するなど、地域組織との連携を図りながら地域保健活動を推進します。	子育て・健康支援課
【身体の病気に関する悩みに対する支援】 生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。	子育て・健康支援課
【不妊治療費助成・不育症医療費助成】 子どものできない夫婦がストレスからの精神的不安定になりやすい状況で問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぎます。	子育て・健康支援課
【障害児発達支援事業】 障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もあります。対応職員が、家族の状況把握の際に自殺対策の視点を持ち、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぎます。	子育て・健康支援課
【障害者福祉手当支給事務】【特別障害者手当等支給事務】 手当の支給対象となる町民の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、専門機関への紹介を行います。	子育て・健康支援課
【権利擁護の仕組みづくり】 判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺リスクが高い方も含まれる可能性があります。 事業の中で、当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い方の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得ます。	子育て・健康支援課
【精神障害者医療費助成】 精神障害者保健福祉手帳所持者で、一定の条件に該当する方の保険診療による入・通院医療費自己負担額を助成します。 窓口での申請時に当事者や家族等との対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点になり得ます。	子育て・健康支援課

【事業名】 事業内容	担当課
【健康教育】 保健師や管理栄養士等に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、保健師や管理栄養士が地域のゲートキーパーとしての役割を担うことで、自殺の防止につなげます。	子育て・健康支援課
【母子保健事業】 保健師や助産師等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば専門機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	子育て・健康支援課
【障害者相談支援事業】 各種障がいを抱えて地域で生活している人は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。 相談員を対象にゲートキーパー研修を行うことで、そうした方々の状況を察知・把握するうえでの視点を身につけてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役の役割を担うことで、自殺の予防につなげます。	子育て・健康支援課
【こころといのちの講演会】 町民への普及啓発に資するため、自殺対策強化月間に、こころの健康に関する講演会を行います。	子育て・健康支援課
【理解促進研修・啓発事業】 地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。	子育て・健康支援課
【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】 働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。	子育て・健康支援課
【うつ病の方の家族教室】 うつ病の人の家族を対象に、抑うつ状態やうつ病に対する正しい知識や対応方法を学ぶ場を提供します。	子育て・健康支援課
【町立診療所施設整備事業】【へき地診療所運営事業】 【へき地患者輸送車運行事業】 健康問題と自殺は関連性が非常に高く、健康問題を原因とする自殺リスクの軽減のために、医療にめぐまれない地域の医療の確保を推進します。	子育て・健康支援課
【保健師による家庭訪問・健康相談】 乳幼児から高齢者まですべての町民を対象に、健康な生活の維持・増進のため、家庭訪問や健康相談等の生活支援を行います。	子育て・健康支援課
【地域・家庭・職場における健康づくりの推進】 地域・家庭・職場における健康活動を支援し、地域・家庭・職場における健康づくりを推進します。	子育て・健康支援課
【妊産婦への支援の充実】 妊娠届時等に把握した特定妊婦（出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等に対し、支援検討会を実施し、支援計画に基づく支援を行います。医療機関等からの情報提供等により、精神疾患の既往がある、不安が強いと思われる妊産婦等を把握し、早期からの支援を行います。	子育て・健康支援課

【事業名】 事業内容	担当課
【乳幼児健康診査未受診者フォローアップ】 虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、訪問（家庭・保育所等）を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。さらに、未受診者のフォローに関して、課内や児童相談所などの関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。	子育て・健康支援課
【スポーツや健康・体づくり活動の推進】 各種運動やスポーツ事業、健幸カラオケ等を推進し、心身の健康づくりや生きがいにつなげます。	子育て・健康支援課
【地域子育て支援拠点事業】 就学前までの児童を持つ親の子育て相談を行い、必要な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	子育て・健康支援課
【みやこ町すくすく次世代育成事業：豊津寺子屋】 放課後児童の健全育成及び有志指導者の生きがいづくりを図るため、豊津寺子屋を設置します。	子育て・健康支援課
【保育所運営事業】【時間外保育（延長保育）】 【病児・病後児保育事業】【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】 保育士、放課後児童クラブ員、医療機関職員等、様々な児童福祉の担い手を対象に、ゲートキーパー研修を行うことによって、自殺対策を支える人材育成を推進します。	子育て・健康支援課
【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。必要な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	子育て・健康支援課
【養育支援訪問事業】 養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て・健康支援課
【健診事業】 検診、健診の機会を利用し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	保険福祉課
【避難行動要支援者の避難支援体制の整備】 「避難行動要支援者名簿」を民生委員・児童委員等の活動を通して、住民に広く知ってもらい、災害時に支援を必要とする人の把握を進めるとともに、支援が必要な人に対して災害時にスムーズに避難誘導が行える体制づくりを行います。	保険福祉課
【高額療養費の支給申請】 医療費の自己負担額が高額になる場合、家計の負担を軽減するために、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されます。申請の手続きの際に、家族の健康状態、経済状況を聞くことが可能なことから、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接点となり得ます。	保険福祉課
【養育医療費助成】 未熟児を産んだ親への支援として負担や不安感の軽減に寄与し得ます。また、申請時に保護者が悩みを抱えている等の問題に気づき、支援につなぐ等の対応が可能となり、接点となり得ます。	保険福祉課

【事業名】 事業内容	担当課
【子ども医療費助成】 子育て中の親への支援として経済的な負担軽減に寄与し得ます。保護者と対面で対応する機会があれば、問題の早期発見・早期対応への接点となり得ます。	保険福祉課
【福祉教育・福祉体験活動】 福祉教育・福祉体験活動の推進を図り、福祉に対する意識を醸成するとともに、学んだ福祉力を地域に還元し、福祉人材の育成に努めます。	保険福祉課
【介護予防・日常生活支援総合事業】【包括的支援事業】 【生活支援コーディネーターの配置・協議体の検討】 【認知症サポーター養成講座】【認知症地域支援推進員の配置】 【認知症初期集中支援推進事業】【生活支援ホームヘルプサービス事業】 地域包括支援センター職員や社会福祉協議会、サービス事業者、住民ボランティア、NPO、民間団体、生活支援コーディネーター、民生委員等、様々な地域高齢者福祉の担い手を対象に、ゲートキーパー研修を行うことによって、自殺対策を支える人材育成を推進します。	保険福祉課
【地域ケア会議の推進】【みやこ町介護事業者連絡会】 【生活支援コーディネーターの配置・協議体の検討】（再掲） 【行方不明者のためのSOSネットワーク事業】 【在宅医療連携にかかる施策の検討の推進】 各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。	保険福祉課
【敬老会開催事業】 高齢者が集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	保険福祉課
【老人クラブ連合会助成事業】 会議や研修会で自殺問題に関する資料の配布を行い、住民の自殺問題に対する理解促進を図ります。	保険福祉課
【高齢者労働能力活用事業】 高齢者の就労を促進し、高齢者の生きがいづくりにつなげます。	保険福祉課
【地域包括支援センター運営事業】 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策も念頭に置きつつ、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動を図ります。	保険福祉課
【福祉タクシー券支給事業】 高齢者の行動範囲を拡大し、社会参加の促進を図る事で、高齢者の生きがいづくりにつなげます。	保険福祉課
【緊急通報システム事業】 通報システムの設置を通じて、連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用することで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	保険福祉課

【事業名】 事業内容	担当課
【自立支援事業】 介護家族は、その負担の大きさが原因で自殺してしまうケースが少なくありません。介護家族の相談体制を充実させることで、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。また、「家族介護慰労金支給事業」を推進することで、介護家族の経済的負担を軽減し、介護の悩みやストレスを原因とする自殺の防止を図ります。	保険福祉課
【配食サービス事業】 食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	保険福祉課
【介護用品購入支給事業】【生活管理指導ショートステイ事業】 【家族介護慰労金支給事業】 介護家族の負担を軽減することで、家族介護の悩みやストレスを原因とする自殺の防止につなげます。	保険福祉課
【老人保護措置事業】 入所手続きの際に、当人や家族等に対し、問題状況等の聞き取りを行うことで、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなぐ機会として活用することで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	保険福祉課
【訪問理美容サービス事業】 理美容サービスを行う業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性があります。	保険福祉課
【世代間交流の促進】 様々な世代との交流の機会をつくることで、高齢者の地域活動の場を確保するとともに、高齢者の生きがいづくりにつなげます。	保険福祉課
【成年後見制度の周知・促進】【みやこ町成年後見制度利用支援事業】 制度を利用しやすいように、成年後見制度の手続きや利用に伴う費用や認知症高齢者などの判断力が十分でない人の権利擁護について、任意後見制度も含めて推進が図られるよう啓発に努めます。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により、成年後見制度に関する実態を把握するとともに、今後は、弁護士会や司法書士会等専門職と連携しながら、成年後見制度の利用を促進していきます。	保険福祉課
【認知症カフェ】 認知症の当事者やその家族だけでなく、介護従事者や認知症に関心のある市民が気軽に集う「認知症カフェ」において、気分転換や悩みの共有、情報交換ができる機会を提供します。	保険福祉課
【ひとり親医療費助成】 ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤独になりがちであるなど、自殺につながる問題を抱え込みやすい傾向にあります。医療費の助成時に当事者との直接的な接触があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点となり得ます。	保険福祉課
【不登校児童・生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布】 不登校の児童・生徒が、悩んだときや困ったときに相談できる相談先を記載した、相談窓口一覧カードを配布し周知します。	学校教育課

【事業名】 事業内容	担当課
【小・中学校就学援助事業】 就学之际して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられます。費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応を推進するとともに、関係機関への情報提供を行います。	学校教育課
【図書購入事業】【学校図書室利用促進事業】 学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「こころの健康」をテーマとした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。	学校教育課
【体力アップアドバイザー事業】 部活動の監督指導は、教員にとって少なからず負担となっている側面があります。外部指導者と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援を強化します。	学校教育課
【児童・生徒支援講師雇用事業】 子どもたちの人間力を豊かに育てるため、豊かな心及び健やかな身体を育み、並びに豊かな学力を身につけることを基本目標として、きめ細かな指導を行うため各種事業で非常勤講師の雇用を推進します。また、非常勤講師を雇用することで、教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課
【スクールソーシャルワーカー派遣事業】 さまざまな課題を抱えた児童生徒およびその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されます。スクールソーシャルワーカーとその他関係機関の連携による支援を強化することで、児童生徒およびその保護者の自殺防止を図ります。	学校教育課
【児童・生徒学校給食費補助事業】 町立等小中学校に3人以上在籍する保護者に第3子以降の給食費の免除を行うことで、子育て世代の経済的負担を軽減し、経済的理由による自殺の防止につなげます。また、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見につなげるとともに関係機関との情報提供を行います。	学校教育課
【修学奨励事業】【修学奨励事業（るるか）】 支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、金銭面の援助に留まらず、必要な場合には専門機関による支援につなげ、自殺の防止につなげます。	学校教育課
【いじめ問題対策連絡協議会】 関係機関（学校、スクールカウンセラー、児童相談所、人権擁護委員会、警察、子育て支援課、教育委員会）が連携し、いじめの防止・早期発見・対策について協議します。	学校教育課
【子どもや保護者に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修の実施】 保育所・認定こども園、児童館、小・中学校の職員等を対象に子どものSOSに気づき、対応できる技術をつける研修会を実施します。	学校教育課
【臨床心理相談活用事業】 いじめ問題や不登校等の専門性を必要とする教育相談など、児童生徒、保護者、教職員等の心のケアを図るために臨床心理相談員を活用してカウンセリング等を行います。	学校教育課

【事業名】 事業内容	担当課
【教育相談事業】 児童・生徒の教育や子育てに関する課題について、保護者からの相談に対応することで解決をめざします。個別のカウンセリングに加え、学校や関係諸機関との連携を行います。	学校教育課
【SOS 相談カードの配布】 すべての児童生徒に対して、無料で相談できる SOS 相談窓口カードを配布して、リスクの回避を図ります。	学校教育課
【情報教育事業の推進（インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等）】 児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。	学校教育課
【いじめに関するアンケートの実施】 各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。	学校教育課
【PTA 活動の支援・育成に関する事務】 PTA の役員会において、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	学校教育課
【教職員メンタルヘルス対策】 精神科医や産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施します。	学校教育課
【いじめ防止一斉キャンペーンの啓発】 各学校において、人権週間等に、いじめ防止に係る啓発を図ります。	学校教育課
【図書館資料整備事業】 図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行うことで、住民の自殺問題に関する理解促進や支援先の情報提供等を推進します。	生涯学習課
【子ども体験教室】 子どもとその家族が相互に交流できる機会を提供することによって、親子のつながりの形成と強化を図り、家庭・家族の問題を原因とする自殺の防止につながります。	生涯学習課
【住環境に関する苦情や相談】 住環境をめぐる近隣トラブルの苦情や相談への対応において、心身の不調や福祉課題を把握した場合は、関係機関などと連携して支援につなぎます。	住民課
【年金相談】 複雑多様な各種年金制度の相談に応じる中で、生活困窮や障がいなどの悩みを抱えた人に気づき、悩みに応じた関係部署や関係機関への案内を行います。	住民課
【防災訓練の実施】【自主防災組織結成の推進】 防災訓練や自主防災組織の新規結成を通して、地域住民のつながりを強化し、生きやすい地域づくりにつなぎます。	総務課
【職員のストレスチェック】 全職員に対しストレスチェックを実施し、外部機関で分析してストレスの程度を把握し、ハイリスク者に対して相談を促したり、職場環境の改善を検討します。	総務課

【事業名】 事業内容	担当課
【隣保館運営事業】 生活相談支援にあたる職員が、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。	総務課
【人権啓発】 様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解促進を図ります。	総務課
【人権のつどい】 人権週間（12/4～12/10）の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。	総務課
【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。	総務課
【男女共同参画推進事業】 研修の中で、男女共同参画にかかわる問題（女性の就労問題や DV、セクハラなど）と自殺の関連性や自殺対策についての講義を設けることで、自殺問題に関する理解ある地域女性リーダーを育成します。	総務課
【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。	総務課
【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場合に、教材や資料の情報提供を行います。	総務課 生涯学習課
【性的マイノリティ支援に関する情報収集】 性的マイノリティ支援に関する情報収集を進め、効果的な啓発活動について検討します。	総務課
【性的マイノリティに関する無理解・偏見などをなくす取組】 性的マイノリティについての正しい理解と社会全体で必要な取組を周知することで、性的マイノリティに対する無理解や偏見をなくし、相互理解を促します。	総務課
【様々なハラスメントに関する普及啓発】 公式ウェブサイト等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。	総務課
【ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発】 ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報をチラシや公式ウェブサイトにおいて周知します。また、働きやすい職場づくりを進めるため、人権教育研究会の社会啓発・企業部会で、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図ります。	総務課

【事業名】	担当課
事業内容	
【男女共同参画に関する事業】 男女共同参画に関するチラシや冊子で、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する情報を取り上げ、相談機関の情報を掲載し、全戸に配布し町民に対し啓発を行います。	総務課
【DV相談事業】 女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行い、女性保護を図るため、配偶者等暴力相談員を配置します。 定期的に町内で女性相談員による相談窓口を開設し相談しやすい体制に努めることで早期の指導支援を実施し自殺の防止につなげます。	総務課
【人権相談】 人権擁護委員による特設人権相談所を開設し、家庭内のもめごと、近隣等のトラブル、いじめ、差別、セクハラ、パワハラ等に関する相談を行います。	総務課
【公共交通整備事業】 相談機関の窓口一覧情報等を駅やコミュニティバス車内に掲示することにより、相談先情報等の周知を図ります。	行政経営課
【相談窓口情報の一元的な周知】 ホームページや広報紙において、多分野の相談窓口の情報を一元的にわかりやすく周知します。	行政経営課
【公共交通整備事業】（再掲） 【地域公共交通の利便性の向上】 地域公共交通の利便性の向上により、交通手段を確保することで、生きやすい地域づくりにつなげます。	行政経営課
【地域コミュニティ支援事業】 支援員が自殺リスクのありそうな住民の発見や相談対応、適切な機関につなぐ等、気づき役・つなぎ役としての役割を駐在員と連携して担えるよう、自殺対策を支える人材育成を推進します。	観光まちづくり課
【商工会との協働・連携】 商工会に対し、会員企業の研修に自殺対策に関する内容を加えるよう働きかけます。	観光まちづくり課
【労働相談】 労働問題に関する相談に応じ、あわせてサポートする窓口を案内します。	観光まちづくり課
【経営相談】 事業主を対象に、労働条件の整備等の相談に応じます。	観光まちづくり課
【長時間労働の是正】 長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善に向けた相談に応じます。	観光まちづくり課
【消費者被害防止事業】 消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあります。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。	観光まちづくり課
【若者就職相談】 就職で悩んでいる若者やその家族を対象に、若者の就職をサポートする窓口を案内します。	観光まちづくり課

【事業名】	担当課
事業内容	
【納税相談】 町税等（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の納付に関する相談を行うほか、関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。	税務課
【町税等の納付相談】 経済的困窮で町税等の納付が滞っている場合には、納付相談に応じ分納又は減免制度に関する説明等を行っています。また、納付相談で得た当事者の状況から、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接点となり得ます。	税務課
【自殺の危険箇所改善への取組】 自殺危険箇所における危険防止のため、柵等の取り付け等は定期的な点検と対応を行い、啓発ポスター等の掲示などについては担当課の対応に協力します。町有施設以外に対しては所有者や管理者への理解を求めています。	都市整備課
【快適空間づくり】 公園・緑地空間に期待できるものとして、こころと体の癒し効果があり、特に緑豊かなみやこ町の公園を適正に管理することで、生きることの包括的な支援につながります。	都市整備課
【水道料金徴収業務】 滞納者に対する給水停止の執行において、接触する上での窓口となり得ます。	上下水道課
【認定農業者等育成事業】【新規就農者研修支援事業】 【新規就農者に対する生活支援】 新規就農者等を対象とした技術研修の中で、配布する資料の中に生きる支援に関する相談先一覧を含めることを検討します。	農林業振興課
【農業者等自営業の方々への啓発事業の強化】 農業者等自営業の方々に対して、うつ等の気づきに関する研修会を開催して、こころの健康リスクの早期発見を推進します。	農林業振興課

資料6 用語集

■あいのりタクシー

タクシー車両を利用して、予約をした利用者の自宅から目的地までを運行する「予約制の乗合タクシー」のこと。

予約をした利用者の自宅や目的地を効率よく回るルートを毎回設定し、利用者を乗せたり降ろしたりしながら乗合で移動する。

■SNS

SNS (Social Networking Service) は、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

■NPO

NPO のうち、特定非営利活動促進法 (NPO 法) の規定によって成立した法人のこと。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る) を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

■協働

行政と住民や事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

■権利擁護

高齢者や障がい者等の社会的に不利な立場にある人々に対する財産侵害や虐待等を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明 (代弁) すること。

■コーディネート

支援を必要としている人と、支援者や社会資源を結びつけたり、関係機関・団体同士の連携を図るなど点と点を結び付けていくこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

■災害時要支援者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

■自殺総合対策推進センター

自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会）及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」（平成27年7月）を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための資料の提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。

■自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われました。平成24年に閣議決定された大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていたことから、平成28年から見直しに向けた検討に着手し、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

■自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正された。

■自主防災組織

地震等の大規模災害に備え、自治区や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行う、地域ぐるみでの防災活動にあたる組織。

■社会福祉協議会

地域の住民やボランティア、保健、福祉の関係団体などが集まり、福祉のまちづくりを推進する社会福祉法人。特定の福祉問題の解決だけを目的とせず、高齢者や障がい者、児童など、地域で解決しなければならない問題を見つけ出し、住民と一緒に問題解決のために取り組んでいく団体。

■社会福祉法人

社会福祉法に定められている社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確保するために、公益法人とは違った組織の特別法人であり、公益事業及び収益事業を行うことができる。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が不利な契約等を結ばないように、選任された後見人、保佐人等が本人の判断能力を補い保護する制度。

■団塊の世代

終戦直後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）頃に出生した第一次ベビーブーム世代のこと。

■地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置されるもの。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが置かれ、相互に連携を取りながら、総合相談や権利擁護、指定介護予防支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援等、高齢者への総合的支援を行う。介護保険法の改正に伴って、平成18年4月に創設された。

■地域防災計画

地方自治体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県および市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

■日常生活自立支援事業

認知症のある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安がある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険の利用、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

■認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が2005（平成17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

■バリアフリー

障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味。

■福祉協力員

民生委員・児童委員等と連携し、援助を必要としている人に対し、適宜訪問を行い、安否確認や生活上で困っている問題などをいち早く発見し、関係機関に連絡、情報提供をする、地域のボランティア。

■福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業。個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的としている。

■マイノリティ

「少数」・「少人数」・「少数派」という意味を持つ。最近では、マイノリティとは、「社会的少数者」または「社会的少数集団」のことを指すことが多い。「社会的少数派」というのは、人々が生活している社会における権力関係において、少数派に位置する者の立場やその集団を指す。

■民生委員・児童委員

地域住民の生活状態把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている民間の奉仕者。

■メンタルヘルス

メンタルヘルス（英: mental health）は、精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

■ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること、またはデザインされたものを指す。

■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。もともとは1970年代以降の欧米で、働きながら子育てをする人や長時間労働によるストレスで健康を損ないつつある労働者が増加したことを背景に、こうした人々に必要なものとして用いられた言葉。近年の日本では、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方の意味で用いられる。

みやこ町地域福祉計画

平成 31 年 3 月発行

発 行 みやこ町 保険福祉課

〒824-0892

住所 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

電 話 : 0930-32-2516

F A X : 0930-32-8034